

大学における利益相反マネジメントの  
運用基準等に関する調査研究

**A Study on the Guidelines for Conflicts of Interest Management at Japanese  
Universities**

2016年1月

新谷 由紀子  
菊本 虔  
(筑波大学)



## は じ め に

2002年に文部科学省の科学技術・学術審議会のWGが「利益相反ワーキング・グループ報告書」を発表してから10年以上が経過しているが、その間に国立大学は法人化し、産学官連携活動もますます活発化・多様化している。この中で、大規模大学等においては利益相反マネジメントの体制が一定程度整備されてきているものの、規模の大小に関わらず、マネジメント自体が適切になされているかどうかの懸念が生じている。このことは、昨今、大学における利益相反問題が大きく報道されていることから明らかである。

利益相反マネジメントについては法令等でその基準が明確に示されているわけではなく、判断は各大学に任されている。このため、各大学において、利益相反問題をどのような基準でどのように審査し、どのような結論を導けばよいのかということが必ずしも明らかではない。こうしたことが各大学のマネジメントに支障を生じさせていると想像される。

利益相反は実際に弊害が生じているという状態以前に、研究の客観性や契約の公正性について外形上疑念が生じる段階で対処を求められる。すなわち、利益相反をマネジメントする立場から言えば、独善に陥らない常識的な基準というものを知っておく必要がある。

今般、利益相反マネジメントの運用のための基準について明らかにするために、大学教員や外部の大学関係者の意識調査を行った。こうした基準は当然のことながら時代や地域によって異なるものである。社会の変化に応じて随時調査を実施していく必要もある。

今回の調査結果が各大学における利益相反マネジメントの運用の参考になれば幸いである。

平成 28 年 1 月

筑波大学

新 谷 由紀子

菊 本 虔

注：本研究は、JSPS 科研費 15K04276 の助成を受けたものです。

(平成 27 年度～29 年度 JSPS 科研費 基盤研究 (C))



# 大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査研究

## 目次

第1章 本調査研究の背景と目的 .....	1
第2章 大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関するアンケート調査結果 ..	3
第1節 調査の対象と方法 .....	3
1. 調査対象大学 .....	3
2. 大学教員及び国立大学法人経営協議会外部委員等に対する調査方法 .....	3
第2節 調査票回収状況 .....	6
第3節 調査結果の概要 .....	7
1. 回答者の属性 .....	7
2. 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について .....	7
3. 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について .....	16
4. 大学における利益相反に関する自由意見 .....	31
第4節 調査結果のまとめ .....	34
第3章 おわりに .....	47

### 【資料編】

1. 「大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査」アンケート集計 結果 .....	50
2. 調査票 .....	126



## 第1章 本調査研究の背景と目的

文部科学省の2014年度調査によれば、全国の大学等（大学（短大を含む）、高専、大学共同利用機関）1,085校のうち利益相反ポリシーを制定している大学等は32%であった。また、筆者が2012年に実施した調査では、国内の大学における組織としての利益相反ポリシー（大学又は学長等幹部職員が大学発ベンチャーの株式を保有した場合などの対応を定めたもの）を制定している大学の数については、回答のあった166大学（回収率：54%）のうち僅か3大学（回答のあった大学のうち2%）であった<sup>1</sup>。2002年に文部科学省科学技術・学術審議会の利益相反ワーキング・グループが報告書<sup>2</sup>を公表し、利益相反マネジメントシステムの整備を呼び掛けて以来既に10年以上が経過したが、その整備は遅々として進んでいない。このため、依然として組織としての利益相反を含め利益相反マネジメントシステムの普及が課題となっている。

他方、それだけではなく、最近になって、臨床研究について利益相反マネジメントを担う役割を期待されていた倫理審査委員会に関して、期待された運用がなされず、審査委員会が機能していなかったというケースが出現し、厚生労働者や文部科学省はもとより、一般の国民にも大きな衝撃を与えることとなった。すなわち、2013年にいたって、高血圧治療薬バルサルタン（製品名ディオバン）の大学における臨床研究の結果に関してデータの人為的操作が指摘され、その後、複数の論文が撤回される事態となった事件である。この問題については、日本学術会議の提言においても、「臨床研究の質と信頼性を著しく失墜させる大事件」<sup>3</sup>であるという評価を下している。

この事件はいろいろな問題点を含んでいるが、利益相反の観点から見ると、例えば、製薬会社からは臨床研究を実施した5大学に多額の奨学寄附金（総額約11億円）が提供されていたという点が問題になる。この場合、各大学で行われている臨床研究実施時の利益相反マネジメント（倫理審査委員会）において、個人的利益の報告は研究者個人宛てのものだけではなく、講座や診療科宛ての奨学寄附金について申告義務があるか、あるいは、奨

---

<sup>1</sup> 新谷由紀子、菊本虔『大学及び学協会における利益相反マネジメント（組織としての利益相反を含む）の現状に関する実証的研究』（2013）

（<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/research/>）41大学は組織としての利益相反ポリシー等を制定しているという回答であったが、そのほとんどが、利益相反の定義の中に組織としての利益相反が含まれているに過ぎなかったり、役員にも自己申告が義務付けられているのみであったりという状況であった。なお、3大学については組織としての利益相反を予見した場合は随時利益相反アドバイザーに相談できるなどの簡単な対応が定められていた。

<sup>2</sup> 文部科学省 科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』（2002）

（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm)）

<sup>3</sup> 日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会『提言 臨床研究にかかる利益相反（COI）マネジメントの意義と透明性確保について』（2013）p.iii

（<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t183-1.pdf>）

学寄附金が研究の開始後に入ってきた場合や研究期間が数年間にわたり継続する場合に審査の対象になっているかなど、実態は明らかにされておらず、利益相反マネジメントが本来の目的を達成するように運用されているかどうかの疑念が生じる。

前述の 2012 年に実施した筆者の調査によれば、利益相反マネジメントの問題点として大学の担当者により指摘されたのは、一つは利益相反マネジメントの重要性の認識が薄いことであり、もう一つは大学に利益相反の専門家が存在せずノウハウもないため運用に自信が持てないこと、換言すれば、運用する上での参考となる資料が存在しないことであった。

したがって、単に形式上ではなく、実質的に意味のある利益相反マネジメントの普及を図るためには、各大学において運用のための材料となる、運用基準作成のための参考資料等の作成・提供を行うことが有益であると考えられるが、このような資料はこれまでほとんど存在していない。特に、今回の事件が日本の臨床研究に対する国際的な信用を失墜させかねないことを考えると、その必要性和緊急性については極めて高いものがある。

本研究は、日本においてその実施が立ち遅れ、かつ、実施している大学等でも本来の趣旨に沿った運用が行われていない実態のある産学連携に伴う利益相反マネジメントに関して、具体的な仮想事例を作成し、それに関する対応案の選択肢を用意して、主要な国公立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の合計 1,000 名のアンケート調査を実施し、その結果をもとに、各大学等における運用基準作成のための資料等の作成・提供を行い、もって利益相反マネジメントシステムの実質的に意味のある普及・定着に寄与することを目的とする。



## 第2章 大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関するアンケート調査結果

### 第1節 調査の対象と方法

本調査は国公立大学の教員と大学の経営に関与する第三者（外部委員）を対象に、大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関するアンケート調査を行ったものである。

#### 1. 調査対象大学

まず、全国の国公立大学 781 校<sup>4</sup>のうち、医学部が設置された大学 79（国 42、公 8、私 29）大学と、それ以外に 2013 年度に民間企業との共同研究件数が多かった上位 21（国 15、公 2、私 4）大学<sup>5</sup>の計 100 大学（国 57、公 10、私 33）を調査対象の大学とした（表 2-1-1）。

調査対象として医学部を選択した理由は、医学部では製薬企業等との産学連携が活発に行われているため利益相反の状況が生じやすく、また、医学は人間の生命・身体に関わるテーマであるため、利益相反の問題が深刻化しやすいためである。医学部以外には、民間企業と共同研究を実施している大学、いわゆる産学連携を活発に行っている大学を選定し、合計 100 大学とした。

なお、民間企業との共同研究件数で上位 100 大学に入っていない医学部設置大学は 28（公 4、私 24）大学あったが、いずれの大学においても民間企業との共同研究を実施していない大学はなかった。また、共同研究件数が多かった医学部の設置のない 21 大学は、全体としては共同研究件数で上位 52 大学に入っていた。

#### 2. 大学教員及び国立大学法人経営協議会外部委員等に対する調査方法

上記「1」で選定した 100 大学から教員を各大学 8 人計 800 人無作為抽出した。さらに、各大学において国立大学法人経営協議会外部委員、公立大学法人経営審議会外部委員、私立大学外部理事を各大学 2 人計 200 人無作為抽出し、合計 1,000 人を対象にアンケート調査を実施することとした。

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 20 条では、「国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。」とされており、経営協議会の委員の過半数は国立大学法人の役員又は職員以外の者でなければならないとき

<sup>4</sup> 平成 26 年度文部科学省学校基本調査では、国公立大学数は各 86、92、603、計 781 で、教員数は各 64,252、13,013、103,614 で計 180,879 人。

<sup>5</sup> 文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課大学技術移転推進室「平成 25 年度 大学等における産学連携等実施状況 共同研究実績（機関別）」（2014）  
（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1353580.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1353580.htm)）

表 2-1-1 調査票配付対象大学

No.	種別No.	種別	大学名
1	1	国	北海道大学
2	2	国	旭川医科大学
3	3	国	弘前大学
4	4	国	東北大学
5	5	国	秋田大学
6	6	国	山形大学
7	7	国	筑波大学
8	8	国	群馬大学
9	9	国	千葉大学
10	10	国	東京大学
11	11	国	東京医科歯科大学
12	12	国	新潟大学
13	13	国	富山大学
14	14	国	金沢大学
15	15	国	福井大学
16	16	国	山梨大学
17	17	国	信州大学
18	18	国	岐阜大学
19	19	国	浜松医科大学
20	20	国	名古屋大学
21	21	国	三重大学
22	22	国	滋賀医科大学
23	23	国	京都大学
24	24	国	大阪大学
25	25	国	神戸大学
26	26	国	鳥取大学
27	27	国	島根大学
28	28	国	岡山大学
29	29	国	広島大学
30	30	国	山口大学
31	31	国	徳島大学
32	32	国	香川大学
33	33	国	愛媛大学
34	34	国	高知大学
35	35	国	九州大学
36	36	国	佐賀大学
37	37	国	長崎大学
38	38	国	熊本大学
39	39	国	大分大学
40	40	国	宮崎大学
41	41	国	鹿児島大学
42	42	国	琉球大学
43	43	国	岩手大学
44	44	国	茨城大学
45	45	国	宇都宮大学
46	46	国	埼玉大学
47	47	国	東京農工大学
48	48	国	東京工業大学
49	49	国	電気通信大学
50	50	国	東京海洋大学

No.	種別No.	種別	大学名
51	51	国	横浜国立大学
52	52	国	長岡技術科学大学
53	53	国	静岡大学
54	54	国	名古屋工業大学
55	55	国	豊橋技術科学大学
56	56	国	京都工芸繊維大学
57	57	国	九州工業大学
58	1	公	札幌医科大学
59	2	公	福島県立医科大学
60	3	公	横浜市立大学
61	4	公	名古屋市立大学
62	5	公	京都府立医科大学
63	6	公	大阪市立大学
64	7	公	奈良県立医科大学
65	8	公	和歌山県立医科大学
66	9	公	首都大学東京
67	10	公	大阪府立大学
68	1	私	岩手医科大学
69	2	私	自治医科大学
70	3	私	獨協医科大学
71	4	私	埼玉医科大学
72	5	私	杏林大学
73	6	私	慶應義塾大学
74	7	私	順天堂大学
75	8	私	昭和大学
76	9	私	帝京大学
77	10	私	東海大学
78	11	私	東京医科大学
79	12	私	東京慈恵会医科大学
80	13	私	東京女子医科大学
81	14	私	東邦大学
82	15	私	日本大学
83	16	私	日本医科大学
84	17	私	北里大学
85	18	私	聖マリアンナ医科大学
86	19	私	金沢医科大学
87	20	私	愛知医科大学
88	21	私	藤田保健衛生大学
89	22	私	大阪医科大学
90	23	私	関西医科大学
91	24	私	近畿大学
92	25	私	兵庫医科大学
93	26	私	川崎医科大学
94	27	私	久留米大学
95	28	私	産業医科大学
96	29	私	福岡大学
97	30	私	芝浦工業大学
98	31	私	東京理科大学
99	32	私	早稲田大学
100	33	私	関西大学

れている。また、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 77 条では、「公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。」とされ、「経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。」としているが、通常学外の委員が任命されている。さらに、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 35 条では、「学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない。」とされ、第 38 条第 3 項第 5 項に「理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。」とされている。

なお、外部委員については各大学 2 人を抽出する予定であったが、9 私立大学において外部理事に関する具体的な情報が公表されておらず、また、4 私立大学において外部理事が 1 人のみであったため、残りの 87 大学のうち、外部委員の多い大学（10～15 人）20 大学（国 19、私 1）において 3 人の無作為抽出を行い、さらに 9 人の外部委員のいる 10 大学のうち 2 国立大学において 3 人の無作為抽出を行って、計 200 人を抽出した。すなわち、次のとおりである。

3 人 ×	(20+2) 大学 =	66 人
2 人 ×	(87-22) 大学 =	130 人
1 人 ×	<u>4 大学 =</u>	<u>4 人</u>
計	91 大学	200 人

上記合計 1,000 人のアンケート調査対象者の無作為抽出は、Microsoft Office Excel 2013 で乱数を発生させて抽出した。

調査票（資料編参照）は、大学教員については調査対象大学の総務担当課宛てに郵送して各教員宛てに配付依頼をし、国立大学法人経営協議会外部委員・公立大学法人経営審議会外部委員・私立大学外部理事は直接本人に郵送した。調査票記入後は、回答者ごとに郵便・FAX・E-mail のいずれかによる返送を依頼した。調査実施日は 2015 年 7 月 6 日、締切日は 2015 年 7 月 31 日とした。

## 第2節 調査票回収状況

全国の国公立大学教員 800 人と国立大学法人経営協議会外部委員・公立大学法人経営審議会外部委員・私立大学外部理事（以下「外部委員」という。）200 人を対象に実施したアンケート調査の回収状況は表 2-2-1 のとおりである。大学教員は 20%、外部委員は 13%、全体で 18%の回答率であった。

また、回答者の所属別割合は図 2-2-1、2-2-2 のとおりであった。

表 2-2-1 調査票回収状況

対 象	大学数	教員・外部委員数	回答数	回答率
国立大学教員	57	456	103	22.59%
公立大学教員	10	80	11	13.75%
私立大学教員	33	264	42	15.91%
小計	100	800	156	19.50%
国立大学法人経営協議会外部委員	57	135	14	10.37%
公立大学法人経営審議会外部委員	10	20	3	15.00%
私立大学外部理事	24	45	9	20.00%
小計	91	200	26	13.00%
合計	100	1,000	182	18.20%



図 2-2-1 回答者の所属（大学教員）

図 2-2-2 回答者の所属（外部委員）

### 第3節 調査結果の概要

#### 1. 回答者の属性

大学教員の回答者の専門分野は、図 2-3-1 のとおりである。これは、平成 27 年度科学研究費補助金の「系・分野・分科・細目表」のうちの 14 に分類された「分野」に加え「その他」を提示して選択を求めたものである。医歯薬学系が最も多く 54%（84 件）、次いで工学が 13%（21 件）、社会科学と化学が各 5%（8 件）と続いた。

外部委員の職業について複数回答可でたずねたところ、企業が最も多く 54%（14 件）、次いで大学教員が 23%（6 件）、行政が 19%（5 件）と続いた（図 2-3-2）。

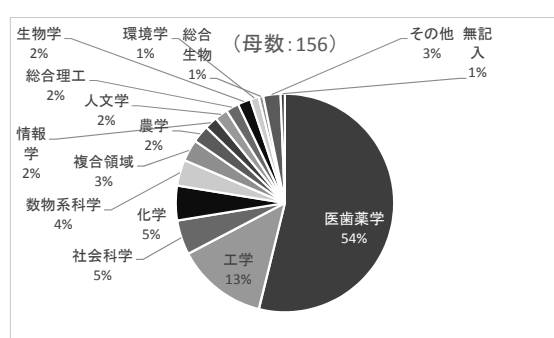


図 2-3-1 回答者の専門分野（大学教員）

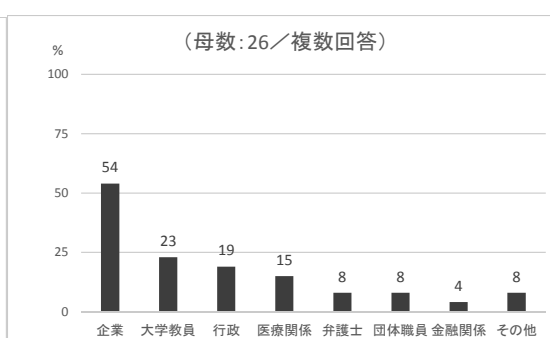


図 2-3-2 回答者の職業（外部委員）

#### 2. 【仮想事例 1】臨床研究に関連した寄付金について

本調査では二つの仮想事例を提示して意見を求めたが、まず、臨床研究に関連した寄付金に関する次のような仮想事例を提示した。

##### 【仮想事例 1】臨床研究に関連した寄付金について

甲大学大学院医学研究科臨床系所属の A 教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで 5～6 年間毎年 100～200 万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社から A 教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関しての臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が 5 年間、費用は年間 400 万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もし A 教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後 5 年間各年 600 万円の寄付金を提供するという申し出があった。A 教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。

##### (1) 利益相反に関しての倫理審査委員会の審査の対象について

「1 利益相反に関しての倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。」とし、「1-1 企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであ

っても、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する」と「1-2 利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする」の二つの選択肢を提示したところ、結果は図 2-3-3～2-3-5 のとおりとなった。全体では「組織宛ての寄付金であっても審査する」とする回答の割合が 88%を占めた(図 2-3-3)。また、大学教員(87%)よりも外部委員(92%)の方が「組織宛ての寄付金であっても審査する」を選択した割合が高かった(図 2-3-4、2-3-5)。内訳をみると、大学教員の場合、「組織宛ての寄付金であっても審査する」が公立大学(91%)、国立大学(87%)、私立大学(86%)の順に、外部委員の方は公立大学(100%)、国立大学(93%)、私立大学(89%)の順に割合が高かった(資料編参照)。

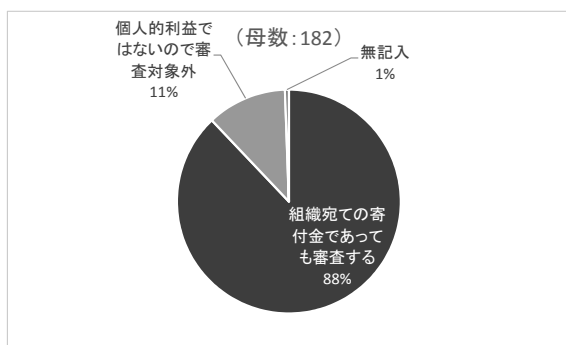


図 2-3-3 寄付金の審査 (全体)

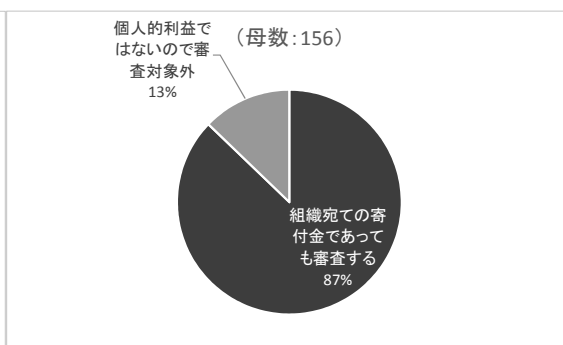


図 2-3-4 寄付金の審査 (大学教員)

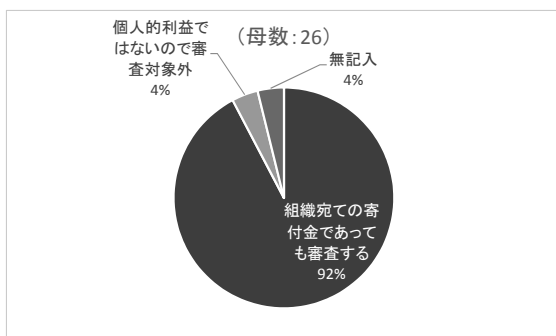


図 2-3-5 寄付金の審査 (外部委員)

## (2) 審査対象とすべき期間や金額

「2 上記 1-1 に○印を付した方におたずねします。利益相反に関しての倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( ) 内に数値をご記入ください。」とたずねた。上記(1)で「組織宛ての寄付金であっても審査する」とした回答者に対する設問である。

これについての結果は図 2-3-6～2-3-8 のとおりとなった。

まず過去の寄付金の審査についてみてみると、全体で最も割合が高かった「過去( )年

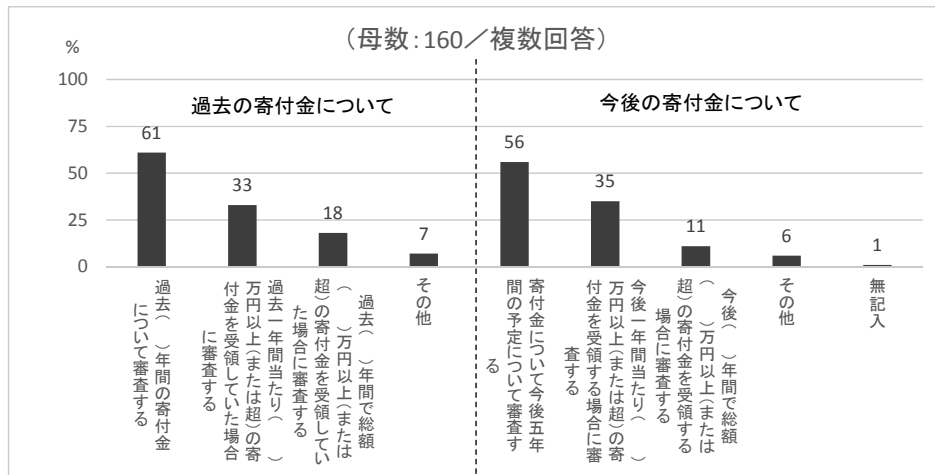


図 2-3-6 審査対象とすべき期間や金額 (全体)

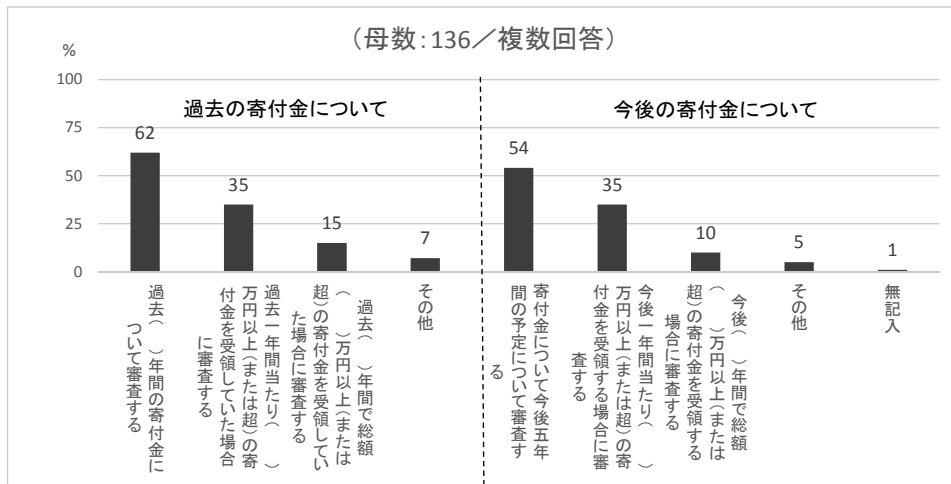


図 2-3-7 審査対象とすべき期間や金額 (大学教員)

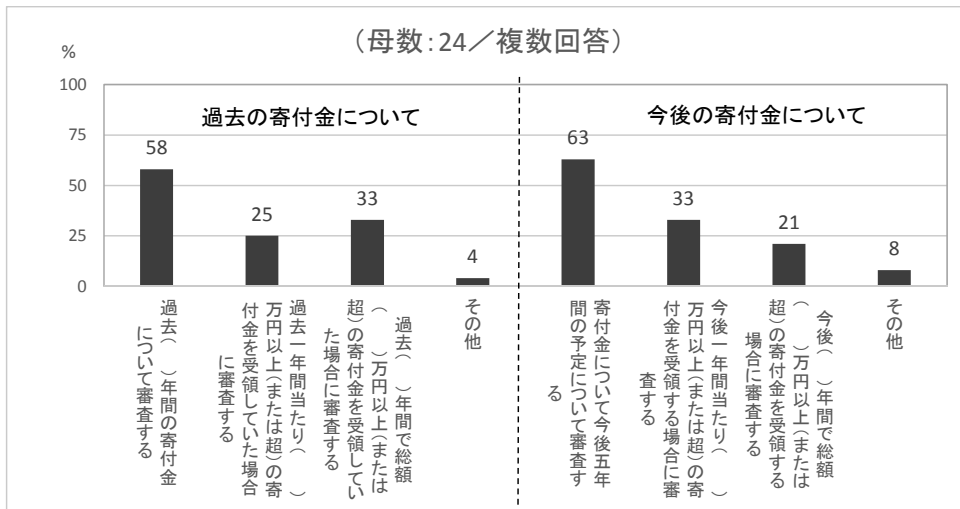


図 2-3-8 審査対象とすべき期間や金額 (外部委員)



間の寄付金について審査する」(61%)については、( )内に98件の記載があり(大学教員84件、外部委員14件)、内訳は図2-3-9のとおりとなった。「過去5年間の寄付金について審査する」とするものが62%と多数を占め、次いで過去3年間とする回答が17%であった。なお、外部委員の回答はいずれも1~6年間の間であった(資料編参照)。

2番目に支持された「過去1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する」(33%)については、( )内に53件の記載があり(大学教員47件、外部委員6件)、内訳は図2-3-10のとおりとなった。「過去1年間当たり100万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する」とするものが60%と多数を占め、次いで200万円以上(または超)とする回答が19%であった。外部委員の回答は100万円(4件)または200万円(2件)のいずれかであった(資料編参照)。

さらに「過去( )年間で総額( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する」(18%)については、( )内に28件の記載があり(大学教員20件、外部委員8件)、内訳は表2-3-1のとおりとなった。最も支持されたのは、「過去5年間当たり500万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する」とするもので8件となった。次いで「過去5年間当たり100万円以上(または超)」が4件となった。

「その他」(7%)を選択した11人については、それぞれ具体的な記載があったが、年数や金額の大小にかかわらずすべて審査するという趣旨の回答が8件、それぞれの組織で判断するべきであるとする回答が2件あった(資料編参照)。

今後の寄付金についてしてみると、全体で最も選択の割合が高かった回答が「寄付金について今後5年間の予定について審査する」で、全体で56%であった。

2番目に支持された「今後1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する」(35%)については、( )内に55件の記載があり(大学教員47件、外部委員8件)、内訳は図2-3-11のとおりとなった。「今後1年間当たり100万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する」とするものが56%と多数を占め、次いで200

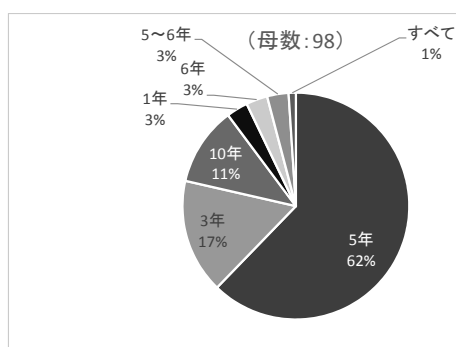


図 2-3-9 過去何年間の寄付金について審査するか (全体)

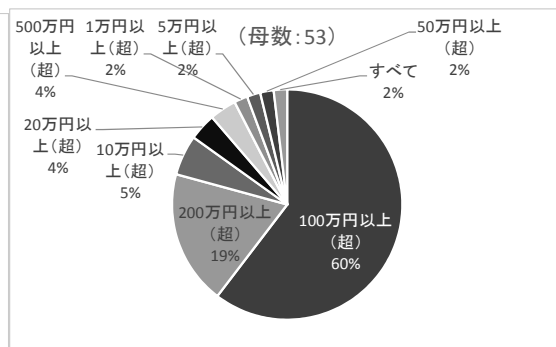


図 2-3-10 過去1年間当たりに受領したいくら金額について審査するか (全体)



表 2-3-1 過去何年間で総額いくらの寄付金を受領した場合に審査するか（全体）

期間	金額	件数	種別
1年	すべて	1	国大
2年	100万円以上（超）	2	国大、私大
3年	500万円以上（超）	3	国大（2）、私大
	1,000万円以上（超）	1	国委員
5年	1万円以上（超）	1	私大
	100万円以上（超）	4	国大（2）、私大、私委員
	200万円以上（超）	1	国大
	300万円以上（超）	2	国大、私大
	500万円以上（超）	8	国大、私大（3）、国委員（3）、公委員
	1,000万円以上（超）	2	国委員
10年	50万円以上（超）	1	私大
	100万円以上（超）	1	国大
	1,000万円以上（超）	1	国大
合計		28	

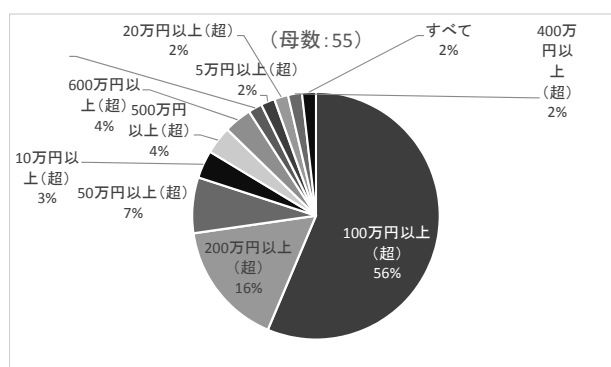


図 2-3-11 今後 1 年間当たりいくらの寄付金を受領した場合に審査するか（全体）

万円以上（または超）とする回答が 16%であった。外部委員の回答はいずれも 50 万円～600 万円の間であった（資料編参照）。

さらに「今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する」（11%）については、（ ）内に 18 件の記載があり（大学教員 13 件、外部委員 5 件）、内訳は表 2-3-2 のとおりとなった。最も支持されたのは、「今後 5 年間で総額 500 万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する」とするもので 6 件となった。次いで「今後 5 年間で総額 1,000 万円以上（または超）」が 3 件、他はすべて 1 件ずつとなった。

表 2-3-2 今後何年間で総額いくらの寄付金を受領した場合に審査するか（全体）

期間	金額	件数	種別
2年	100万円以上（超）	1	国大
3年	500万円以上（超）	1	国大
	1000万円以上（超）	1	国大
5年	すべて	1	国大
	100万円以上（超）	1	私大
	300万円以上（超）	1	国大
	500万円以上（超）	6	国大、私大（2）、国委員（3）
	1,000万円以上（超）	3	私大、国委員（2）
	3,000万円以上（超）	1	私大
10年	50万円以上（超）	1	私大
	1,000万円以上（超）	1	国大
合計		18	

「その他」（6％）を選択した 9 人については、それぞれ具体的な記載があったが、年数や金額の大小にかかわらずすべて審査するという趣旨の回答が 4 件、それぞれの組織で判断するべきであるとする回答が 2 件あった（資料編参照）。

### （3）研究計画の中止または研究代表者の交代の条件

「3 上記 2-1～2-4 のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。」として、「乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める」の（ ）内の数値をたずねた。これは過去の寄付金について何らかの審査が必要であるとする回答した 148 人の回答者に対する設問である。この結果（ ）内に 114 件の記載があり（大学教員 99 件、外部委員 15 件）、内訳は表 2-3-3 のとおりとなった。最も支持されたのは、「乙製薬会社からの寄付金が過去 5 年間で総額 1,000 万円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める」とするもので 23 件となった。次いで「過去 5 年間で総額 500 万円以上」が 15 件、「過去 5 年間で総額 100 万円以上」が 8 件となった。

### （4）今後の寄付金についての取扱い

「4 上記 2-5～2-8 のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後 5 年間各年 600 万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりま

表 2-3-3 過去何年間で総額いくらの寄付金を受領した場合に研究計画の中止または研究代表者の交代を求めるか（全体）

期間	金額	件数	種別
1年	1円以上（超）	1	国大
	10万円以上（超）	1	公大
	30万円以上（超）	1	国大
	100万円以上（超）	7	国大（4）、私大（2）、私委員
	200万円以上（超）	2	国大（2）
	500万円以上（超）	2	国大、私委員
	1,000万円以上（超）	7	国大（4）、公大（2）、私大
2年	100万円以上（超）	1	私大
	300万円以上（超）	1	国大
	500万円以上（超）	1	国大
3年	100万円以上（超）	2	国大
	300万円以上（超）	3	国大、私大、国委員
	500万円以上（超）	5	国大（4）、私大
	600万円以上（超）	1	国大
	900万円以上（超）	1	私大
	1,000万円以上（超）	2	国大、私大
	2,000万円以上（超）	1	国大
	5,000万円以上（超）	1	国委員
5年	1円以上（超）	3	国大
	1万円以上（超）	2	国大、私大
	100万円以上（超）	8	国大（4）、公大、私大（3）
	150万円以上（超）	1	国大
	200万円以上（超）	1	国大
	250万円以上（超）	1	私大
	300万円以上（超）	1	国大
	500万円以上（超）	15	国大（7）、私大（5）、国委員（2）、私委員
	600万円以上（超）	1	公大
	1,000万円以上（超）	23	国大（13）、公大（2）、私大（2）、国委員（4）、公委員（2）
	2,000万円以上（超）	2	公大、私大
	3,000万円以上（超）	1	国大
	4,000万円以上（超）	1	国大
	5,000万円以上（超）	2	国大
	1億円以上（超）	3	私大、国委員（2）
10年	1円以上（超）	2	国大
	100万円以上（超）	1	国大
	200万円以上（超）	1	私大
	1,000万円以上（超）	2	国大
	5,000万円以上（超）	1	国大
全期間	1円以上（超）	1	私大
	1,000万円以上（超）	1	国大
合計		114	

すか。」とたずね、四つの選択肢を提示した。これは今後の寄付金について何らかの審査が必要であると回答した 143 人の回答者に対する設問である。四つの選択肢とはすなわち「4-1 臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間 200 万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する」、「4-2 臨床研究の費用を含めれば年間 600 万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する」、「4-3 そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない」、「4-4 その他（具体的に）」である。この結果は図 2-3-12～2-3-14 のとおりとなった。全体に、「条件付きで承認」が 50%と最も多く、次いで「寄付金を受領している企業の臨床研究は実施するべきではない」とする回答が 26%、「論文等の

発表の際に利益相反を明記するのみで承認」は 18%であった（図 2-3-12）。また、大学教員（47%）も外部委員（63%）も「条件付きで承認」が最も多かったが、外部委員は「寄付金を受領している企業の臨床研究は実施するべきではない」と「論文等の発表の際に利益相反を明記するのみで承認」が同値（14%）となった（図 2-3-13、2-3-14）。なお、「4-4 その他（具体的に）」を選択し 7 人については、それぞれ具体的な記載があったが、受け入れは寄付金ではなく共同研究費や受託研究費として受け入れるべきとする意見が 3 件あった。

さらに、「条件付きで承認」を支持した回答者 71 人に対して「5 上記 4-2 に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。」として 12 の選択肢を提示したところ、図 2-3-15～2-3-17 のとおりの結果となった。全体では、「研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する」が最も多く 83%、次いで「研究期間中に A 教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる」が 76%、「大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する」と「独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする」が各 62%で、この四つが過半数の支持を得た（図 2-3-15）。大学教員と外部委員では、「大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する」と「独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする」の順位が逆転し、大学教員では後者が 67%で 3 番目に多かったが、外部委員では前者が 3 番目に多く 57%であった（図 2-3-

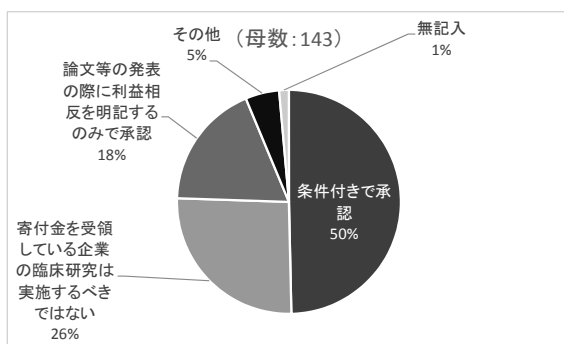


図 2-3-12 今後の寄付金の取扱い(全体)

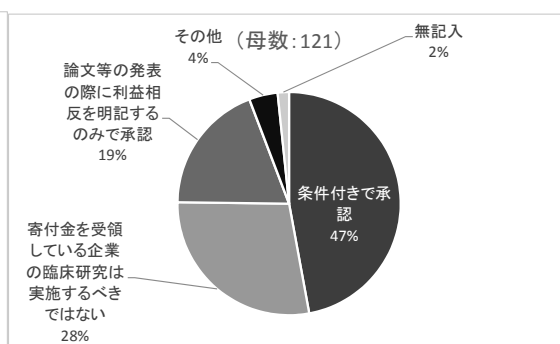


図 2-3-13 今後の寄付金の取扱い(大学教員)

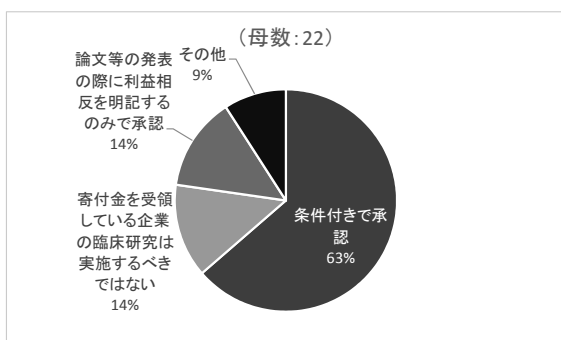


図 2-3-14 今後の寄付金の取扱い(外部委員)

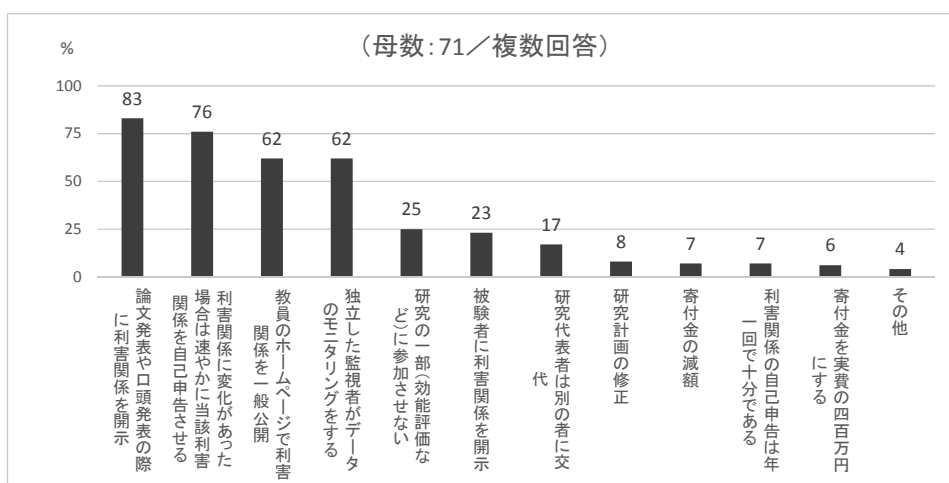


図 2-3-15 研究実費を超える寄付金を受領する場合の条件 (全体)

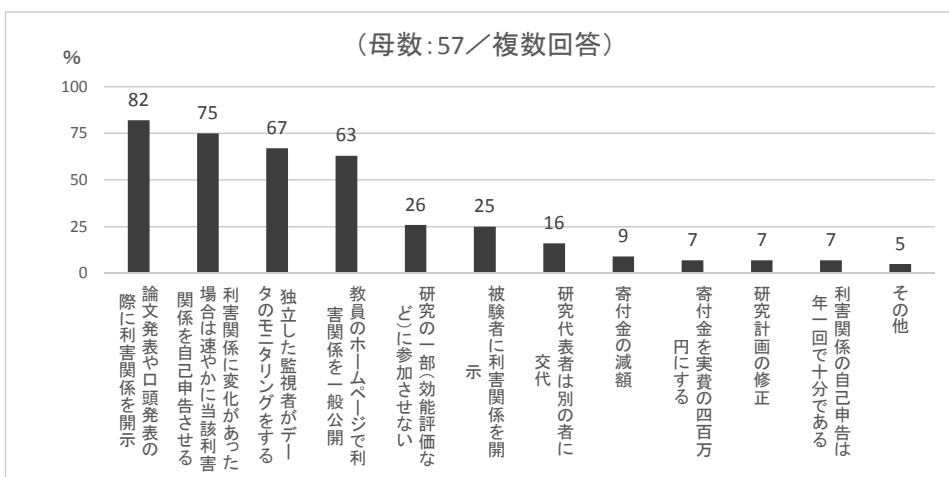


図 2-3-16 研究実費を超える寄付金を受領する場合の条件 (大学教員)

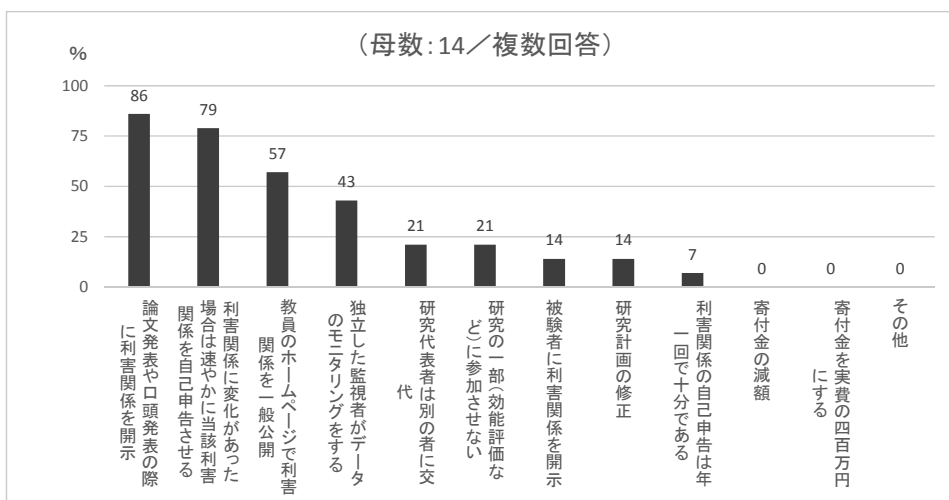


図 2-3-17 研究実費を超える寄付金を受領する場合の条件 (外部委員)

16、2-3-17)。「600万円という寄付金を実費の400万円にする」(6%)や「研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である」、「600万円という寄付金の減額」(各7%)は支持が低かった(図2-3-15)。

### 3. 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について

次に、大学発ベンチャーと大学との契約に関する仮想事例についての設問を提示した。

#### 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について

丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。

2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。

5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。

#### (1) 大学教員の大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役への就任

「1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。」とし、「1-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである<sup>6)</sup>」、「1-2 丙大学が国公立大学の場合は認められない」、「1-3 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」の三つの選択肢を提示したところ、結果は図2-3-18~2-3-20のとおりとなった。全体では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」が最も多く58%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」(22%)、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」(18%)となった(図2-3-18)。「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」とする回答は大学教員(58%)の方が外部委員(54%)よりも上回ったが、両者とも過半数となった(図2-3-19、2-3-20)。内訳をみると、大学教員の場合、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」が公立大学(82%)、国立大学(60%)、私立大学(48%)の順に多かった。一方、外部委員の方は当該回答が国立大学で71%を占めたが、公立大学と私立大学では三つの選択肢がすべて同じ割合(各33%)となった(資料編参照)。

<sup>6)</sup> 国立大学法人法19条には「国立大学法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」とあり、例えば収賄罪などは国立大学の教職員のみにも適用されるなど、国立大学と私立大学では教職員の行為の規制に相違がある。公立大学法人も地方独立行政法人法58条にあるとおり、国立大学法人と同様の扱いとなる。

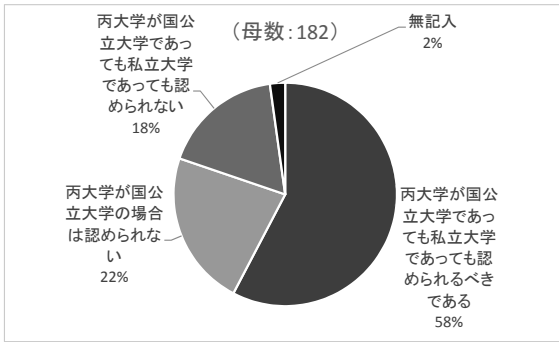


図 2-3-18 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任（全体）

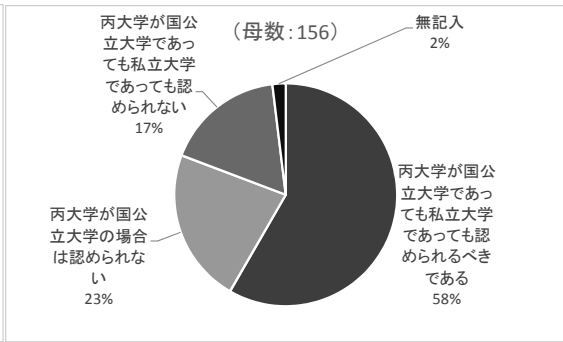


図 2-3-19 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任（大学教員）

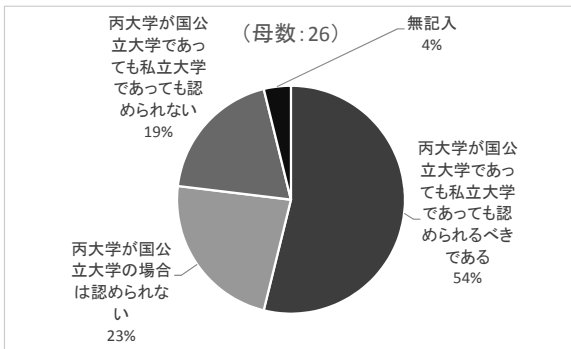


図 2-3-20 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任（外部委員）

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」を選択した理由としては、「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから」が全体の 96%を占めた。「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」に 56%の支持が、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから」に 100%の支持があった（資料編参照）。

## （2）大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件

上記（1）で大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任について「1-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」



または「1-2 丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した回答者に対し、「2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役へ就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記 1-2 に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。」とたずねたところ、国公立大学全体では図 2-3-21～2-3-23 のとおりに、私立大学のみ（「1-2 丙大学が国公立大学の場合は認められない」の選択者の回答）では図 2-3-24～2-3-26 のとおりの結果となった。

まず、国公立大学全体では、株式等保有条件のうちの「株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する」が 46%と最も多く、次いで時間について「総勤務時間数の（ ）%を超えない」（40%）、収入について「現在の年収を超える場合は認めない」（38%）の順に多かった（図 2-3-21）。大学教員の回答と外部委員の回答を比較すると、時間条件において外部委員が「総勤務時間数の（ ）%を超えない」（14%）よりも「1 週間に 1 日まで」（36%）の支持率が高く、収入条件において外部委員が「現在の年収を超える場合は認めない」（14%）よりも「（ ）万円以上（または超）は認めない」（29%）の支持率が高かった（図 2-3-22、2-3-23）。

一方、私立大学のみの場合では、収入条件の「現在の年収を超える場合は認めない」と株式等保有条件の「株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する」が各 44%と最も多く、次いで時間条件の「総勤務時間数の（ ）%を超えない」と期間条件の「（ ）年以上は認めない」が各 41%、となった（図 2-3-24）。大学教員の回答と外部委員の回答を比

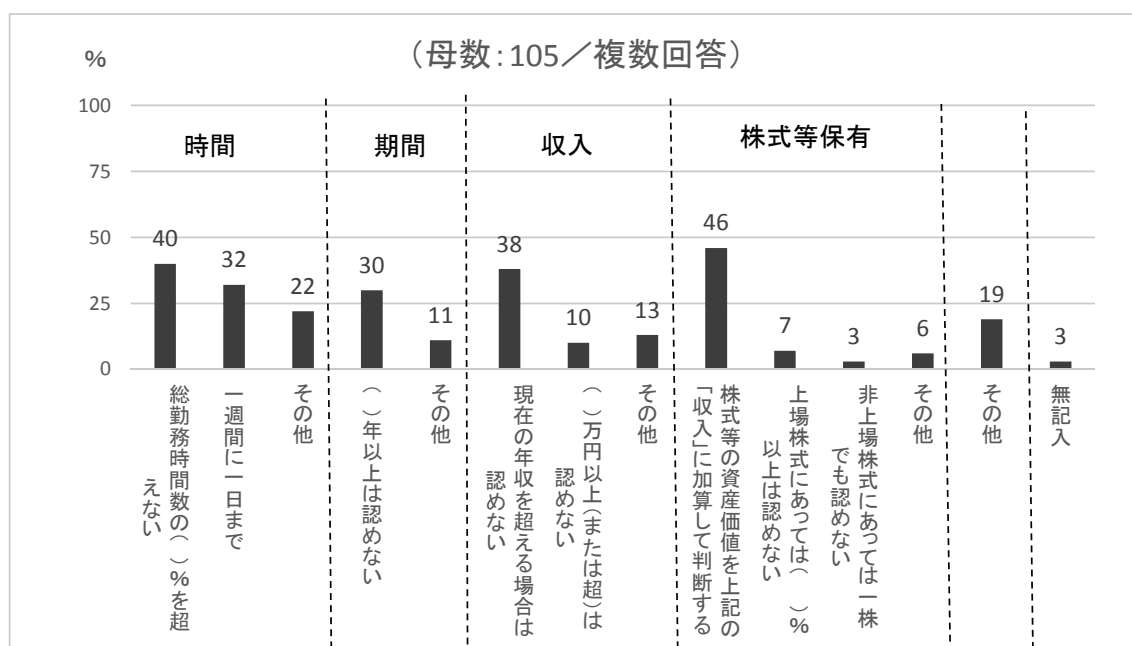


図 2-3-21 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・国公立大学全体（全体）



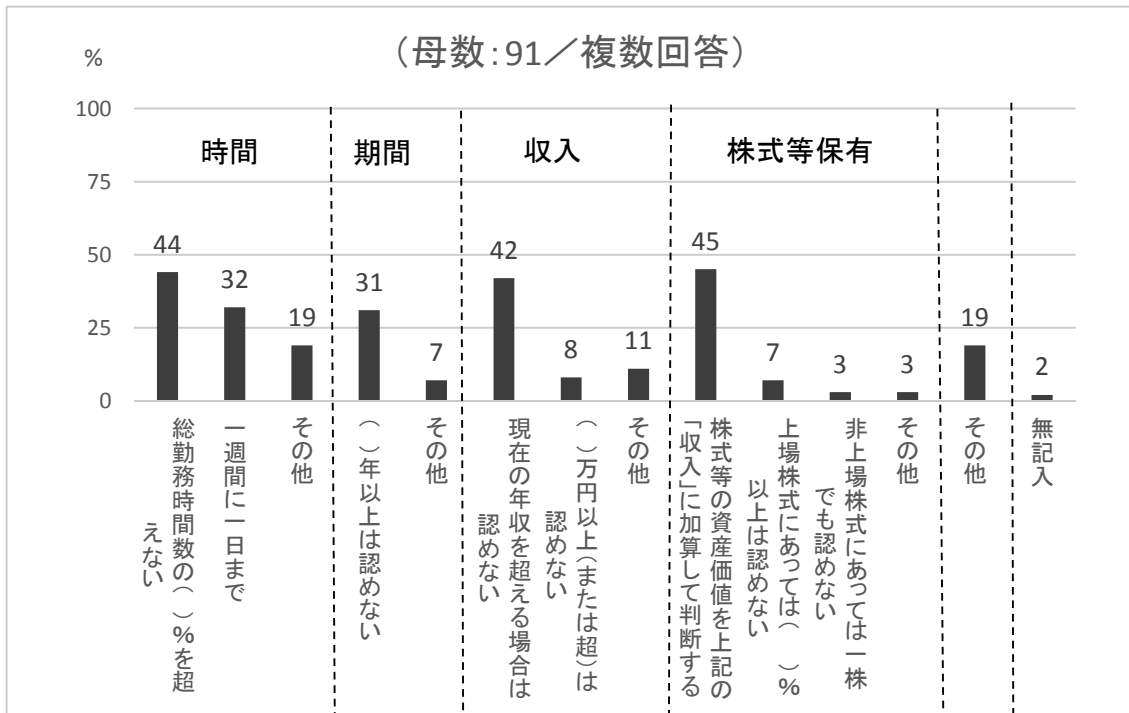


図 2-3-22 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・国公立大学全体（大学教員）

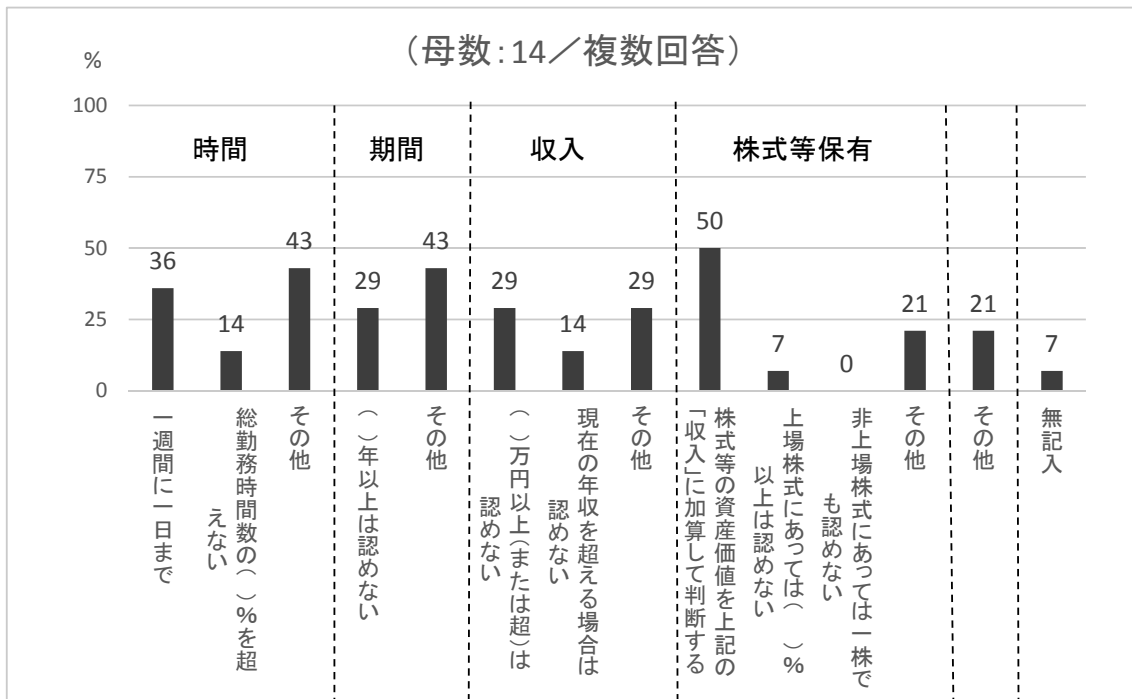


図 2-3-23 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・国公立大学全体（外部委員）

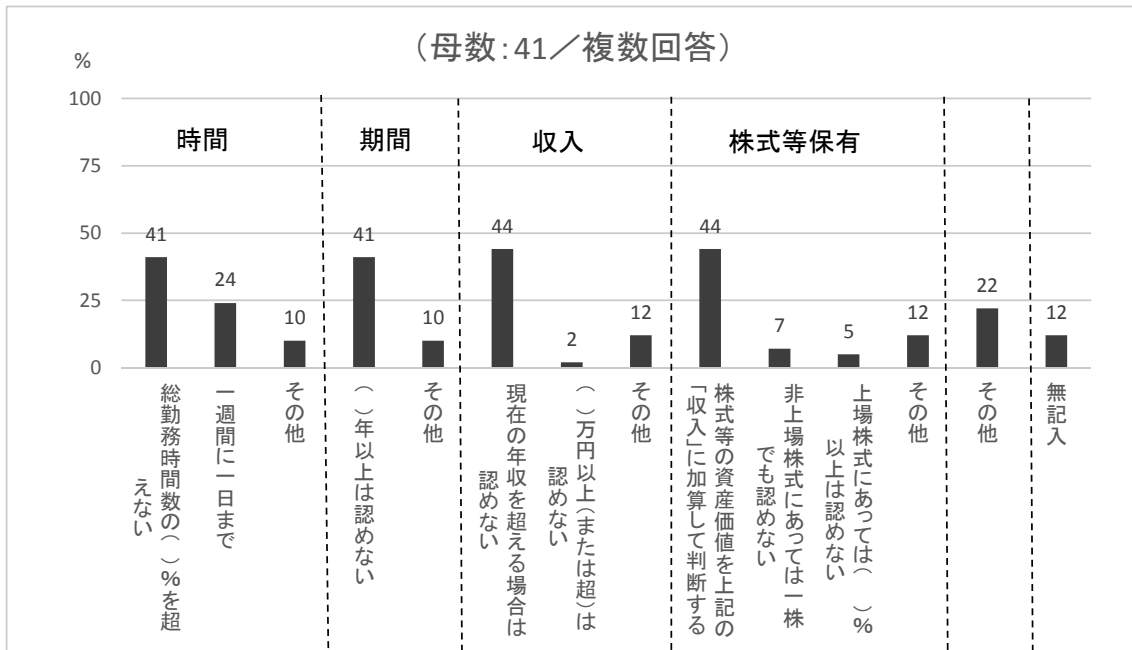


図 2-3-24 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・私立大学のみ（全体）

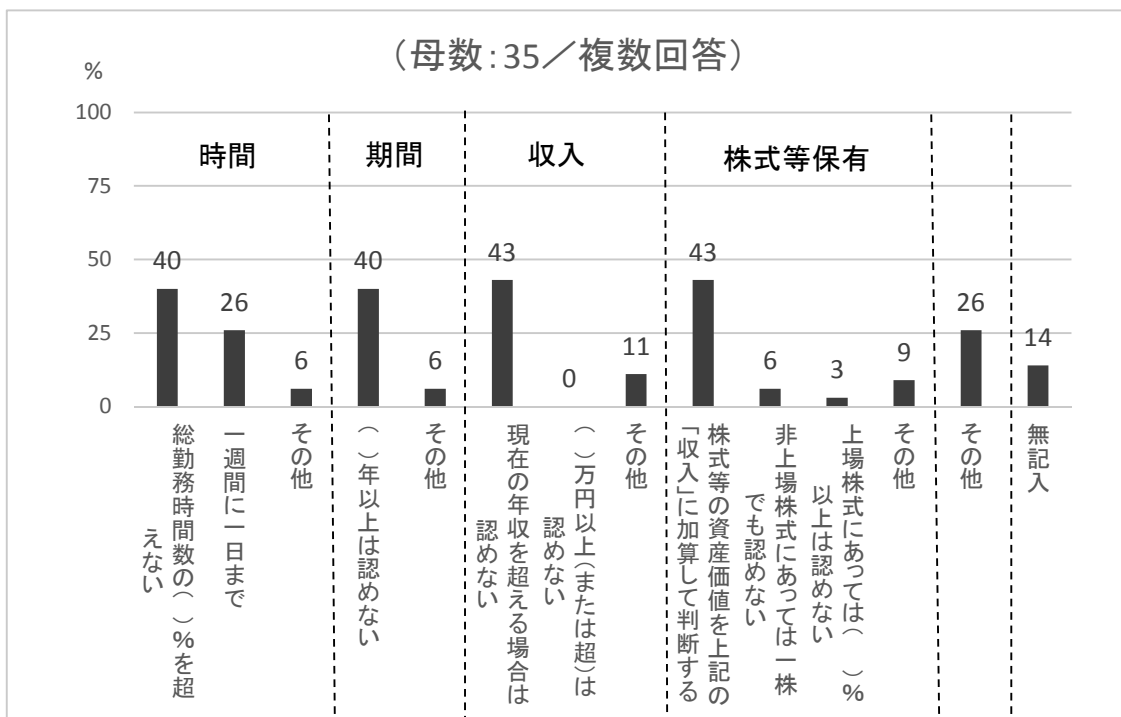


図 2-3-25 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・私立大学のみ（大学教員）

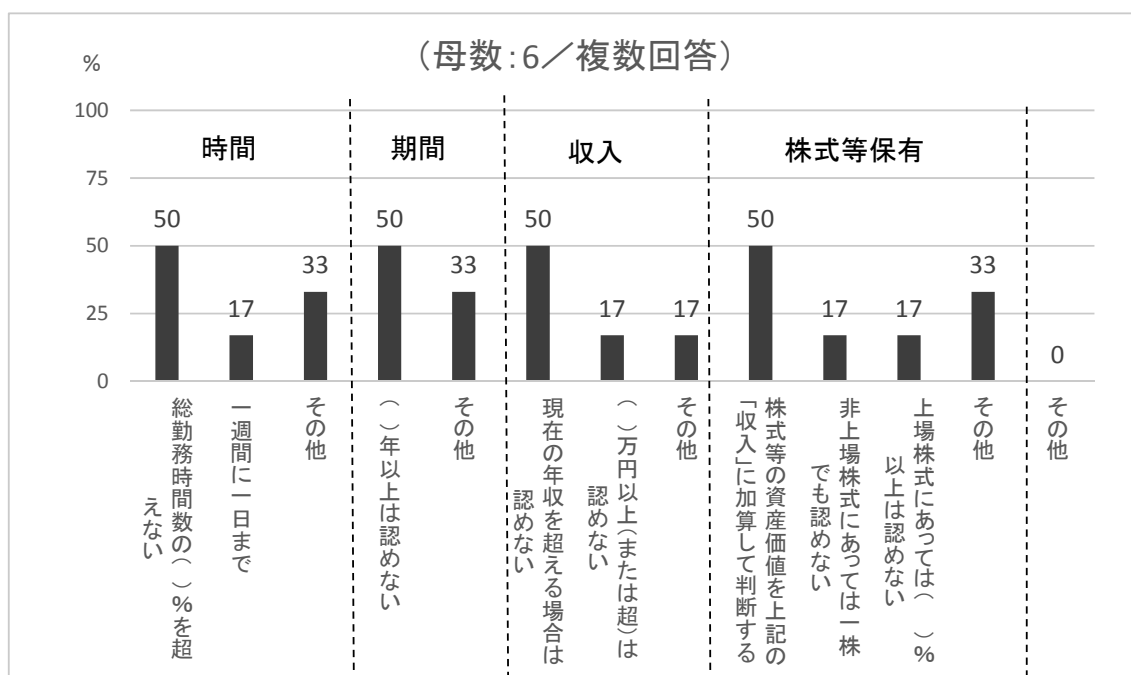


図 2-3-26 大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任条件・私立大学のみ（外部委員）

較すると、株式等保有条件において大学教員が「非上場株式にあつては1株でも認めない」（6%）の方が「上場株式にあつては（ ）%以上は認めない」（3%）よりも支持率が高かった一方、外部委員においては両者が同値（17%）となっている（図 2-3-25、2-3-26）。

国公立大学（40%）でも私立大学のみ（41%）も全体で2番目に多かった時間条件の「総勤務時間数の（ ）%を超えない」の（ ）内の具体的な数値については、国公立大学について42件の記載があり、内訳は図 2-3-27のとおりとなった。「総勤務時間数の30%を超えない」の割合が最も高く33%、次いで「20%を超えない」が24%、「50%を超えない」が17%となった。私立大学のみに関しては（記載17件）、「20%を超えない」（29%）、「10%を超えない」（23%）の順となった（図 2-3-28）。私立大学のみの方が厳しい基準を支持する割合が高くなっている。なお、時間に関して「その他」を選択した回答者は27人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学全体では23件あり、「本務に支障のない範囲」（8件）、「勤務時間外」（6件）などの記載があった（資料編参照）。私立大学のみについても記載が4件あり、上記の回答が1件ずつみられた。

その他の個別の条件についてみてみると、期間についての条件で「（ ）年以上は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は32件あり、「5年以上は認めない」（47%）、「10年以上は認めない」（19%）の順に割合が高かった（図 2-3-29）。私立大学のみの場合では17件の記載があり、「3年以上は認めない」（29%）、「5年以上は認めない」（23%）の順に割合が高かった（図 2-3-30）。これも私立大学のみの方が厳しい基準を支持する割合が高くなっている。「その他」を選択した回答者は16人であったが、具体

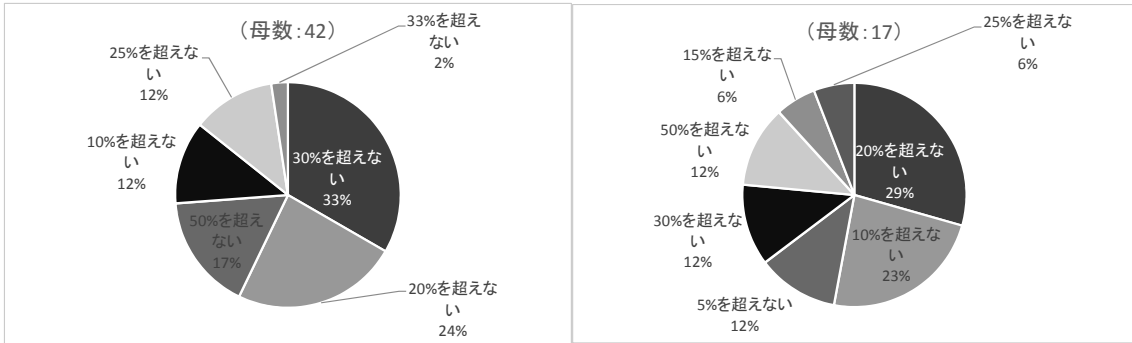


図 2-3-27 総勤務時間数の（ ）%を超えない・国公立大学全体（全体） 図 2-3-28 総勤務時間数の（ ）%を超えない・私立大学のみ（全体）

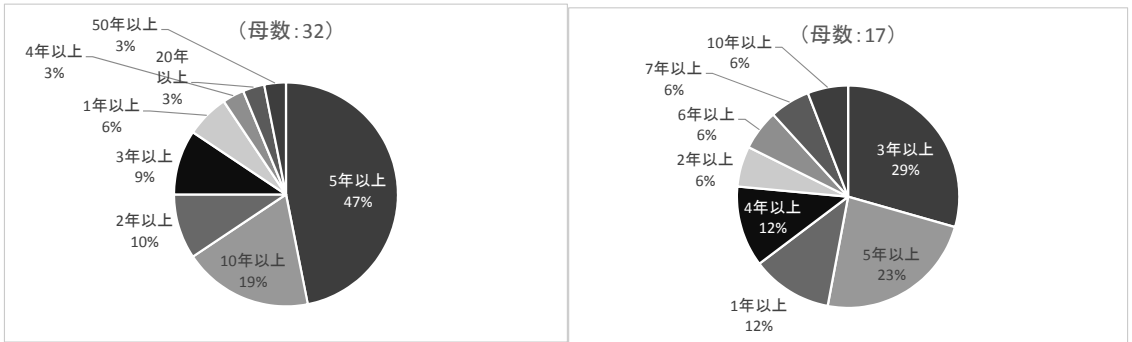


図 2-3-29 （ ）年以上は認めない・国公立大学全体（全体） 図 2-3-30 （ ）年以上は認めない・私立大学のみ（全体）

的な記載をみると、国公立大学全体では 11 件あり、1～5 年の範囲で「更新可とする」という意見が 7 件あった（資料編参照）。

収入について「（ ）万円以上（または超）は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は 11 件あり、「1,000 万円以上（または超）は認めない」（37%）、「500 万円以上（または超）は認めない」（27%）、「100 万円以上（または超）は認めない」（18%）の順に割合が高かった（図 2-3-31）。私立大学のみの場合では 1 件のみ記載があり、「500 万円以上（または超）は認めない」とするものであった（資料編参照）。「その他」を選択した回答者は 19 人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学で全体では 14 件あり、「一律に決められない、個別の事例で判断する、わからない」とする意見が 4 件あった。私立大学のみの場合でもこうした意見が 2 件あった。

株式保有等については、「上場株式にあっては（ ）%以上は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は 7 件あり、「上場株式にあっては 50%以上は認めない」（43%）、「10%以上は認めない」（29%）の順に割合が高かった（図 2-3-32）。

私立大学のみの場合 2 件のみ記載があり、「5%以上は認めない」と「50%以上は認めない」とするものがそれぞれ 1 件ずつであった（資料編参照）。「その他」を選択した回答者

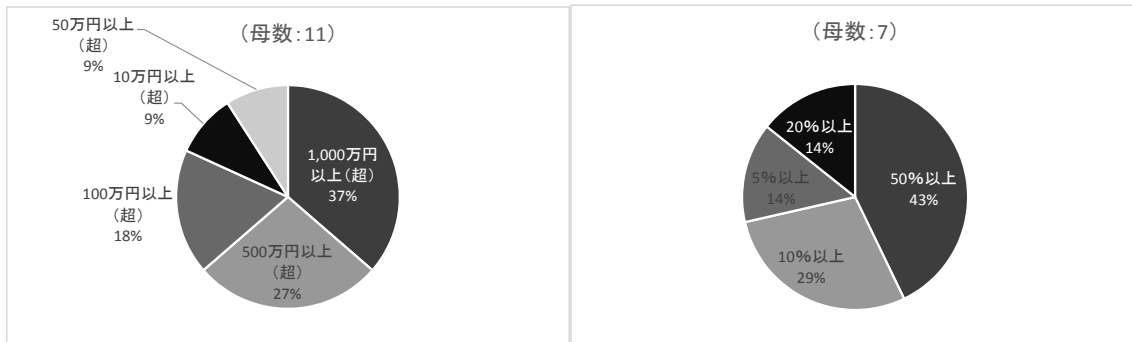


図 2-3-31 ( ) 万円以上 (超) は認めない 図 2-3-32 上場株式にあつては ( ) %  
 ・ 国公立大学全体 (全体) 以上は認めない・ 国公立大学全体 (全体)

は 11 人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学では 6 件あり、「一律に決められない、各大学が決めるべき、わからない」とする意見が 3 件あった。私立大学の場合でも同様の意見が 2 件あった。

条件について「その他」を選択した回答者は 29 人あり、同数の具体的な記載があった。具体的な記載をみると、国公立大学全体では 20 件あり、分類をするとほとんどは「制限なし」とするものであるが、「期間・収入・株式等保有に制限なし」が 4 件、「株式等保有は制限なし」が 3 件など、特定項目について「制限なし」とする記載が多かった(資料編参照)。私立大学の場合には 9 件の記載があったが、「期間の制限なし」とする意見が 3 件あった。

### (3) 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーとの共同研究

引き続き、「3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。」とし、「3-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」、「3-2 条件付きで認められるべきである(次の 3-3 に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)」、「3-3 丙大学が国公立大学の場合は認められない」、「3-4 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」の四つの選択肢を提示したところ、結果は図 2-3-33~2-3-35 のとおりとなった。全体では「条件付きで認められるべきである」が最も多く 38%、次いで「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」(31%)、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」(27%)となった(図 2-3-33)。なお、図 2-3-33 の母数は、上記(1)の「1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。」の設問で「1-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」(105 件)または「1-2 丙大学が国公立大学の場合は認められない」

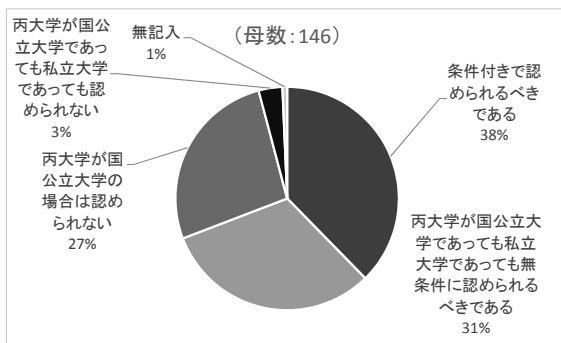


図 2-3-33 代表取締役就任先ベンチャーとの共同研究（全体）

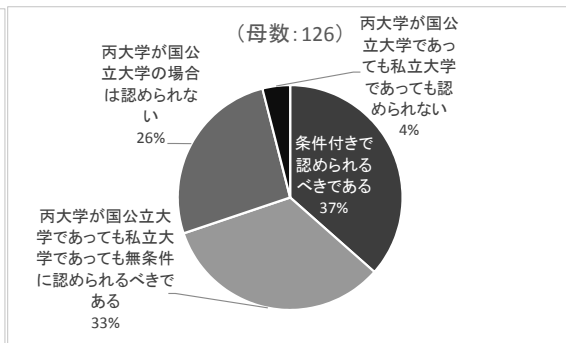


図 2-3-34 代表取締役就任先ベンチャーとの共同研究（大学教員）

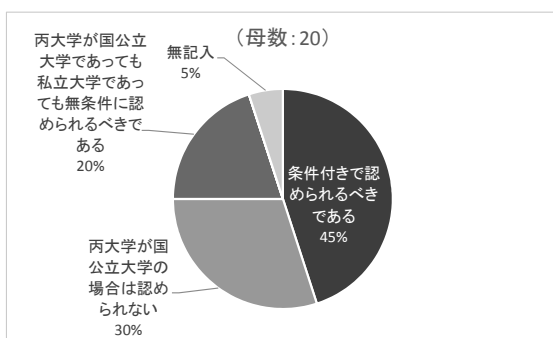


図 2-3-35 代表取締役就任先ベンチャーとの共同研究（外部委員）

(41 件) を選択した回答者の総数である。大学教員と外部委員の回答を比較すると、外部委員では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」は 0% となったものの、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」が 30% と第 2 位になっており、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」(33%) が第 2 位となった大学教員と逆転している (図 2-3-34、2-3-35)。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった (資料編参照)。

- 国立教員：「条件付き」(40%) → 「無条件」(35%) → 「国公立大は認められない」(22%)
- 公立教員：「無条件」(55%) → 「条件付き」(27%) → 「国公立大は認められない」(18%)
- 私立教員：「国公立大は認められない」(38%) → 「条件付き」(33%) → 「無条件」(24%)
- 国立委員：「条件付き」(58%) → 「無条件」・「国公立大は認められない」(各 17%)
- 公立委員：「条件付き」・「国公立大は認められない」(各 50%)
- 私立委員：「国公立大は認められない」(50%) → 「無条件」(33%) → 「条件付き」(17%)

私立大学の教員や外部委員の立場の回答者に「国公立大は認められない」の割合が高くなっており、国公立大学の教員や外部委員は「条件付き」を支持する割合が比較的高い。

「条件付きで認められるべきである」を選択した回答者に複数回答で条件をたずねたところ、国公立大学の場合の条件については図 2-3-36 に示す結果となり、私立大学については図 2-3-37 の結果となった。いずれの場合も、「X 教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない」と「丁社側に X 教授以外の研究担当者が存在する（存在しなければ X 教授と X 代表取締役との共同研究になってしまう）」の支持が高かった。

また、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから」が 93%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 95%、外部委員では 75%の支持であった。

「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が 56%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 55%、外部委員では 67%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから」が 100%を占めた（複数回答、資料編参照）。

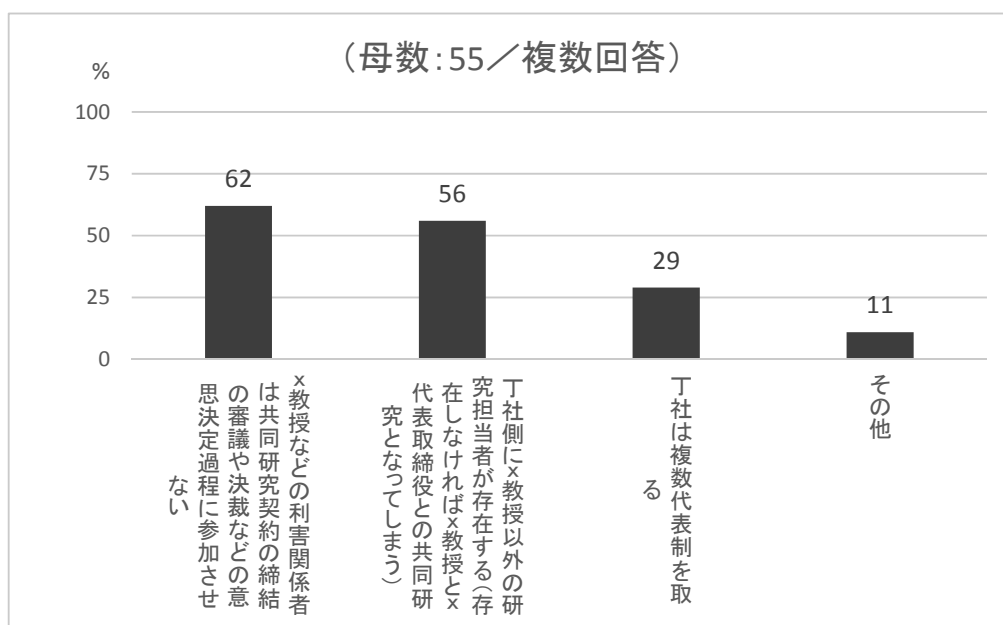


図 2-3-36 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーとの共同研究をする場合の条件（国公立大学）



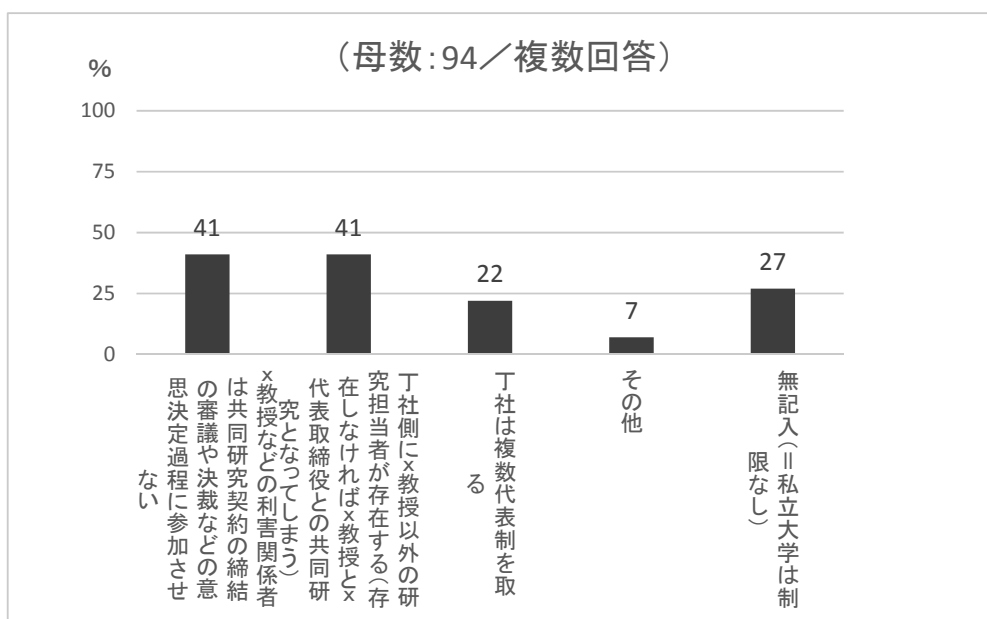


図 2-3-37 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーとの共同研究をする場合の条件 (私立大学)

#### (4) 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーからの製品購入

さらに、「4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。」とし、「4-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」、「4-2 条件付きで認められるべきである(次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)」、「4-3 丙大学が国公立大学の場合は認められない」、「4-4 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」の四つの選択肢を提示したところ、結果は図 2-3-38~2-3-40 のとおりとなった。全体では「条件付きで認められるべきである」が最も多く 46%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」(27%)、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」(18%)の順となった(図 2-3-38)。大学教員と外部委員の回答を比較すると、「条件付きで認められるべきである」の割合は外部委員が 60%、大学教員は 45%で、外部委員の方が高くなっている一方で、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」とする割合は大学教員が 19%、外部委員が 10%で、大学教員の方が割合が高い(図 2-3-39、2-3-40)。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった(資料編参照)。

国立教員:「条件付き」(48%) → 「国公立大は認められない」(22%) → 「無条件」(19%)  
 公立教員:「条件付き」(55%) → 「無条件」・「国公立大は認められない」(各 18%)  
 私立教員:「国公立大は認められない」(38%) → 「条件付き」(32%) → 「無条件」(21%)



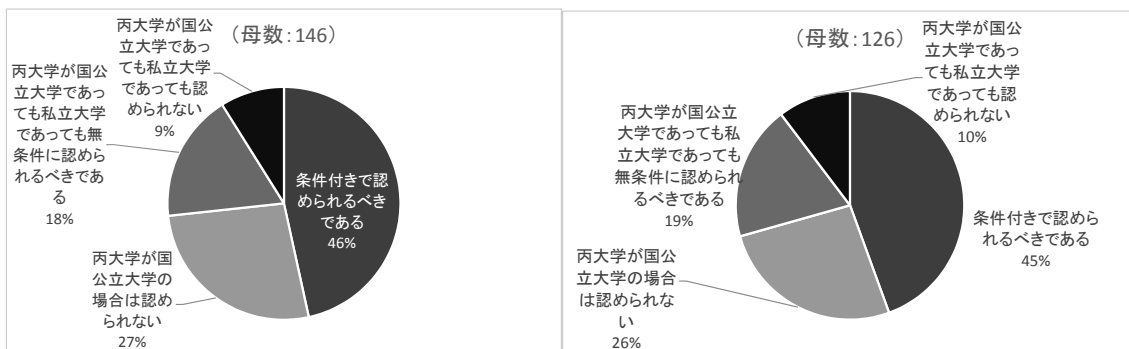


図 2-3-38 代表取締役就任先ベンチャーからの製品購入（全体） 図 2-3-39 代表取締役就任先ベンチャーからの製品購入（大学教員）

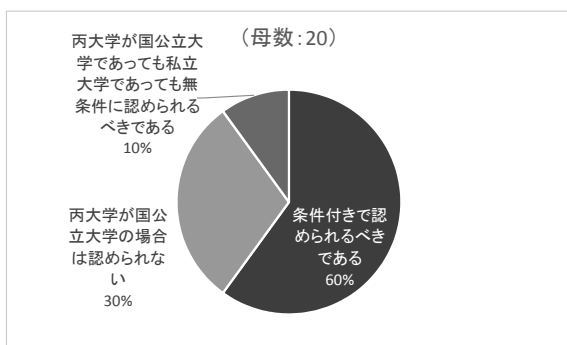


図 2-3-40 代表取締役就任先ベンチャーからの製品購入（外部委員）

国立委員：「条件付き」（83%）→「国公立大は認められない」（17%）

公立委員：「条件付き」・「国公立大は認められない」（各 50%）

私立委員：「国公立大は認められない」（50%）→「無条件」（33%）→「条件付き」（17%）

私立大学の教員や外部委員の立場の回答者に「国公立大は認められない」の割合が高くなっており、国公立大学の教員や外部委員は「条件付き」を支持する割合が比較的高い。

「条件付きで認められるべきである」を選択した回答者に複数回答可で条件をたずねたところ、国公立大学の場合の条件については図 2-3-41 に示す結果となり、私立大学については図 2-3-42 の結果となった。いずれの場合も、「X 教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない」、「X 教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない」、「丁社側に X 教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上 X 教授と X 代表取締役との契約になってしまう）」の順に支持された。

また、2 番目に支持された「丙大学が国公立大学の場合も認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合も私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が 44% を占めた（複数回答、資料編参照）。

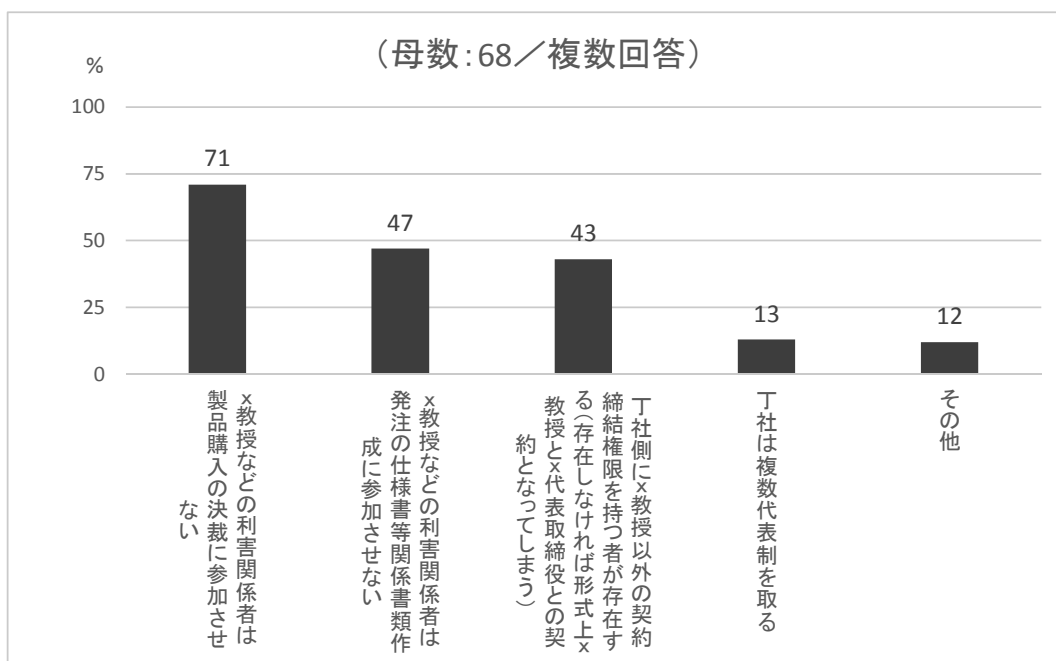


図 2-3-41 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーから製品を購入する場合の条件 (国公立大学)

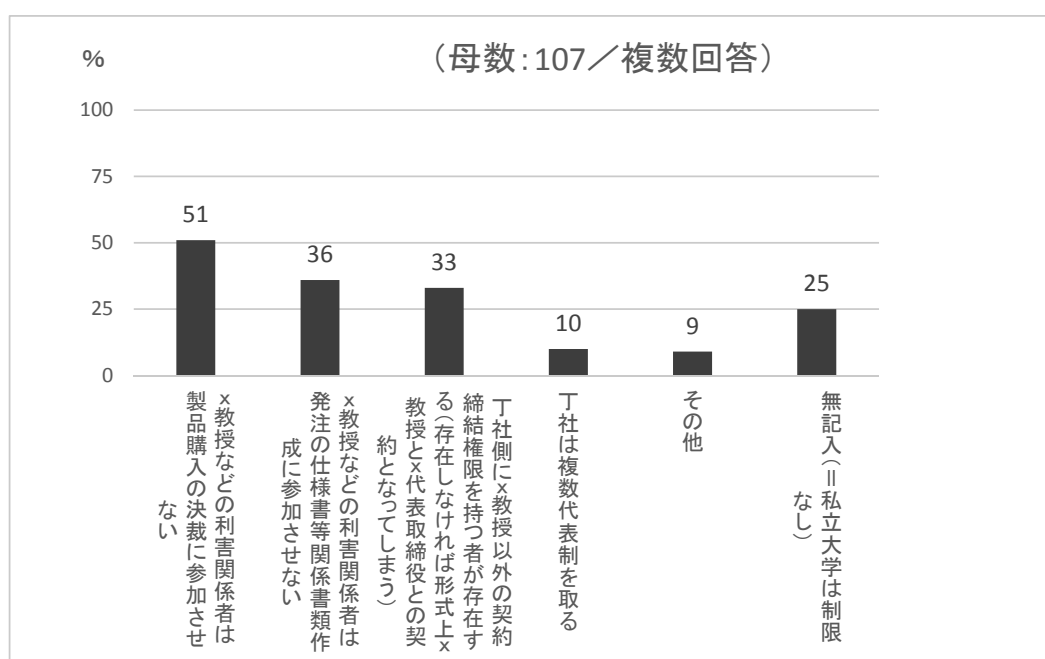


図 2-3-42 大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーから製品を購入する場合の条件 (私立大学)

大学教員では 42%、外部委員では 50%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」

を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない」が 96%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 100%、外部委員では 50%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから」が 92%を占めた（複数回答、資料編参照）。

#### （5）大学発ベンチャーの上場後における大学教員の代表取締役就任

「5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。」とし、「5-1 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである」、「5-2 非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである（次の 5-3 に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）」、「5-3 丙大学が国公立大学の場合は認められない」、「5-4 丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」の四つの選択肢を提示したところ、結果は図 2-3-43~2-3-45 のとおりとなった。全体では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである」が最も多く 45%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」（29%）、「非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである」（17%）の順となった（図 2-3-43）。大学教員と外部委員の回答を比較すると、回答の順位はほぼ同じであるが、「上場以前と変更なく認められるべきである」とする回答は大学教員の方が割合が高く（大学教員：46%、外部委員：40%）、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」とする割合は外部委員の方が高かった（大学教員：28%、外部委員：35%）（図 2-3-44、2-3-45）。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった（資料編参照）。

国立教員：「変更なし」（41%）→「厳しい条件」・「国公立大は認められない」（各 23%）

公立教員：「変更なし」（64%）→「厳しい条件」・「国公立大は認められない」（各 18%）

私立教員：「変更なし」（53%）→「国公立大は認められない」（41%）→「厳しい条件」（6%）

国立委員：「変更なし」（42%）→「国公立大は認められない」（25%）→「厳しい条件」（17%）

公立委員：「変更なし」・「国公立大は認められない」（各 50%）

私立委員：「国公立大は認められない」（50%）→「変更なし」（33%）→「すべて認められない」（17%）

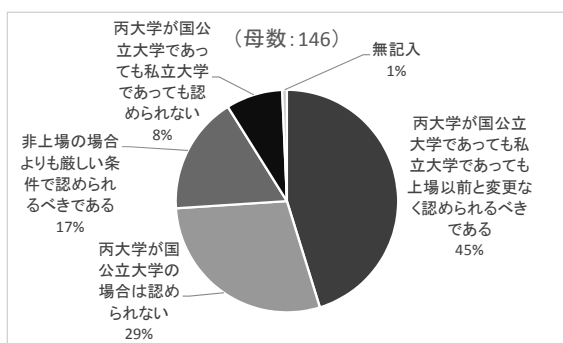


図 2-3-43 上場後の代表取締役就任（全体）

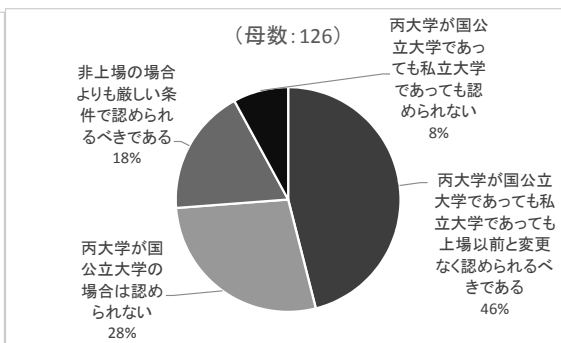


図 2-3-44 上場後の代表取締役就任（大学教員）

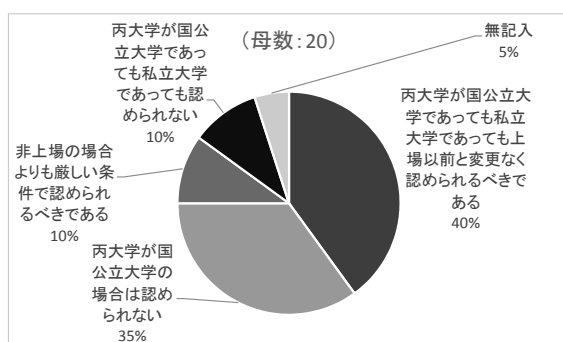


図 2-3-45 上場後の代表取締役就任（外部委員）

私立大学の外部委員を除き、「変更なし」の割合が最も高くなっている。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである」を選択した理由としては、全体では「ベンチャーが上場しても上場以前の条件を遵守するのであれば許可されるべき」が 85%、「大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき」が 30%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員ではそれぞれ 84%、31%、外部委員ではそれぞれ 88%、25%の支持であった。

また、2番目に支持された「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が 76%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 74%、外部委員では 86%の支持であった。

「非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである」を選択した回答者に複数回答で条件をたずねたところ、国公立大学の場合の条件については「非常勤にするなど、雇用形態を変更する」が 88%、私立大学については 40%の支持があった（資料編参照）。大学教員ではそれぞれ 87%、40%、外部委員ではそれぞれ 100%、44%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教

員と兼任できるような業務とはいえ、両立させることが困難だから」が 75%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 70%、外部委員では 100%の支持であった。

#### 4. 大学における利益相反に関する自由意見

「大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。」との設問に対しては、43 件の記載があり、内容を整理したところ、表 2-3-4 のとおりとなった。

「(利害関係の排除よりも) 情報公開が重要、(成果発表時) 企業との関係はすべてオープンに、共同研究はもっと情報公開が必要 (現状は甘い)」が 6 件など、情報公開の重要性が注目されているほか、「ガイドラインの作成が必要、ルールをうまく決められるとよい、平易で明確な基準を示してほしい、具体的な事例で利益相反を学びたい」(4 件) といったガイドライン等の作成に関する意見もみられた。また、「学問が集金力で評価される風潮に懸念、国は文系重視の価値観・精神的価値を重視すべき、利益が出る研究は企業で行い、大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき」(3 件) など、大学が利益に左右されずに研究ができる環境が必要であるとする意見もみられた。全体に利益相反マネジメントに対する肯定的 (強化の方向) 意見が利益相反マネジメントに対する否定的な意見を若干上回っている。全体に微妙なニュアンスの違いのある多岐にわたる意見があった。

表 2-3-4 大学における利益相反に関する自由意見（複数回答）

（\*（ ）内は外部委員の記入で内数）

内容	件数
（利害関係の排除よりも）情報公開が重要、（成果発表時）企業との関係はすべてオープンに、共同研究はもっと情報公開が必要（現状は甘い）	6
ガイドラインの作成が必要、ルールをうまく決められるとよい、平易で明確な基準を示してほしい、具体的な事例で利益相反を学びたい	4
学問が集金力で評価される風潮に懸念、国は文系重視の価値観・精神的価値を重視すべき、利益が出る研究は企業で行い、大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき	3
臨床研究は寄付から共同研究へ、寄付と共同研究の目的を明確にする	2
学問分野によって判断は異なる、寄付金の許容額は学問分野によって異なる	2
国公立大と私立大は明確に区別すべき（私大はもっと自由に）	2 (2)
本務を大切にしたい、学生指導をおろそかにしてはならない、大学教員と代表取締役は兼務すべきではない	2 (1)
企業からの資金提供によってデータがねじ曲げられてはいけない、お金に甘くなると学問の自立性が保てない	2
不正を制限するよりも新産業創出の方が大切	2
利益相反に関する指導を強化すべき	1
利益相反は法規制をするべき	1 (1)
アンケートにある仮想事例では研究を実施するべきではない（研究の客観性を証明することが不可能なため）	1 (1)
長期間の研究費供与は企業の営業活動と関連があり問題がある	1
幹部教員による日頃の教員業務のチェックが必要	1
学内基準に基づき、第三者のチェックが必要	1
大学に所属している以上、企業倫理ではなく大学の倫理で対処する	1 (1)
最終的には学長の判断	1
私的利益と大学への利益供与は異なる扱いとすべき	1
利益の大小は問題ではない	1
社会と密接に関わる研究分野の人だけが注意すればよい	1
製薬企業と医学部との関係は必要な部分もある	1
用途の決まった補助金が増加し、寄付金でないと使いづらい	1
罰則強化は研究活動の制限になる	1
そもそも国から独立して自由にやれば良い	1
大学発ベンチャーとの共同研究は資金の流れを明確に	1

単純な品質保証等の受託研究は民業圧迫。大学で研究を行う意義が必要	1	
類似他社製品を圧迫するような大学発ベンチャーはよくない	1	
大学発ベンチャーの仮想事例では株式を5%以上持っていることが最も問題	1	
技術開発は国益となるべき	1	
教員のモラルの問題	1	
大学発ベンチャーは教員業務と両立できると考える	1	
共同研究を推進する一方で利益を制限するのは矛盾している	1	
大学発ベンチャーから資金を入れて大学で研究するのは可	1	
過去5年以内の共著は利益相反とみなされる場合があるが、実質的な共同研究の場合のみにして欲しい	1	
金銭感覚は個人に依存するので個別の調査が必要	1	
大学発ベンチャーの起業が盛んになるよう教員の才能を保護するような利益相反マネジメントルールが必要	1	
法律・規則違反、倫理違反でない限り大学教員の仕事は制限されるべきではない	1	
大学発ベンチャーとの二足のわらじは後進の育成が目的だと思う	1	
あまり厳しくするのはいかなるものか	1	
本務を果たしていれば制限は不要	1	
国公立大でも起業を活発にすべき	1	(1)
合計	57	(7)



#### 第4節 調査結果のまとめ

本調査は、産学連携に伴う利益相反マネジメントに関する仮想事例を作成し、それに関する対応案の選択肢を用意して、主要な国公私立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の合計 1,000 名に対してアンケート調査を実施し、どのような対応が支持されるかについてその意識を明らかにし、もって大学における利益相反マネジメントの参考資料としてもらうことを目的として実施した。

本調査では二つの典型的な仮想事例を提示して意見を求めたが、まず、臨床研究に関連した寄付金に関する事例では次のような結果となった。

##### 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について

甲大学大学院医学研究科臨床系所属の A 教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで 5~6 年間毎年 100~200 万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社から A 教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能についての臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が 5 年間、費用は年間 400 万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もし A 教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後 5 年間各年 600 万円の寄付金を提供するという申し出があった。A 教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。

この事例の利益相反について倫理審査委員会の対象となるかどうかたずねたところ、「企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する」とする回答の割合が 88%を占め、「利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする」は 11%であった（図 2-3-3）。また、大学教員（87%）よりも外部委員（92%）の方が「組織宛ての寄付金であっても審査する」とする回答を選択した割合が高かった（図 2-3-4、2-3-5）。内訳をみると、大学教員の場合、「組織宛ての寄付金であっても審査する」が公立大学（91%）、国立大学（87%）、私立大学（86%）の順に、外部委員の方は公立大学（100%）、国立大学（93%）、私立大学（89%）の順に割合が高かった（資料編参照）。

次に、「組織宛ての寄付金であっても審査する」とした回答者 160 人に対して審査対象とすべき期間や金額について複数回答可で選択してもらったところ、次のような結果となった。

まず過去の寄付金の審査についてみると、全体で最も割合が高かった「過去（ ）年間の寄付金について審査する」（61%）（図 2-3-6）については、（ ）内に 98 件の記載があり（大学教員 84 件、外部委員 14 件）、その内訳は「過去 5 年間の寄付金について審査す



る」とするものが 62%と多数を占め、次いで過去 3 年間とする回答が 17%であった (図 2-3-9)。なお、外部委員の回答はいずれも 1~6 年間の間であった (資料編参照)。

2 番目に支持された「過去 1 年間当たり ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する」(33%) については、( ) 内に 53 件の記載があり (大学教員 47 件、外部委員 6 件)、内訳は「過去 1 年間当たり 100 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する」とするものが 60%と多数を占め、次いで 200 万円以上 (または超) とする回答が 19%であった (図 2-3-10)。外部委員の回答は 100 万円 (4 件) または 200 万円 (2 件) のいずれかであった (資料編参照)。

さらに「過去 ( ) 年間で総額 ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する」(18%) については、( ) 内に 28 件の記載があり (大学教員 20 件、外部委員 8 件)、最も支持されたのは、「過去 5 年間当たり 500 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する」とするもので 8 件となった (表 2-3-1)。次いで「過去 5 年間当たり 100 万円以上 (または超)」が 4 件となった。

「その他」(7%) を選択した 11 人については、それぞれ具体的な記載があったが、年数や金額の大小にかかわらずすべて審査するという趣旨の回答が 8 件、それぞれの組織で判断するべきであるとする回答が 2 件あった (資料編参照)。

今後の寄付金についてみると、全体で最も選択の割合が高かった回答が「寄付金について今後 5 年間の予定について審査する」で、全体で 56%であった (図 2-3-6)。

2 番目に支持された「今後 1 年間当たり ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領する場合に審査する」(35%) については、( ) 内に 55 件の記載があり (大学教員 47 件、外部委員 8 件)、「今後 1 年間当たり 100 万円以上 (または超) の寄付金を受領する場合に審査する」とするものが 56%と多数を占め、次いで 200 万円以上 (または超) とする回答が 16%であった (図 2-3-11)。外部委員の回答はいずれも 50 万円~600 万円の間であった (資料編参照)。

さらに「今後 ( ) 年間で総額 ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領する場合に審査する」(11%) については、( ) 内に 18 件の記載があった (大学教員 13 件、外部委員 5 件)。最も支持されたのは、「今後 5 年間で総額 500 万円以上 (または超) の寄付金を受領する場合に審査する」とするもので 6 件となった。次いで「今後 5 年間で総額 1,000 万円以上 (または超)」が 3 件、他はすべて 1 件ずつとなった (表 2-3-2)。

「その他」(6%) を選択した 9 人については、それぞれ具体的な記載があったが、年数や金額の大小にかかわらずすべて審査するという趣旨の回答が 4 件、それぞれの組織で判断するべきであるとする回答が 2 件あった (資料編参照)。

次に、「過去の寄付金について」審査するとした回答者 148 人に対して、研究計画の中止または研究代表者の交代を求める場合についてたずねるため、「乙製薬会社からの寄付金が過去 ( ) 年間で総額 ( ) 円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める」の ( ) 内に数値を記載してもらった。この結果 ( ) 内

に 114 件の記載があり（大学教員 99 件、外部委員 15 件）、最も支持されたのは、「乙製薬会社からの寄付金が過去 5 年間で総額 1,000 万円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める」とするもので 23 件となった（表 2-3-3）。次いで「過去 5 年間で総額 500 万円以上」が 15 件、「過去 5 年間で総額 100 万円以上」が 8 件となった。

一方、「今後の寄付金について」審査するとした 143 人の回答者に対して、事例に示された今後 5 年間各年 600 万円の寄付金についてどのように判断するべきであるかとして、四つの選択肢を提示した。この結果、全体で、「臨床研究の費用を含めれば年間 600 万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する」が 50%と最も多く、次いで「そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない」とする回答が 26%、「臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間 200 万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する」は 18%であった（図 2-3-12）。また、大学教員（47%）も外部委員（63%）も「条件付きで承認」が最も多かったが、外部委員は「寄付金を受領している企業の臨床研究は実施するべきではない」と「論文等の発表の際に利益相反を明記するのみで承認」が同値（14%）となった（図 2-3-13、2-3-14）。なお、「その他（具体的に）」を選択し 7 人については、それぞれ具体的な記載があったが、受け入れは寄付金ではなく共同研究費や受託研究費として受け入れるべきとする意見が 3 件あった。

「条件付きで承認」を支持した回答者 71 人に対してどのような条件を付けるべきであるか、12 の選択肢を提示して複数回答可で選択してもらった。この結果全体では、「研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する」が最も多く 83%、次いで「研究期間中に A 教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる」が 76%、「大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する」と「独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする」が各 62%で、この四つが過半数の支持を得た（図 2-3-15）。大学教員と外部委員では、「大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する」と「独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする」の順位が逆転し、大学教員では後者が 67%で 3 番目に多かったが、外部委員では前者が 3 番目に多く 57%であった（図 2-3-16、2-3-17）。「600 万円という寄付金を実費の 400 万円にする」（6%）や「研究期間中の A 教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年 1 回で十分である」、「600 万円という寄付金の減額」（各 7%）は支持が低かった（図 2-3-15）。

次に、大学発ベンチャーと大学との契約に関する事例では次のような結果となった。

**【仮想事例 2】大学発ベンチャーとの契約等について**

丙大学大学院工学研究科の X 教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、

代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のために X 教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。

2 年後に丁社で「ロボット Z」が製品化され、1 台 200 万円で販売にこぎつけた。X 教授は「ロボット Z」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボット Z」を 5 台購入して研究を進めた。

5 年後に丁社は株式上場をした。X 教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の 5%以上の株式を保有していた。

まず、現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについてどのように考えるか、三つの選択肢を提示した。この結果、全体では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」が最も多く 58%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」（22%）、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」（18%）となった（図 2-3-18）。「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」とする回答は大学教員（58%）の方が外部委員（54%）よりも上回ったが、両者とも過半数となった（図 2-3-19、2-3-20）。内訳をみると、大学教員の場合、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」が公立大学（82%）、国立大学（60%）、私立大学（48%）の順に多かった。一方、外部委員の方は当該回答が国立大学で 71%を占めたが、公立大学と私立大学では三つの選択肢がすべて同じ割合（各 33%）となった（資料編参照）。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」を選択した理由としては、「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから」が全体の 96%を占めた。「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」に 56%の支持が、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから」に 100%の支持があった（資料編参照）。

大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任について「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」または「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した回答者に対し、現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であると考えるか、時間、期間、収入、株式等保有、その他の項目について支持する条件すべてを選択してもらった。なお、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである」を選択した回答者には国公立大学全体の条件について、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した回答者には私立大学のみの場合の条件について回答してもらった。この結果、まず、国公立大学全体では、株式等保有

条件のうちの「株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する」が46%と最も多く、次いで時間について「総勤務時間数の（ ）%を超えない」(40%)、収入について「現在の年収を超える場合は認めない」(38%)の順に多かった(図 2-3-21)。大学教員の回答と外部委員の回答を比較すると、時間条件において外部委員が「総勤務時間数の（ ）%を超えない」(14%)よりも「1週間に1日まで」(36%)の支持率が高く、収入条件において外部委員が「現在の年収を超える場合は認めない」(14%)よりも「( )万円以上(または超)は認めない」(29%)の支持率が高かった(図 2-3-22、2-3-23)。

一方、私立大学のみの場合では、収入条件の「現在の年収を超える場合は認めない」と株式等保有条件の「株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する」が各44%と最も多く、次いで時間条件の「総勤務時間数の（ ）%を超えない」と期間条件の「( )年以上は認めない」が各41%、となった(図 2-3-24)。大学教員の回答と外部委員の回答を比較すると、株式等保有条件において大学教員が「非上場株式にあつては1株でも認めない」(6%)の方が「上場株式にあつては( )%以上は認めない」(3%)よりも支持率が高かった一方、外部委員においては両者が同値(17%)となっている(図 2-3-25、2-3-26)。

国公立大学(40%)でも私立大学のみ(41%)も全体で2番目に多かった時間条件の「総勤務時間数の（ ）%を超えない」の( )内の具体的な数値については、国公立大学について42件の記載があり、「総勤務時間数の30%を超えない」の割合が最も高く33%、次いで「20%を超えない」が24%、「50%を超えない」が17%となった(図 2-3-27)。私立大学のみに関しては(記載17件)、「20%を超えない」(29%)、「10%を超えない」(23%)の順となった(図 2-3-28)。私立大学のみの方が厳しい基準を支持する割合が高くなっている。なお、時間に関して「その他」を選択した回答者は27人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学全体では23件あり、「本務に支障のない範囲」(8件)、「勤務時間外」(6件)などの記載があった(資料編参照)。私立大学のみについても記載が4件あり、上記の回答が1件ずつみられた。

その他の個別の条件についてみると、期間についての条件で「( )年以上は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は32件あり、「5年以上は認めない」(47%)、「10年以上は認めない」(19%)の順に割合が高かった(図 2-3-29)。私立大学のみの場合では、「3年以上は認めない」(29%)、「5年以上は認めない」(23%)の順に割合が高かった(図 2-3-30)。これも私立大学のみの方が厳しい基準を支持する割合が高くなっている。「その他」を選択した回答者は16人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学全体では11件あり、1~5年の範囲で「更新可とする」という意見が7件あった(資料編参照)。

収入について「( )万円以上(または超)は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は11件あり、「1,000万円以上(または超)は認めない」(37%)、「500万円以上(または超)は認めない」(27%)、「100万円以上(または超)は認めない」(18%)の順に割合が高かった(図 2-3-31)。私立大学のみの場合では1件のみ



記載があり、「500万円以上（または超）は認めない」とするものであった（資料編参照）。

「その他」を選択した回答者は19人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学で全体では14件あり、「一律に決められない、個別の事例で判断する、わからない」とする意見が4件あった。私立大学の場合でもこうした意見が2件あった。

株式保有等については、「上場株式にあつては（ ）%以上は認めない」を選択した回答者で、国公立大学全体の場合の具体的な記載は7件あり、「上場株式にあつては50%以上は認めない」（43%）、「10%以上は認めない」（29%）の順に割合が高かった（図2-3-32）。私立大学の場合のみは2件のみ記載があり、「5%以上は認めない」と「50%以上は認めない」とするものがそれぞれ1件ずつであった（資料編参照）。「その他」を選択した回答者は11人であったが、具体的な記載をみると、国公立大学では6件あり、「一律に決められない、各大学が決めるべき、わからない」とする意見が3件あった。私立大学の場合でも同様の意見が2件あった。

条件について「その他」を選択した回答者は29人あり、同数の具体的な記載があった。具体的な記載をみると、国公立大学全体では20件あり、分類をするとほとんどは「制限なし」とするものであるが、「期間・収入・株式等保有に制限なし」が4件、「株式等保有は制限なし」が3件など、特定項目について「制限なし」とする記載が多かった（資料編参照）。私立大学の場合のみは9件の記載があったが、「期間の制限なし」とする意見が3件あった。

現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのように考えるかについて四つの選択肢を提示した。この結果、全体では「条件付きで認められるべきである」が最も多く38%、次いで「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」（31%）、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」（27%）となった（図2-3-33）。大学教員と外部委員の回答を比較すると、外部委員では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」は0%となったものの、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」が30%と第2位になっており、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」（33%）が第2位となった大学教員と逆転している（図2-3-34、2-3-35）。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった（資料編参照）。

国立教員：「条件付き」（40%）→「無条件」（35%）→「国公立大は認められない」（22%）

公立教員：「無条件」（55%）→「条件付き」（27%）→「国公立大は認められない」（18%）

私立教員：「国公立大は認められない」（38%）→「条件付き」（33%）→「無条件」（24%）

国立委員：「条件付き」（58%）→「無条件」・「国公立大は認められない」（各17%）

公立委員：「条件付き」・「国公立大は認められない」（各50%）

私立委員：「国公立大は認められない」（50%）→「無条件」（33%）→「条件付き」（17%）

私立大学の教員や外部委員の立場の回答者に「国公立大は認められない」の割合が高くなっており、国公立大学の教員や外部委員は「条件付き」を支持する割合が比較的高い。

「条件付きで認められるべきである」を選択した回答者に複数回答可で条件をたずねたところ、国公立大学も私立大学も、「X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない」と「丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する（存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう）」の支持が高かった（図 2-3-36、図 2-3-37）。

また、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから」が 93%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 95%、外部委員では 75%の支持であった。

「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が 56%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 55%、外部委員では 67%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから」が 100%を占めた（複数回答、資料編参照）。

現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのように考えるかについて四つの選択肢を提示した。この結果、全体では「条件付きで認められるべきである」が最も多く 46%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」（27%）、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」（18%）の順となった（図 2-3-38）。大学教員と外部委員の回答を比較すると、「条件付きで認められるべきである」の割合は外部委員が 60%、大学教員は 45%で、外部委員の方が高くなっている一方で、「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」とする割合は大学教員が 19%、外部委員が 10%で、大学教員の方が割合が高い（図 2-3-39、2-3-40）。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった（資料編参照）。

国立教員：「条件付き」（48%）→「国公立大は認められない」（22%）→「無条件」（19%）

公立教員：「条件付き」（55%）→「無条件」・「国公立大は認められない」（各 18%）

私立教員：「国公立大は認められない」（38%）→「条件付き」（32%）→「無条件」（21%）

国立委員：「条件付き」（83%）→「国公立大は認められない」（17%）

公立委員：「条件付き」・「国公立大は認められない」（各 50%）

私立委員：「国公立大は認められない」（50%）→「無条件」（33%）→「条件付き」（17%）

私立大学の教員や外部委員の立場の回答者に「国公立大は認められない」の割合が高くなっており、国公立大学の教員や外部委員は「条件付き」を支持する割合が比較的高い。

「条件付きで認められるべきである」を選択した回答者に複数回答可で条件をたずねたところ、国公立大学においても私立大学においても、「X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない」、「X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない」、「丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）」の順に支持された(図2-3-41、2-3-42)。

また、2番目に支持された「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が44%を占めた(複数回答、資料編参照)。大学教員では42%、外部委員では50%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない」が96%を占めた(複数回答、資料編参照)。大学教員では100%、外部委員では50%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから」が92%を占めた(複数回答、資料編参照)。

現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのような考えるかについて四つの選択肢を提示した。この結果、全体では「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである」が最も多く45%、次いで「丙大学が国公立大学の場合は認められない」(29%)、「非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである」(17%)の順となった(図2-3-43)。大学教員と外部委員の回答を比較すると、回答の順位はほぼ同じであるが、「上場以前と変更なく認められるべきである」とする回答は大学教員の方が割合が高く(大学教員:46%、外部委員:40%)、「丙大学が国公立大学の場合は認められない」とする割合は外部委員の方が高かった(大学教員:28%、外部委員:35%)(図2-3-44、2-3-45)。なお、大学教員及び外部委員のそれぞれの回答は次の順番となった(資料編参照)。

国立教員:「変更なし」(41%) → 「厳しい条件」・「国公立大は認められない」(各23%)  
公立教員:「変更なし」(64%) → 「厳しい条件」・「国公立大は認められない」(各18%)  
私立教員:「変更なし」(53%) → 「国公立大は認められない」(41%) → 「厳しい条件」(6%)

国立委員：「変更なし」（42%）→「国公立大は認められない」（25%）→「厳しい条件」（17%）

公立委員：「変更なし」・「国公立大は認められない」（各 50%）

私立委員：「国公立大は認められない」（50%）→「変更なし」（33%）→「すべて認められない」（17%）

私立大学の外部委員を除き、「変更なし」の割合が最も高くなっている。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである」を選択した理由としては、全体では「ベンチャーが上場しても上場以前の条件を遵守するのであれば許可されるべき」が 85%、「大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき」が 30%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員ではそれぞれ 84%、31%、外部委員ではそれぞれ 88%、25%の支持であった。

また、2 番目に支持された「丙大学が国公立大学の場合は認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから」が 76%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 74%、外部委員では 86%の支持であった。

「非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである」を選択した回答者に複数回答で条件をたずねたところ、国公立大学の場合の条件については「非常勤にするなど、雇用形態を変更する」が 88%、私立大学については 40%の支持があった（資料編参照）。大学教員ではそれぞれ 87%、40%、外部委員ではそれぞれ 100%、44%の支持であった。

「丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない」を選択した理由としては、全体では「国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえ、両立させることが困難だから」が 75%を占めた（複数回答、資料編参照）。大学教員では 70%、外部委員では 100%の支持であった。

最後に大学における利益相反に関して自由な意見を求めたところ、43 件の記載があった。内容を整理すると、「(利害関係の排除よりも) 情報公開が重要、(成果発表時) 企業との関係はすべてオープンに、共同研究はもっと情報公開が必要 (現状は甘い)」が 6 件など、情報公開の重要性が注目されているほか、「ガイドラインの作成が必要、ルールをうまく決められるとよい、平易で明確な基準を示してほしい、具体的な事例で利益相反を学びたい」(4 件) といったガイドライン等の作成に関する意見もみられた (表 2-3-4)。また、「学問が集金力で評価される風潮に懸念、国は文系重視の価値観・精神的価値を重視すべき、利益が出る研究は企業で行い、大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき」(3 件) など、大学が利益に左右されずに研究ができる環境が必要であるとする意見もみられた。全体に利益相反マネジメントに対する肯定的 (強化の方向) 意見が利益相反マネジメントに対する否定的な意見を若干上回っている。全体に微妙なニュアンスの違いのある多岐に



わたる意見があった。

以上の結果について多数意見をまとめたものが表 2-4-1 である。

表 2-4-1 調査で示された多数意見のまとめ

項目 ※ ( ) 内は母数 (全体/ 大学教員/外部委員)	全体	大学教員	外部委員
組織宛ての寄付金 (182/156/26)	①審査すべき：88% ②審査しない：11%	①審査すべき：87% ②審査しない：13%	①審査すべき：92% ②審査しない：4%
過去の寄付金の審査 対象期間・金額 (160 /136/24) ※複数回 答	①5年間：61件 ②3年間：16件 ③10年間：11件	①5年間：50件 ②3年間：15件 ③10年間：11件	①5年間：11件 ②3年間、1年間、6年 間：各1件
	①1年間で100万円以上 (超)：32件 ②1年間で200万円以上 (超)：10件	①1年間で100万円以上 (超)：28件 ②1年間で200万円以上 (超)：8件	①1年間で100万円以上 (超)：4件 ②1年間で200万円以上 (超)：2件
	①5年間で総額500万円 以上(超)：8件	①5年間で総額500万円 以上(超)：4件	①5年間で総額500万円 以上(超)：4件
今後の寄付金の審査 対象期間・金額 (160 /136/24) ※複数回 答	①研究期間すべて (5 年間)：89件	①研究期間すべて (5 年間)：74件	①研究期間すべて (5 年間)：15件
	①1年間で100万円以上 (超)：31件 ②1年間で200万円以上 (超)：9件	①1年間で100万円以上 (超)：27件 ②1年間で200万円以上 (超)：7件	①1年間で100万円以上 (超)：4件 ②1年間で200万円以上 (超)：2件
	①5年間で総額500万円 以上(超)：6件	①5年間で総額500万円 以上(超)：3件	①5年間で総額500万円 以上(超)：3件
研究計画の中止または 研究代表者の交代の判断 とする場合の過去の寄付金 (148/127/21)	①5年間で1,000万円 以上：23件 ②5年間で500万円以上 ：15件 ③5年間で100万円以上 ：8件	①5年間で1,000万円 以上：17件 ②5年間で500万円以上 ：12件 ③5年間で100万円以上 ：8件	①5年間で1,000万円 以上：6件 ②5年間で500万円以上 ：3件 ③5年間で1億円以上 ：2件
今後5年間で600万円の 寄付金に対する判断 (研究 実費は400万円) (143/ 121/22)	①条件付きで承認：50% ②寄付金を受領している 企業の臨床研究は実施す べきでない：26% ③論文等の発表の際に利 益相反を明記するのみで 承認：18%	①条件付きで承認：47% ②寄付金を受領している 企業の臨床研究は実施す べきでない：28% ③論文等の発表の際に利 益相反を明記するのみで 承認：19%	①条件付きで承認：63% ②寄付金を受領している 企業の臨床研究は実施す べきでない、論文等の発 表の際に利益相反を明記 するのみで承認：各14%
今後の寄付金を承認する 場合の条件 (71/57/14) ※ 複数回答	①論文発表や口頭発表の 際に利害関係を開示：83% ②利害関係に変化があっ た場合は速やかに当該利 害関係を自己申告させる ：76% ③ホームページで利害関 係を一般公開、独立した 監視者がデータのモニタ リングをする：各62%	①論文発表や口頭発表の 際に利害関係を開示：82% ②利害関係に変化があっ た場合は速やかに当該利 害関係を自己申告させる ：75% ③独立した監視者がデー タのモニタリングをする ：67%	①論文発表や口頭発表の 際に利害関係を開示：86% ②利害関係に変化があっ た場合は速やかに当該利 害関係を自己申告させる ：79% ③ホームページで利害関 係を一般公開：57%

項目 ※（ ）内は母数（全体／大学教員／外部委員）		全体	大学教員	外部委員	
大学教員の大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役への就任（182／156／26）		①認められる：58% ②国公立大学は認められない：22% ③認められない：18%	①認められる：58% ②国公立大学は認められない：23% ③認められない：17%	①認められる：54% ②国公立大学は認められない：23% ③認められない：19%	
大学発ベンチャーとの契約等 代表取締役への就任条件 ※複数回答	株式保有等	国公立大学全体（105／91／14）	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：48件	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：41件	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：7件
		私立大学のみ（41／35／6）	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：18件	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：15件	①株式等の資産価値を「収入」に加算して判断する：3件
	時間	国公立大学全体（105／91／14）	①1週間に1日まで：34件 ②総勤務時間数の30%を超えない：14件 ③総勤務時間数の20%を超えない：10件	①1週間に1日まで：29件 ②総勤務時間数の30%を超えない：13件 ③総勤務時間数の20%を超えない：10件	①1週間に1日まで：5件 ②総勤務時間数の30%を超えない、総勤務時間数の25%を超えない：各1件
		私立大学のみ（41／35／6）	①1週間に1日まで：10件 ②総勤務時間数の20%を超えない：5件 ③総勤務時間数の10%を超えない：4件	①1週間に1日まで：9件 ②総勤務時間数の20%を超えない：5件 ③総勤務時間数の10%を超えない：3件	①1週間に1日まで、総勤務時間数の10%を超えない、総勤務時間数の50%を超えない：各1件
	収入	国公立大学全体（105／91／14）	①年収を超える場合は認めない：40件 ②1,000万円以上（超）の場合は認めない：4件 ③500万円以上（超）の場合は認めない：3件	①年収を超える場合は認めない：38件 ②1,000万円以上（超）の場合は認めない：3件 ③500万円以上（超）の場合は認めない、100万円以上（超）の場合は認めない、：各2件	①年収を超える場合は認めない：2件 ②1,000万円以上（超）の場合は認めない、500万円以上（超）の場合は認めない、50万円以上（超）の場合は認めない、10万円以上（超）の場合は認めない、：各1件
		私立大学のみ（41／35／6）	①年収を超える場合は認めない：18件	①年収を超える場合は認めない：15件	①年収を超える場合は認めない：3件
	期間	国公立大学全体（105／91／14）	①5年以上は認めない：15件 ②10年以上は認めない：6件	①5年以上は認めない：13件 ②10年以上は認めない：5件	①5年以上は認めない：2件 ②10年以上は認めない、1年以上は認めない：各1件
		私立大学のみ（41／35／6）	①3年以上は認めない：5件 ②5年以上は認めない：4件	①3年以上は認めない、5年以上は認めない：各4件	①3年以上は認めない、4年以上は認めない、6年以上は認めない：各1件
	大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーとの共同研究（146／126／20）		①条件付きで認める：38% ②無条件で認める：31% ③国公立大学は認められない：27%	①条件付きで認める：37% ②無条件で認める：33% ③国公立大学は認められない：26%	①条件付きで認める：45% ②国公立大学は認められない：30% ③無条件で認める：20%

項目 ※ ( ) 内は母数 (全体/大学教員/外部委員)		全体	大学教員	外部委員	
大学発ベンチャーとの契約等	共同研究の条件	国公立大学 (55/46/9) ※複数回答	①利害関係者は意思決定に参加させない：62% ②ベンチャー側に研究担当者が存在する：56%	①利害関係者は意思決定に参加させない：63% ②ベンチャー側に研究担当者が存在する：57%	①利害関係者は意思決定に参加させない、ベンチャー側に研究担当者が存在する：各 56%
		私立大学 (94/79/15) ※複数回答	①利害関係者は意思決定に参加させない、ベンチャー側に研究担当者が存在する：各 41%	①ベンチャー側に研究担当者が存在する：42% ②利害関係者は意思決定に参加させない：39%	①利害関係者は意思決定に参加させない：53% ②ベンチャー側に研究担当者が存在する：40%
	大学教員が代表取締役を務める大学発ベンチャーからの製品購入 (146/126/20)		①条件付きで認める：46% ②国公立大学は認められない：27% ③無条件で認める：18%	①条件付きで認める：45% ②国公立大学は認められない：26% ③無条件で認める：19%	①条件付きで認める：60% ②国公立大学は認められない：30% ③無条件で認める：10%
	製品購入の条件	国公立大学 68/56/12 ※複数回答	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：71% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：47% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：43%	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：68% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：48% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：45%	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：83% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：42% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：33%
		私立大学 (107/89/18) ※複数回答	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：51% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：36% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：33%	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：48% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：35% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：34%	①利害関係者は製品購入の決裁に参加させない：67% ②利害関係者は仕様書等関係書類作成に参加させない：44% ③ベンチャー側に当該教員以外の契約締結権限を持つ者が存在する：28%
	大学発ベンチャー上場後における大学教員の代表取締役就任 (146/126/20)		①上場以前と変更なく認める：45% ②国公立大学は認められない：29% ③非上場の場合よりも厳しい条件で認める：17%	①上場以前と変更なく認める：46% ②国公立大学は認められない：28% ③非上場の場合よりも厳しい条件で認める：18%	①上場以前と変更なく認める：40% ②国公立大学は認められない：35% ③非上場の場合よりも厳しい条件で認める、認められない：各 10%
	上場後の代表取締役就任の条件	国公立大学 (25/23/2) ※複数回答	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：88%	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：87%	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：100%
		私立大学 (67/58/9) ※複数回答	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：40%	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：40%	①非常勤にするなど、雇用形態を変更する：44%

項目 ※（ ）内は母数（全体／大 学教員／外部委員）	全体	大学教員	外部委員
自由意見（182／156／26）	①情報公開が重要：6件 ②ガイドライン等が必要：4件 ③大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき：3件	①情報公開が重要：6件 ②ガイドライン等が必要：4件 ③大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき：3件	①国公立大と私立大は明確に区別すべき（私大はもっと自由に）：2件

### 第3章 おわりに

今回の調査では、「臨床研究に関連した寄付金」と「大学発ベンチャーとの契約等」という大学で生じやすい利益相反問題の仮想事例を提示して意識調査を実施した。

臨床研究に関連した寄付金については、全体に「審査すべき」(88%)とする割合が高く、過去の寄付金は5年間遡って審査し、今後の寄付金は研究期間すべてにわたって審査し、過去5年間で1,000万円以上の寄付金を受領している場合は臨床研究の計画の中止または研究代表者の交代の判断をするといった意見が高い割合で支持された。研究実費を上回る(1.5倍)寄付金の受領については条件付きで承認することを50%が支持を示し、このマネジメント対策としては、論文発表等の際に情報開示する(83%)、研究期間中の利害関係の変更は速やかに申告(76%)、ホームページで利害関係を公開、データのモニタリング(各62%)などに多くの支持が集まった。ただし、そもそも寄付金を受領している企業の臨床研究は実施すべきでないという意見も約4分の1を占めた(26%)。

大学発ベンチャーとの契約等については、大学教員の大学発ベンチャー(非上場企業)の代表就任は認められるとする意見が全体で58%を占めた。就任条件としては、株式等資産を収入に加算して審査することが求められているほか、年収を超える場合は認めない、兼業時間は1週間に1日まで、5年以上は認めない、といった条件に対する支持が多かった。大学教員と大学発ベンチャーとの共同研究は、条件付きで認めるという支持が全般に高く(38%)、条件としては国公立大学全体で「利害関係者は意思決定に参加させない」、「ベンチャー側に研究担当者が存在する」などが過半数となった。一方、大学発ベンチャーからの製品購入は、条件付きで認めるとする割合が共同研究の場合よりも若干高く(46%)、条件としては「利害関係者は製品購入の決裁に参加させない」が多く支持された。さらに、大学発ベンチャーの上場後における大学教員の代表取締役就任については、「上場以前と変更なく認める」が全体で45%と最も割合が高かった。

自由意見としては「情報公開が重要」、「ガイドライン等が必要」、「大学は利益が出なくとも長期的に重要な研究を行うべき」などの意見が複数あったが、全般に内容には多様性があった。

臨床研究は寄付金との関係でいえば利害関係の情報開示を徹底させることが支持され、また、研究計画の中止または研究代表者の交代の判断をするべき基準についての意識などが判明した。さらに、大学発ベンチャーについては、収入や時間等について一定の条件を課した上で代表就任を認め、また、共同研究や製品購入も利害関係をなるべく排除した上で契約締結を可とする意見が多く支持されている。具体的な条件に関する意識についても、今回の調査で判明し、整理することができた。

利益相反マネジメントは外形のみで疑念を持たれる状況が生じるため、独善に陥らないよう、どの程度の利害関係が存在した場合に社会で問題化するかということを各地域やそれぞれの時代で検証し、マネジメントの基準とする必要がある。その意味で、今回の調査

結果が今後の大学における利益相反マネジメントの参考となれば幸いである。

<謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました国公立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の皆様、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS 科研費 15K04276 の助成を受けたものです。

# 資 料 編

1. 「大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査」アンケート集計結果

1. 調査実施日	平成27年7月6日
2. 調査実施対象	(1)医学部が設置された大学79(国42、公8、私29)大学と、それ以外に平成25年度に民間企業との共同研究件数が多かった上位21(国15、公2、私4)大学の計100大学(国57、公10、私33)を選定。 (2)各大学の教員各8人計800人を無作為抽出。 (3)各大学において国立大学法人経営協議会外部委員、公立大学法人経営審議会外部委員、私立大学外部理事を各2人計200人を無作為抽出しようとしたところ、9私立大学において外部理事に関する具体的な情報が公表されておらず、また、4私立大学において外部理事が1人のみであったため、残りの87大学のうち、外部委員の多い大学(10～15人)20大学(国19、私1)において3人の無作為抽出を行い、さらに9人の外部委員のいる10大学のうち2国立大学において3人の無作為抽出を行って、計200人を抽出した。 (4)上記合計1,000人がアンケート調査対象者。
3. 調査実施方法	(1)教員は調査対象大学の総務担当課宛てに送付して配付依頼をし、外部委員は直接本人に質問用紙を送付した。 (2)質問票記入後、回答者ごとに郵便・FAX・E-mailのいずれかによる返送を依頼。 (3)締切りは平成27年7月31日とした。

4. 回収状況

(1) 大学教員

対象	大学数	教員数	回答数	回答率
国立大学教員	57	456	103	22.59%
公立大学教員	10	80	11	13.75%
私立大学教員	33	264	42	15.91%
合計	100	800	156	19.50%

(2) 外部委員

対象	大学数	委員等数	回答数	回答率
国立大学法人経営協議会外部委員	57	135	14	10.37%
公立大学法人経営審議会外部委員	10	20	3	15.00%
私立大学外部理事	24	45	9	20.00%
合計	91	200	26	13.00%

※国立大学法人経営協議会外部委員のうち、公立大学法人経営審議会外部委員を兼ねている委員が1名いた。回答数は前者でカウントしてある。

(3) 全体

対象	大学数	教員・委員等数	回答数	回答率
合計	100	1,000	182	18.20%



調査事項		回答数	割合	備考		
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について						
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることとして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。						
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。						
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む	160	87.91%	分母は182		
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む ※(1)	21	11.54%			
無記入 ※(2)		1	0.55%			
計		182	100.00%			
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。						
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間 ※1	98	61.25%	分母は160 (複数回答)
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額 ※2	53	33.13%	
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額 ※3	28	17.50%	
	2-4	その他	具体的に ※4	11	6.88%	
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する		89	55.63%	
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額 ※5	56	35.00%	
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額 ※6	18	11.25%	
	2-8	その他	具体的に ※7	9	5.63%	
無記入 ※(3)		2	1.25%			
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。						
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める		期間・金額 ※8	114	77.03%	分母は148	
無記入 ※(4)		34	22.97%			
計		148	100.00%			
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断すべきであるとお考えになりますか。						
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する	26	18.18%	分母は143		
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください） ※(5)	71	49.65%			

調査事項			回答数	割合	備考	
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施すべきではない	37	25.87%	分母は143	
	4-4	その他	※9	7		4.90%
	無記入			2		1.40%
	計			143	100.00%	
	5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。					
	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	59	83.10%	分母は71 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	44	61.97%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	16	22.54%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	44	61.97%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	12	16.90%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	18	25.35%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費(400万円)の(※10) %増し程度	5		7.04%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする		4		5.63%
5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する)：	6	8.45%		
5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる		54	76.06%		
5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である		5	7.04%		
5-12	その他	※11	3	4.23%		
II	【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について					
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		105	57.69%	分母は182	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	※(6)	101	96.19%	分母は105 (複数回答)
	1-1-2	その他	※12	4	3.81%	
	無記入			1	0.95%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		※(7)	41	22.53%	分母は182
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから		23	56.10%	分母は41 (複数回答)
	1-2-2	その他	※13	2	4.88%	
	無記入			16	39.02%	
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない			32	17.58%	分母は182
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから		32	100.00%	分母は32 (複数回答)
	1-3-2	その他		0	0.00%	
無記入			※(8)	4	2.20%	分母は182
計				182	100.00%	

調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		34	32.38%	分母は105 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	42	40.00%	
		2-3	その他	具体的に	23	21.90%	
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		10	24.39%	分母は41 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	17	41.46%	
		2-3	その他	具体的に	4	9.76%	
	計	2-1	1週間に1日まで		44	30.14%	分母は146 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	59	40.41%	
		2-3	その他	具体的に ※15	27	18.49%	
期間	全立国 体大公 の私私 み学立	2-4	( )年以上は認めない	年	32	30.48%	分母は105 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	12	11.43%	
		2-4	( )年以上は認めない	年	17	41.46%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	49	33.56%	分母は146 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に ※17	16	10.96%	
		2-6	現在の年収を超える場合は認めない		40	38.10%	
収入	大立国 学公公 全私私 体大私 立	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		40	38.10%	分母は105 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	11	10.48%	
		2-8	その他	具体的に	14	13.33%	
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		18	43.90%	分母は41 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	1	2.44%	
		2-8	その他	具体的に	5	12.20%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		58	39.73%	分母は146 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	12	8.22%	
		2-8	その他	具体的に ※19	19	13.01%	
株式保有等	全立国 体大公 の私私 み学立	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		48	45.71%	分母は105 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	7	6.67%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		3	2.86%	
		2-12	その他	具体的に	6	5.71%	
	私立 大学の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		18	43.90%	分母は41 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	2	4.88%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		3	7.32%	
		2-12	その他	具体的に	5	12.20%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		66	45.21%	分母は146 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	9	6.16%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		6	4.11%	
		2-12	その他	具体的に ※21	11	7.53%	
その他	全立国 体大公 の私私 み学立	2-13		具体的に	20	19.05%	分母は105 (複数回答)
				具体的に	9	21.95%	
				具体的に ※22	29	19.86%	

調査事項			回答数	割合	備考	
II	無記入	国公立大学全体	3	2.86%	分母は105	
		私立大学のみ	5	12.20%	分母は41	
		計	8	5.48%	分母は146	
	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)					
	3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		46	31.51%	分母は146
		3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	43	93.48%	分母は46 (複数回答)
		3-1-2	その他 具体的に ※23	1	2.17%	
		無記入		3	6.52%	
	3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		55	37.67%	分母は146
		国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	34	61.82%
3-2-2			丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	31	56.36%	
3-2-3			丁社は複数代表制を取る	16	29.09%	
3-2-4			その他 具体的に ※24	6	10.91%	
私立大学		3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	39	41.49%	分母は94 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	39	41.49%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	21	22.34%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	7	7.45%	
無記入(=私立大学は制限なし) ※(9)		25	26.60%			
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		39	26.71%	分母は146	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	22	56.41%	分母は39 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に ※25	2	5.13%		
	無記入		15	38.46%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		5	3.42%	分母は146	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	5	100.00%	分母は5 (複数回答)	
	3-4-2	その他 具体的に	0	0.00%		
無記入		1	0.68%			
計			146	100.00%	分母は146	
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		26	17.81%	分母は146	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	25	96.15%	分母は26 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		1	3.85%		



調査事項			回答数	割合	備考
II	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		68	46.58%	分母は146
4-2	国公立大学	4-2-1 X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	32	47.06%	分母は68 (複数回答)
		4-2-2 X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	48	70.59%	
		4-2-3 丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	29	42.65%	
		4-2-4 丁社は複数代表制を取る	9	13.24%	
		4-2-5 その他 具体的に ※26	8	11.76%	
	私立大学	4-2-1 X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	39	36.45%	分母は107 (複数回答)
		4-2-2 X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	55	51.40%	
		4-2-3 丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	35	32.71%	
		4-2-4 丁社は複数代表制を取る	11	10.28%	
		4-2-5 その他 具体的に ※26	10	9.35%	
無記入（=私立大学は制限なし） ※(10)		27	25.23%		
4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		39	26.71%	分母は146
	4-3-1 国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	17	43.59%	分母は39 (複数回答)	
	4-3-2 その他 具体的に ※27	1	2.56%		
	無記入	21	53.85%		
4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		13	8.90%	分母は146
	4-4-1 国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	12	92.31%	分母は13 (複数回答)	
	4-4-2 その他 具体的に ※28	1	7.69%		
計			146	100.00%	分母は146
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）					
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		66	45.21%	分母は146
	5-1-1 ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	56	84.85%	分母は66 (複数回答)	
	5-1-2 大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	20	30.30%		
	5-1-3 その他 具体的に ※29	1	1.52%		

調査事項				回答数	割合	備考		
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		25	17.12%	分母は146		
		国 公立 大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	22	88.00%	分母は25 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	2		8.00%
			5-2-3	その他	具体的に ※31	1		4.00%
		私 立 大 学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	27	40.30%	分母は67 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	1		1.49%
			5-2-3	その他	具体的に ※31	2		2.99%
		無記入(=私立大学は制限なし)				※(11)	37	55.22%
		5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		42	28.77%	分母は146	
	5-3-1		国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	※(12)	32	76.19%	分母は42 (複数回答)	
	5-3-2		その他	具体的に ※32	1	2.38%	分母は42 (複数回答)	
	無記入			9	21.43%			
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		12	8.22%	分母は146		
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから		9	75.00%	分母は12 (複数回答)	
5-4-2		その他	具体的に	0	0.00%	分母は12 (複数回答)		
無記入			3	25.00%				
無記入					1	0.68%		
計				146	100.00%	分母は146		
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※33	43	23.63%	分母は182	
IV	回答者の属性							
職名	a	国立大学教員		103	56.59%	分母は182		
	b	公立大学教員		11	6.04%			
	c	私立大学教員		42	23.08%			
	小計			156	85.71%			
	d	国立大学法人経営協議会外部委員(内1名公立大学経営審議会外部委員と兼任)		14	7.69%			
	e	公立大学法人経営審議会外部委員		3	1.65%			
	f	私立大学外部理事		9	4.95%			
	小計			26	14.29%			
	計			182	100.00%			
	専門分野 (大学教員)	a	情報学		3		1.92%	分母は156
b		環境学		2	1.28%			
c		複合領域		5	3.21%			
d		総合人文社会		0	0.00%			
e		人文学		3	1.92%			
f		社会科学		8	5.13%			
g		総合理工		3	1.92%			
h		数物系科学		6	3.85%			
i		化学		8	5.13%			
j		工学		21	13.46%			
k		総合生物		1	0.64%			
l		生物学		3	1.92%			
m		農学		4	2.56%			
n		医歯薬学		84	53.85%			
o		その他	具体的に ※34	4	2.56%			
無記入				1	0.64%			
計				156	100.00%			

調査事項			回答数	割合	備考	
IV	職業 協業（国 立大学 外部 委員 法人 経 営）	a	大学教員	6	23.08%	分母は26 (複数回答)
		b	医療関係	4	15.38%	
		c	企業	14	53.85%	
		d	弁護士	2	7.69%	
		e	公認会計士・税理士	0	0.00%	
		f	金融関係	1	3.85%	
		g	政治家	0	0.00%	
		h	行政	5	19.23%	
		i	団体職員	2	7.69%	
		j	その他	具体的に ※35	2	
回答総数			182	18.20%	分母は1,000	

<大学教員全体（回答数：156）>

※1～34および※（1）～（12）は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考	
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について							
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。							
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。							
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			136	87.18%	分母は156	
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む ※(1)			20	12.82%		
計				156	100.00%		
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。							
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	84	61.76%	分母は136 (複数回答)
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	47	34.56%	
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	20	14.71%	
	2-4	その他	具体的に	※4	10	7.35%	
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			74	54.41%	
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	48	35.29%	
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額	※6	13	9.56%	
	2-8	その他	具体的に	※7	7	5.15%	
無記入				※(3)	2	1.47%	
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。							
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	99	77.95%	分母は127
無記入				※(4)	28	22.05%	
計					127	100.00%	
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。							
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する			23	19.01%	分母は121	
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください） ※(5)			57	47.11%		



調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	34	28.10%	分母は121	
	4-4	その他	※9	5		4.13%
	無記入		2	1.65%		
	計		121	100.00%		
5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。						
I	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	47	82.46%	分母は57 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	36	63.16%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	14	24.56%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	38	66.67%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	9	15.79%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	15	26.32%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費(400万円)の(※10) %増し程度	5		8.77%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする	4	7.02%		
	5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する)：	4		7.02%
	5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	43	75.44%		
	5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	4	7.02%		
	5-12	その他	※11	3		5.26%
II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について						
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		91	58.33%	分母は156	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	※(6)	88	96.70%	分母は91 (複数回答)
	1-1-2	その他	※12	4	4.40%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		※(7)	35	22.44%	分母は156
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	19	54.29%	分母は35 (複数回答)	
	1-2-2	その他	※13	2	5.71%	
無記入		14	40.00%			
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		27	17.31%	分母は156	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	27	100.00%	分母は27 (複数回答)	
	1-3-2	その他	※13	0	0.00%	
無記入		3	1.92%			
計		156	100.00%	分母は156		

調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		29	31.87%	分母は91 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	40	43.96%	
		2-3	その他	具体的に	17	18.68%	
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		9	25.71%	分母は35 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	14	40.00%	
		2-3	その他	具体的に	2	5.71%	
	計	2-1	1週間に1日まで		38	30.16%	分母は126 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	54	42.86%	
		2-3	その他	具体的に ※15	19	15.08%	
期間	立国 全大 体公 私	2-4	( )年以上は認めない	年	28	30.77%	分母は91 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	6	6.59%	
	の 大私 立	2-4	( )年以上は認めない	年	14	40.00%	分母は35 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	2	5.71%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	42	33.33%	分母は126 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に ※17	8	6.35%	
収入	大 国 公 立 私 立	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		38	41.76%	分母は91 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	7	7.69%	
		2-8	その他	具体的に	10	10.99%	
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		15	42.86%	分母は35 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%	
		2-8	その他	具体的に	4	11.43%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		53	42.06%	分母は126 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	7	5.56%	
		2-8	その他	具体的に ※19	14	11.11%	
株式保有等	立国 全大 体公 私 立 大 学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		41	45.05%	分母は91 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	6	6.59%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		3	3.30%	
		2-12	その他	具体的に	3	3.30%	
	私 立 大 学 の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		15	42.86%	分母は35 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	2.86%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		2	5.71%	
		2-12	その他	具体的に	3	8.57%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		56	44.44%	分母は126 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	7	5.56%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		5	3.97%	
		2-12	その他	具体的に ※21	6	4.76%	
その他	立国 全大 体公 私 立 大 学 の み	2-13			17	18.68%	分母は91 (複数回答)
					9	25.71%	
	計			※22	26	20.63%	分母は126 (複数回答)

調査事項			回答数	割合	備考	
II	無記入	国公立大学全体	2	2.20%	分母は91	
		私立大学のみ	5	14.29%	分母は35	
		計	7	5.56%	分母は126	
3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)						
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		42	33.33%	分母は126	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	40	95.24%	分母は42 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に ※23	1	2.38%		
	無記入		2	4.76%		
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		46	36.51%	分母は126	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	29	63.04%	分母は46 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	26	56.52%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	14	30.43%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	4	8.70%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	31	39.24%	分母は79 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	33	41.77%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	17	21.52%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	5	6.33%	
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(9)		24	30.38%		
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		33	26.19%	分母は126	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	18	54.55%	分母は33 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に ※25	2	6.06%		
無記入		13	39.39%			
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		5	3.97%	分母は126	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	5	100.00%	分母は5 (複数回答)	
	3-4-2	その他 具体的に	0	0.00%		
計		126	100.00%	分母は126		
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		24	19.05%	分母は126	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	24	100.00%	分母は24 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		56	44.44%	分母は126	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	27	48.21%	分母は56 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	38	67.86%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	25	44.64%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	7	12.50%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	6	10.71%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	31	34.83%	分母は89 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	43	48.31%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	30	33.71%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	9	10.11%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	8	8.99%		
	無記入（＝私立大学は制限なし） ※(10)		24	26.97%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		33	26.19%	分母は126	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	14	42.42%	分母は33 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に ※27	1	3.03%		
		無記入		18	54.55%		
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		13	10.32%	分母は126	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	12	92.31%	分母は13 (複数回答)	
4-4-2		その他 具体的に ※28	1	7.69%			
計			126	100.00%	分母は126		
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）							
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		58	46.03%	分母は126		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	49	84.48%	分母は58 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	18	31.03%			
	5-1-3	その他 具体的に ※29	1	1.72%			

調査事項				回答数	割合	備考		
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		23	18.25%	分母は126		
		国 公立 大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	20	86.96%	分母は23 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	2		8.70%
			5-2-3	その他	具体的に ※31	1		4.35%
		私 立 大 学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	23	39.66%	分母は58 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	1		1.72%
	5-2-3		その他	具体的に ※31	1	1.72%		
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(11)				33	56.90%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		35	27.78%	分母は126		
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから ※(12)	26	74.29%	分母は35 (複数回答)		
5-3-2		その他	具体的に	0	0.00%			
無記入				9	25.71%			
5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		10	7.94%	分母は126			
	5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから	7	70.00%	分母は10 (複数回答)			
	5-4-2	その他	具体的に	0		0.00%		
	無記入				3	30.00%		
計				126	100.00%	分母は126		
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。 ※33			37	23.72%	分母は156		
IV	回答者の属性							
職名	a	国立大学教員		103	66.03%	分母は156		
	b	公立大学教員		11	7.05%			
	c	私立大学教員		42	26.92%			
	計			156	100.00%			
専門分野	a	情報学		3	1.92%	分母は156		
	b	環境学		2	1.28%			
	c	複合領域		5	3.21%			
	d	総合人文社会		0	0.00%			
	e	人文学		3	1.92%			
	f	社会科学		8	5.13%			
	g	総合理工		3	1.92%			
	h	数物系科学		6	3.85%			
	i	化学		8	5.13%			
	j	工学		21	13.46%			
	k	総合生物		1	0.64%			
	l	生物学		3	1.92%			
	m	農学		4	2.56%			
	n	医歯薬学		84	53.85%			
	o	その他	具体的に ※34	4	2.56%			
	無記入				1		0.64%	
計				156	100.00%			
回答総数				156	19.50%	分母は800		



<外部委員全体（回答数：26）>

※1～35および※(2)～(11)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考	
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について							
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。							
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。							
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			24	92.31%	分母は26	
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			1	3.85%		
無記入			※(2)	1	3.85%		
計				26	100.00%		
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( )内に数値をご記入ください。							
過去の寄付金について	2-1	過去( )年間の寄付金について審査する	期間	※1	14	58.33%	分母は24 (複数回答)
	2-2	過去1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	6	25.00%	
	2-3	過去( )年間で総額( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	8	33.33%	
	2-4	その他	具体的に	※4	1	4.17%	
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			15	62.50%	
	2-6	今後1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	8	33.33%	
	2-7	今後( )年間で総額( )万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額	※6	5	20.83%	
	2-8	その他	具体的に	※7	2	8.33%	
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。( )内に数値を記載してください。							
乙製薬会社からの寄付金が過去( )年間で総額( )円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	15	71.43%	分母は21
無記入			※(4)	6	28.57%		
計				21	100.00%		
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。							
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する			3	13.64%	分母は22	
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する(→※条件は次の「5」でご回答ください)			14	63.64%		

調査事項		回答数	割合	備考			
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	3	13.64%	分母は22		
	4-4	その他	具体的に ※9	2		9.09%	
	計		22	100.00%			
	5 上記4-2)に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。						
	I	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	12	85.71%	分母は14 (複数回答)	
		5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	8	57.14%		
		5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	2	14.29%		
		5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	6	42.86%		
		5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	3	21.43%		
		5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	3	21.43%		
		5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費(400万円)の( )%増し程度	0		0.00%
		5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする		0		0.00%
5-9		研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する)：	2	14.29%		
5-10		研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる		11	78.57%		
5-11		研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である		1	7.14%		
5-12		その他	具体的に	0	0.00%		
II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について							
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。							
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。							
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		14	53.85%	分母は26		
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	13	92.86%	分母は14 (複数回答)		
	1-1-2	その他	具体的に	0		0.00%	
	無記入		1	7.14%			
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		6	23.08%	分母は26		
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	4	66.67%	分母は6 (複数回答)		
	1-2-2	その他	具体的に	0		0.00%	
	無記入		2	33.33%			
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		5	19.23%	分母は26		
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	5	100.00%	分母は5 (複数回答)		
	1-3-2	その他	具体的に	0		0.00%	
	無記入		※(8)	1		3.85%	
計		26	100.00%	分母は26			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		5	35.71%	分母は14 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	2	14.29%	
		2-3	その他	具体的に	6	42.86%	
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		1	16.67%	分母は6 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	3	50.00%	
		2-3	その他	具体的に	2	33.33%	
	計	2-1	1週間に1日まで		6	30.00%	分母は20 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	5	25.00%	
		2-3	その他	具体的に ※15	8	40.00%	
期間	立国 全大私 体学公	2-4	( )年以上は認めない	年	4	28.57%	分母は14 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	6	42.86%	
	の 大私 立学	2-4	( )年以上は認めない	年	3	50.00%	分母は6 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	2	33.33%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	7	35.00%	分母は20 (複数回答)
2-5	その他	具体的に ※17	8	40.00%			
収入	大 学公 全私 立体	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		2	14.29%	分母は14 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	4	28.57%	
		2-8	その他	具体的に	4	28.57%	
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		3	50.00%	分母は6 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	1	16.67%	
		2-8	その他	具体的に	1	16.67%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		5	25.00%	分母は20 (複数回答)
2-7		( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	5	25.00%		
2-8		その他	具体的に ※19	5	25.00%		
株式保有等	国 全私 立大 学公 立学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		7	50.00%	分母は14 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	7.14%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	3	21.43%	
	私 立大 学 の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		3	50.00%	分母は6 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	16.67%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		1	16.67%	
		2-12	その他	具体的に	2	33.33%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		10	50.00%	分母は20 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	2	10.00%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		1	5.00%	
		2-12	その他	具体的に ※21	5	25.00%	
その他	立国 全大私 の大私 立学立	2-13			3	21.43%	分母は14 (複数回答)
					0	0.00%	
					3	15.00%	
				※22	3	15.00%	分母は20 (複数回答)



調査事項			回答数	割合	備考	
II	無記入	国公立大学全体	1	7.14%	分母は14	
		私立大学のみ	0	0.00%	分母は6	
		計	1	5.00%	分母は20	
	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)					
	3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		4	20.00%	分母は20
		3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	3	75.00%	分母は4 (複数回答)
		3-1-2	その他 具体的に	0	0.00%	
	無記入		1	25.00%		
	3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		9	45.00%	分母は20
		国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	5	55.56%
3-2-2			T社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	5	55.56%	
3-2-3			T社は複数代表制を取る	2	22.22%	
3-2-4			その他 具体的に ※24	2	22.22%	
私立大学		3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	8	53.33%	分母は15 (複数回答)
		3-2-2	T社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	6	40.00%	
		3-2-3	T社は複数代表制を取る	4	26.67%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	2	13.33%	
無記入(=私立大学は制限なし)		1	6.67%			
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		6	30.00%	分母は20	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	4	66.67%	分母は6 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		2	33.33%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は20	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
	3-4-2	その他 具体的に				
無記入		1	5.00%			
計		20	100.00%	分母は20		
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		2	10.00%	分母は20	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		1	50.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		12	60.00%	分母は20	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	5	41.67%	分母は12 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	10	83.33%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	4	33.33%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	2	16.67%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	2	16.67%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	8	44.44%	分母は18 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	12	66.67%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	5	27.78%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	2	11.11%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	2	11.11%		
	無記入（＝私立大学は制限なし） ※(10)		3	16.67%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		6	30.00%	分母は20	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	3	50.00%	分母は6 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
		無記入		3	50.00%		
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は20	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
		4-4-2	その他 具体的に				
	計			20	100.00%	分母は20	
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）							
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		8	40.00%	分母は20		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	7	87.50%	分母は8 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	2	25.00%			
	5-1-3	その他 具体的に	0	0.00%			

調査事項				回答数	割合	備考		
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		2	10.00%	分母は20		
		国公立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%		具体的に
			5-2-3	その他	0	0.00%		具体的に
		私立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	4	44.44%	分母は9 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%		具体的に
	5-2-3		その他	1	11.11%	具体的に ※31		
	無記入(=私立大学は制限なし)				4	44.44%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		7	35.00%	分母は20		
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	6	85.71%	分母は7 (複数回答)		
		5-3-2	その他	1	14.29%	具体的に ※32		
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		2	10.00%	分母は20		
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)		
		5-4-2	その他	0	0.00%	具体的に		
無記入		1	5.00%					
計				20	100.00%	分母は20		
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※33	6	23.08%	分母は26	
IV	回答者の属性							
職名	d	国立大学法人経営協議会外部委員(内1名公立大学経営審議会外部委員と兼任)		14	53.85%	分母は26		
	e	公立大学法人経営審議会外部委員		3	11.54%			
	f	私立大学外部理事		9	34.62%			
	計		26	100.00%				
職業	a	大学教員		6	23.08%	分母は26 (複数回答)		
	b	医療関係		4	15.38%			
	c	企業		14	53.85%			
	d	弁護士		2	7.69%			
	e	公認会計士・税理士		0	0.00%			
	f	金融関係		1	3.85%			
	g	政治家		0	0.00%			
	h	行政		5	19.23%			
	i	団体職員		2	7.69%			
	j	その他	具体的に	2	7.69%		※35	
回答総数				26	13.00%	分母は200		

調査事項				回答数	割合	備考		
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について								
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。								
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。								
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			90	87.38%	分母は103		
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む ※(1)			13	12.62%			
計				103	100.00%			
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。								
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	61	67.78%	分母は90 (複数回答)	
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	29	32.22%		
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	11	12.22%		
	2-4	その他	具体的に	※4	8	8.89%		
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			52	57.78%		
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	29	32.22%		
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額	※6	7	7.78%		
	2-8	その他	具体的に	※7	6	6.67%		
無記入				※(3)	2	2.22%		
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。								
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	67	80.72%	分母は83	
無記入				※(4)	16	19.28%		
計					83	100.00%		
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。								
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する					15	18.99%	分母は79
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）					37	46.84%	



調査事項			回答数	割合	備考	
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	22	27.85%	分母は79	
	4-4	その他	具体的に ※9	4		5.06%
	無記入		1	1.27%		
	計		79	100.00%		
5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。						
I	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	30	81.08%	分母は37 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	20	54.05%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	6	16.22%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	24	64.86%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	5	13.51%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	9	24.32%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に:実費(400万円)の(※10) %増し程度	4		10.81%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする	3	8.11%		
	5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する):	4		10.81%
	5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	26	70.27%		
	5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	2	5.41%		
	5-12	その他	具体的に ※11	3		8.11%
II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について						
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		62	60.19%	分母は103	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	※(6)	59	95.16%	分母は62 (複数回答)
	1-1-2	その他	具体的に ※12	4	6.45%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		※(7)	19	18.45%	分母は103
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	8	42.11%	分母は19 (複数回答)	
	1-2-2	その他	具体的に ※13	2		10.53%
	無記入		9	47.37%		
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		20	19.42%	分母は103	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	20	100.00%	分母は20 (複数回答)	
	1-3-2	その他	具体的に	0	0.00%	
無記入		2	1.94%	分母は103		
計		103	100.00%			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		16	25.81%	分母は62 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	27	43.55%	
		2-3	その他	具体的に	15	24.19%	
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		2	10.53%	分母は19 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	8	42.11%	
		2-3	その他	具体的に	2	10.53%	
	計	2-1	1週間に1日まで		18	22.22%	分母は81 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	35	43.21%	
		2-3	その他	具体的に ※15	17	20.99%	
期間	立国 全大私 体学公	2-4	( )年以上は認めない	年	17	27.42%	分母は62 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	4	6.45%	
	の 大私 立学	2-4	( )年以上は認めない	年	6	31.58%	分母は19 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	2	10.53%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	23	28.40%	分母は81 (複数回答)
2-5	その他	具体的に ※17	6	7.41%			
収入	大 学公 全私 立体	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		26	41.94%	分母は62 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	2	3.23%	
		2-8	その他	具体的に	9	14.52%	
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		5	26.32%	分母は19 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%	
		2-8	その他	具体的に	3	15.79%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		31	38.27%	分母は81 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	2	2.47%	
		2-8	その他	具体的に ※19	12	14.81%	
株式保有等	国 全私 立大 学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		26	41.94%	分母は62 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	4	6.45%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		3	4.84%	
		2-12	その他	具体的に	3	4.84%	
	私 立大 学 の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		5	26.32%	分母は19 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	5.26%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		2	10.53%	
		2-12	その他	具体的に	2	10.53%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		31	38.27%	分母は81 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	5	6.17%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		5	6.17%	
		2-12	その他	具体的に ※21	5	6.17%	
その他	立国 全大私 体学公	2-13			13	20.97%	分母は62 (複数回答)
					4	21.05%	
	計			17	20.99%	分母は81 (複数回答)	



調査事項			回答数	割合	備考	
II	無記入	国公立大学全体	2	3.23%	分母は62	
		私立大学のみ	4	21.05%	分母は19	
		計	6	7.41%	分母は81	
	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)					
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		28	34.57%	分母は81	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	27	96.43%	分母は28 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に ※23	1	3.57%		
	無記入		1	3.57%		
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		32	39.51%	分母は81	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	21	65.63%	分母は32 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	19	59.38%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	10	31.25%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	3	9.38%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	19	38.00%	分母は50 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	23	46.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	12	24.00%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	4	8.00%	
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(9)		14	28.00%		
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		18	22.22%	分母は81	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	9	50.00%	分母は18 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に ※25	2	11.11%		
	無記入		7	38.89%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		3	3.70%	分母は81	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	3	100.00%	分母は3 (複数回答)	
	3-4-2	その他 具体的に	0	0.00%		
計			81	100.00%	分母は81	
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		15	18.52%	分母は81	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	15	100.00%	分母は15 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		39	48.15%	分母は81	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	21	53.85%	分母は39 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	25	64.10%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	17	43.59%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	4	10.26%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	5	12.82%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	19	33.33%	分母は57 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	27	47.37%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	21	36.84%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	5	8.77%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	7	12.28%		
	無記入（＝私立大学は制限なし）		15	26.32%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		18	22.22%	分母は81	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	8	44.44%	分母は18 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に ※27	1	5.56%		
無記入		9	50.00%				
4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		9	11.11%	分母は81		
	4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	9	100.00%	分母は9 (複数回答)		
	4-4-2	その他 具体的に	0	0.00%			
計			81	100.00%	分母は81		
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）							
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		33	40.74%	分母は81		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	29	87.88%	分母は33 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	9	27.27%			
	5-1-3	その他 具体的に	0	0.00%			

調査事項				回答数	割合	備考		
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		19	23.46%	分母は81		
		国公立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	16	84.21%	分母は19 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	2		10.53%
			5-2-3	その他	具体的に ※31	1		5.26%
		私立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	14	36.84%	分母は38 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に ※30	1		2.63%
	5-2-3		その他	具体的に ※31	1	2.63%		
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(11)				22	57.89%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		19	23.46%	分母は81		
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから ※(12)	15	78.95%	分母は19 (複数回答)		
		5-3-2	その他	具体的に	0		0.00%	
	無記入				4	21.05%		
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		10	12.35%	分母は81		
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから	7	70.00%	分母は10 (複数回答)		
5-4-2		その他	具体的に	0	0.00%			
無記入				3	30.00%			
計				81	100.00%	分母は81		
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。 ※33		27	26.21%	分母は103			
IV	回答者の属性							
専門分野	職名	a	国立大学教員	103	66.03%	分母は156		
	a	a	情報学	3	2.91%	分母は103		
		b	環境学	2	1.94%			
		c	複合領域	4	3.88%			
		d	総合人文社会	0	0.00%			
		e	人文学	2	1.94%			
		f	社会科学	6	5.83%			
		g	総合理工	3	2.91%			
		h	数物系科学	5	4.85%			
		i	化学	7	6.80%			
		j	工学	17	16.50%			
		k	総合生物	1	0.97%			
		l	生物学	3	2.91%			
		m	農学	4	3.88%			
		n	医歯薬学	42	40.78%			
		o	その他	具体的に ※34	3		2.91%	
		無記入					1	0.97%
		計					103	100.00%
回答総数				103	22.59%	分母は456		

<公立大学教員（回答数：11）>

※1～33は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考		
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について								
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。								
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。								
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			10	90.91%	分母は11		
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			1	9.09%			
計				11	100.00%			
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。								
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	5	50.00%	分母は10 (複数回答)	
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	5	50.00%		
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額		0	0.00%		
	2-4	その他	具体的に		0	0.00%		
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			5	50.00%		
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	4	40.00%		
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額		0	0.00%		
	2-8	その他	具体的に		0	0.00%		
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。								
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	8	88.89%	分母は9	
無記入					1	11.11%		
計					9	100.00%		
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。								
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する					0	0.00%	分母は9
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）					8	88.89%	



調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施すべきではない	1	11.11%	分母は9	
	4-4	その他	0	0.00%		
	計		9	100.00%		
	5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。					
	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	6	75.00%	分母は8 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	4	50.00%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	2	25.00%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	4	50.00%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	1	12.50%		
	5-6	A教授には研究の一部（効能評価など）に参加させない	1	12.50%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費（400万円）の（ ）%増し程度	0		0.00%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする	0	0.00%		
5-9	研究計画の修正をする	具体的に（ex. 研究の一部を他機関で実施する）：	0	0.00%		
5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	7	87.50%			
5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	2	25.00%			
5-12	その他	具体的に	0	0.00%		
II	【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について					
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである（→※条件は次の「2」でご回答ください）		9	81.82%	分母は11	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	9	100.00%	分母は9 (複数回答)	
	1-1-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない（→※私大の条件は次の「2」でご回答ください）		2	18.18%	分母は11	
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	1-2-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は11	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いづれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから				
	1-3-2	その他	具体的に			
計		11	100.00%	分母は11		

調査事項				回答数	割合	備考		
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。							
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		3	33.33%	分母は9 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	5	55.56%		
		2-3	その他	具体的に	1	11.11%		
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	1	50.00%		
		2-3	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-1	1週間に1日まで		3	27.27%	分母は11 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	6	54.55%		
		2-3	その他	具体的に ※15	1	9.09%		
期間	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-4	( )年以上は認めない	年	2	22.22%	分母は9 (複数回答)	
		2-5	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	2	18.18%	分母は11 (複数回答)	
		2-5	その他	具体的に	0	0.00%		
	収入	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		2	22.22%	分母は9 (複数回答)
			2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	1	11.11%	
2-8			その他	具体的に	0	0.00%		
私 の立 み大 学		2-6	現在の年収を超える場合は認めない		0	0.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%		
		2-8	その他	具体的に	0	0.00%		
計		2-6	現在の年収を超える場合は認めない		2	18.18%	分母は11 (複数回答)	
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	1	9.09%		
		2-8	その他	具体的に	0	0.00%		
株式保有等	立国 全大 体私 立大 学の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		3	33.33%	分母は9 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	11.11%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
	私 立大 学の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		0	0.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	0	0.00%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		3	27.27%	分母は11 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	1	9.09%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
その他	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-13			0	0.00%	分母は9 (複数回答)	
					2	100.00%		
	計			2	18.18%	分母は11 (複数回答) ※22		



調査事項		回答数	割合	備考		
II	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)					
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		6	54.55%	分母は11	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	6	100.00%	分母は6 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		3	27.27%	分母は11	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	2	66.67%	分母は3 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	1	33.33%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
		3-2-4	その他 具体的に	0	0.00%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	1	20.00%	分母は5 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	1	20.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
		3-2-4	その他 具体的に 無記入(=私立大学は制限なし)	0	0.00%	
				3	60.00%	
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		2	18.18%	分母は11	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は11	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
	3-4-2	その他 具体的に				
計			11	100.00%	分母は11	
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		2	18.18%	分母は11	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		6	54.55%	分母は11	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	2	33.33%	分母は6 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	5	83.33%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	1	16.67%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
			4-2-5	その他	0	0.00%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	1	12.50%	分母は8 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	3	37.50%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	1	12.50%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
	4-2-5		その他	0	0.00%		
	無記入（＝私立大学は制限なし）		4	50.00%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		2	18.18%	分母は11	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
		4-3-2	その他	0	0.00%		
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		1	9.09%	分母は11	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
		4-4-2	その他	0	0.00%		
	計			11	100.00%	分母は11	
	5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）						
	5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		7	63.64%	分母は11	
5-1-1		ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	4	57.14%	分母は7 (複数回答)		
5-1-2		大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	3	42.86%			
5-1-3		その他	0	0.00%			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		2	18.18%	分母は11	
		国公立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	100.00%	分母は2 (複数回答)
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%	
			5-2-3	具体的に	0	0.00%	
		私立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	50.00%	分母は4 (複数回答)
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%	
	5-2-3		具体的に	0	0.00%		
			無記入(=私立大学は制限なし)	2	50.00%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		2	18.18%	分母は11	
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
		5-3-2	具体的に	0	0.00%		
5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は11		
	5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから					
	5-4-2	具体的に					
計				11	100.00%	分母は11	
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※33	3	27.27%	分母は11
IV	回答者の属性						
	職名	b	公立大学教員	11	7.05%	分母は156	
専門分野	a	情報学		0	0.00%	分母は11	
	b	環境学		0	0.00%		
	c	複合領域		0	0.00%		
	d	総合人文社会		0	0.00%		
	e	人文学		0	0.00%		
	f	社会科学		1	9.09%		
	g	総合理工		0	0.00%		
	h	数物系科学		0	0.00%		
	i	化学		0	0.00%		
	j	工学		2	18.18%		
	k	総合生物		0	0.00%		
	l	生物学		0	0.00%		
	m	農学		0	0.00%		
	n	医歯薬学		8	72.73%		
	o	その他	具体的に	0	0.00%		
計				11	100.00%		
回答総数				11	13.75%	分母は80	

<私立大学教員（回答数：42）>

※1～34および※(4)～(11)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考	
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について 甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。							
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。							
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			36	85.71%	分母は42	
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			6	14.29%		
計				42	100.00%		
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。							
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	18	50.00%	分母は36 (複数回答)
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	13	36.11%	
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	9	25.00%	
	2-4	その他	具体的に	※4	2	5.56%	
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			17	47.22%	
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	15	41.67%	
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額	※6	6	16.67%	
	2-8	その他	具体的に	※7	1	2.78%	
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。							
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	24	68.57%	分母は35
無記入				※(4)	11	31.43%	
計					35	100.00%	
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断すべきであるとお考えになりますか。							
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する			8	24.24%	分母は33	
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）	※(5)		12	36.36%		

調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施すべきではない	11	33.33%	分母は33	
	4-4	その他	具体的に ※9	1		3.03%
	無記入		1	3.03%		
	計		33	100.00%		
5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。						
I	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	11	91.67%	分母は12 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	12	100.00%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	6	50.00%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	10	83.33%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	3	25.00%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	5	41.67%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に:実費(400万円)の(※10)%増し程度	1		8.33%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする	1	8.33%		
	5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する):	0		0.00%
	5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	10	83.33%		
	5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	0	0.00%		
	5-12	その他	具体的に	0		0.00%
II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について						
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		20	47.62%	分母は42	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	20	100.00%	分母は20 (複数回答)	
	1-1-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		14	33.33%	分母は42	
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	9	64.29%	分母は14 (複数回答)	
	1-2-2	その他	具体的に	0	0.00%	
	無記入		5	35.71%		
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		7	16.67%	分母は42	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	7	100.00%	分母は7 (複数回答)	
	1-3-2	その他	具体的に	0	0.00%	
無記入		1	2.38%			
計		42	100.00%	分母は42		



調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	国公立大学	2-1	1週間に1日まで		10	50.00%	分母は20 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	%	8	40.00%	
		2-3	その他	具体的に	1	5.00%	
	私立大学	2-1	1週間に1日まで		7	50.00%	分母は14 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	%	5	35.71%	
		2-3	その他	具体的に	0	0.00%	
	計	2-1	1週間に1日まで		17	50.00%	分母は34 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	% ※14	13	38.24%	
		2-3	その他	具体的に ※15	1	2.94%	
期間	国公立大学	2-4	( )年以上は認めない	年	9	45.00%	分母は20 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	2	10.00%	
		2-4	( )年以上は認めない	年	8	57.14%	
	私立大学	2-5	その他	具体的に	0	0.00%	分母は14 (複数回答)
		2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	17	50.00%	
		2-5	その他	具体的に ※17	2	5.88%	
収入	国公立大学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		10	50.00%	分母は20 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円	4	20.00%	
		2-8	その他	具体的に	1	5.00%	
	私立大学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		10	71.43%	分母は14 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円	0	0.00%	
		2-8	その他	具体的に	1	7.14%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		20	58.82%	分母は34 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円 ※18	4	11.76%	
		2-8	その他	具体的に ※19	2	5.88%	
株式保有等	国公立大学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		12	60.00%	分母は20 (複数回答)
		2-10	上場株式にあっては( )%以上は認めない	%	1	5.00%	
		2-11	非上場株式にあっては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%	
	私立大学のみ	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		10	71.43%	分母は14 (複数回答)
		2-10	上場株式にあっては( )%以上は認めない	%	0	0.00%	
		2-11	非上場株式にあっては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	1	7.14%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		22	64.71%	分母は34 (複数回答)
		2-10	上場株式にあっては( )%以上は認めない	% ※20	1	2.94%	
		2-11	非上場株式にあっては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に ※21	1	2.94%	
その他	国公立大学	2-13		具体的に	4	20.00%	分母は20 (複数回答)
				具体的に	3	21.43%	
	計		具体的に ※22	7	20.59%	分母は34 (複数回答)	



調査事項			回答数	割合	備考	
II	無記入	国公立大学全体	0	0.00%	分母は20	
		私立大学のみ	1	7.14%	分母は14	
		計	1	2.94%	分母は34	
	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)					
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		8	23.53%	分母は34	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	7	87.50%	分母は8 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
無記入		1	12.50%			
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		11	32.35%	分母は34	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	6	54.55%	分母は11 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究になってしまう)	6	54.55%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	4	36.36%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	9.09%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	11	45.83%	分母は24 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究になってしまう)	9	37.50%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	5	20.83%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	4.17%	
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(9)		7	29.17%		
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		13	38.24%	分母は34	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	7	53.85%	分母は13 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
無記入		6	46.15%			
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		2	5.88%	分母は34	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	3-4-2	その他 具体的に	0	0.00%		
計		34	100.00%	分母は34		
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		7	20.59%	分母は34	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	7	100.00%	分母は7 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		11	32.35%	分母は34	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	4	36.36%	分母は11 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	8	72.73%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	7	63.64%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	3	27.27%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	1	9.09%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	11	45.83%	分母は24 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	13	54.17%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	8	33.33%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	4	16.67%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	1	4.17%		
	無記入（＝私立大学は制限なし） ※26		5	20.83%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II1-2の回答者を含む）		13	38.24%	分母は34	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	4	30.77%	分母は13 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		9	69.23%			
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		3	8.82%	分母は34	
4-4-1		国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	2	66.67%	分母は3 (複数回答)		
4-4-2		その他 具体的に ※28	1	33.33%			
計			34	100.00%	分母は34		
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）							
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		18	52.94%	分母は34		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	16	88.89%	分母は18 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	6	33.33%			
	5-1-3	その他 具体的に ※29	1	5.56%			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		2	5.88%	分母は34	
		国 公立 大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	100.00%	分母は2 (複数回答)
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%	
			5-2-3	その他	0	0.00%	
		私 立 大 学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	7	43.75%	分母は16 (複数回答)
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%	
	5-2-3		その他	0	0.00%		
	無記入(=私立大学は制限なし) ※(11)				9	56.25%	
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		14	41.18%	分母は34	
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	9	64.29%	分母は14 (複数回答)	
5-3-2		その他	0	0.00%			
無記入				5	35.71%		
5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は34		
	5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから					
	5-4-2	その他					
計				34	100.00%	分母は34	
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。 ※33			7	16.67%	分母は42	
IV	回答者の属性						
専 門 分 野	職名	c	私立大学教員	42	26.92%	分母は156	
	a	情報学		0	0.00%	分母は42	
	b	環境学		0	0.00%		
	c	複合領域		1	2.38%		
	d	総合人文社会		0	0.00%		
	e	人文学		1	2.38%		
	f	社会科学		1	2.38%		
	g	総合理工		0	0.00%		
	h	数物系科学		1	2.38%		
	i	化学		1	2.38%		
	j	工学		2	4.76%		
	k	総合生物		0	0.00%		
	l	生物学		0	0.00%		
	m	農学		0	0.00%		
	n	医歯薬学		34	80.95%		
	o	その他	具体的に ※34	1	2.38%		
	計				42		100.00%
回答総数				42	15.91%	分母は264	

<国立大学法人経営協議会外部委員（回答数：14）>

※1～35および※(2)～(8)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考		
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について								
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。								
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。								
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			13	92.86%	分母は14		
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			0	0.00%			
無記入				※(2)	1		7.14%	
計						14	100.00%	
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( )内に数値をご記入ください。								
過去の寄付金について	2-1	過去( )年間の寄付金について審査する	期間	※1	9	69.23%	分母は13 (複数回答)	
	2-2	過去1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	4	30.77%		
	2-3	過去( )年間で総額( )万円以上(または超)の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	6	46.15%		
	2-4	その他	具体的に		0	0.00%		
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			10	76.92%		
	2-6	今後1年間当たり( )万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	5	38.46%		
	2-7	今後( )年間で総額( )万円以上(または超)の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額	※6	5	38.46%		
	2-8	その他	具体的に		0	0.00%		
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。( )内に数値を記載してください。								
乙製薬会社からの寄付金が過去( )年間で総額( )円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	10	90.91%	分母は11	
無記入				※(4)	1	9.09%		
計						11	100.00%	
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。								
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する					1	7.69%	分母は13
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する(→※条件は次の「5」でご回答ください)					9	69.23%	



調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	2	15.38%	分母は13	
	4-4	その他	1	7.69%		
	計		13	100.00%		
	5 上記4-2)に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。					
	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	7	77.78%	分母は9 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	8	88.89%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	2	22.22%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	5	55.56%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	3	33.33%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	2	22.22%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費(400万円)の( )%増し程度	0		0.00%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする		0		0.00%
5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する)：	2	22.22%		
5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる		6	66.67%		
5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である		0	0.00%		
5-12	その他	具体的に	0	0.00%		
II	【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について					
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		10	71.43%	分母は14	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	10	100.00%	分母は10 (複数回答)	
	1-1-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		2	14.29%	分母は14	
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	1-2-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		1	7.14%	分母は14	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いづれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
	1-3-2	その他	具体的に	0	0.00%	
無記入		※(8)	1	7.14%	分母は14	
計			14	100.00%		

調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	国公立大学	2-1	1週間に1日まで		5	50.00%	分母は10 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	%	2	20.00%	
		2-3	その他	具体的に	2	20.00%	
	私立大学	2-1	1週間に1日まで		1	50.00%	分母は2 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	%	0	0.00%	
		2-3	その他	具体的に	1	50.00%	
	計	2-1	1週間に1日まで		6	50.00%	分母は12 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を超えない	% ※14	2	16.67%	
		2-3	その他	具体的に ※15	3	25.00%	
期間	国公立大学	2-4	( )年以上は認めない	年	4	40.00%	分母は10 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	2	20.00%	
	私立大学	2-4	( )年以上は認めない	年	1	50.00%	分母は2 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	1	50.00%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	5	41.67%	分母は12 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に ※17	3	25.00%	
収入	国公立大学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		2	20.00%	分母は10 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円	3	30.00%	
		2-8	その他	具体的に	2	20.00%	
	私立大学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		2	100.00%	分母は2 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円	0	0.00%	
		2-8	その他	具体的に	0	0.00%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		4	33.33%	分母は12 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または超)は認めない	万円 ※18	3	25.00%	
		2-8	その他	具体的に ※19	2	16.67%	
株式保有等	国公立大学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		7	70.00%	分母は10 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( )%以上は認めない	%	1	10.00%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	1	10.00%	
	私立大学のみ	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		2	100.00%	分母は2 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( )%以上は認めない	%	0	0.00%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する		9	75.00%	分母は12 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( )%以上は認めない	% ※20	1	8.33%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に ※21	1	8.33%	
その他	国公立大学	2-13			2	20.00%	分母は10 (複数回答)
					0	0.00%	
	計			2	16.67%	分母は12 (複数回答) ※22	



		調査事項	回答数	割合	備考	
II	無 記 入	国公立大学全体	1	10.00%	分母は10	
		私立大学のみ	0	0.00%	分母は2	
		計	1	8.33%	分母は12	
3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		2	16.67%	分母は12	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		7	58.33%	分母は12	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	4	57.14%	分母は7 (複数回答)
		3-2-2	T社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	4	57.14%	
		3-2-3	T社は複数代表制を取る	2	28.57%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	14.29%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	5	55.56%	分母は9 (複数回答)
		3-2-2	T社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	5	55.56%	
		3-2-3	T社は複数代表制を取る	2	22.22%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	11.11%	
	無記入(=私立大学は制限なし)			1	11.11%	
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		2	16.67%	分母は12	
	3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
	3-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		1	50.00%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は12	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
	3-4-2	その他 具体的に				
無記入			1	8.33%	分母は12	
計			12	100.00%		
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		0	0.00%	分母は12	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない				
	4-1-2	その他 具体的に				

調査事項			回答数	割合	備考	
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）	10	83.33%	分母は12	
		国公立大学	4-2-1 X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	5	50.00%	分母は10 (複数回答)
			4-2-2 X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	9	90.00%	
			4-2-3 丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	4	40.00%	
			4-2-4 丁社は複数代表制を取る	2	20.00%	
			4-2-5 その他 具体的に	0	0.00%	
		私立大学	4-2-1 X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	6	50.00%	分母は12 (複数回答)
			4-2-2 X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	10	83.33%	
			4-2-3 丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	5	41.67%	
			4-2-4 丁社は複数代表制を取る	2	16.67%	
	4-2-5 その他 具体的に		0	0.00%		
	無記入（＝私立大学は制限なし）		1	8.33%		
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		2	16.67%	分母は12
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	50.00%	分母は2 (複数回答)
		4-3-2	その他 具体的に	0	0.00%	
		無記入		1	50.00%	
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は12
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから			
		4-4-2	その他 具体的に			
	計			12	100.00%	分母は12
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）						
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		5	41.67%	分母は12	
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	5	100.00%	分母は5 (複数回答)	
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	1	20.00%		
	5-1-3	その他 具体的に	0	0.00%		

調査事項				回答数	割合	備考		
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		2	16.67%	分母は12		
		国公立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したものに 加え、次の条件が必要である	0	0.00%		具体的に
			5-2-3	その他	0	0.00%		具体的に
		私立大学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	2	40.00%	分母は5 (複数回答)	
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したものに 加え、次の条件が必要である	0	0.00%		具体的に
	5-2-3		その他	0	0.00%	具体的に		
	無記入 (=私立大学は制限なし)				3	60.00%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		3	25.00%	分母は12		
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	3	100.00%	分母は3 (複数回答)		
		5-3-2	その他	0	0.00%	具体的に		
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		1	8.33%	分母は12		
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)		
		5-4-2	その他	0	0.00%	具体的に		
無記入				1	8.33%			
計				12	100.00%	分母は12		
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※33	1	7.14%	分母は14	
IV	回答者の属性							
職名	d	国立大学法人経営協議会外部委員(内1名公立大学経営審議会外部委員と兼任)		14	53.85%	分母は26		
職業	a	大学教員		2	14.29%	分母は14 (複数回答)		
	b	医療関係		2	14.29%			
	c	企業		8	57.14%			
	d	弁護士		0	0.00%			
	e	公認会計士・税理士		0	0.00%			
	f	金融関係		0	0.00%			
	g	政治家		0	0.00%			
	h	行政		3	21.43%			
	i	団体職員		1	7.14%			
	j	その他	具体的に	※35	2		14.29%	
回答総数				14	10.37%	分母は135		

<公立大学法人経営審議会外部委員（回答数：3）>

※1～33は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考	
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について							
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。							
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。							
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			3	100.00%	分母は3	
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			0	0.00%		
計				3	100.00%		
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。							
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	1	33.33%	分母は3 (複数回答)
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額		0	0.00%	
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	1	33.33%	
	2-4	その他	具体的に		0	0.00%	
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			3	100.00%	
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額		0	0.00%	
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額		0	0.00%	
	2-8	その他	具体的に		0	0.00%	
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。							
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	2	100.00%	分母は2
計					2	100.00%	
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。							
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する			0	0.00%	分母は3	
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）			2	66.67%		



調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	1	33.33%	分母は3	
	4-4	その他	0	0.00%		
	計		3	100.00%		
	5 上記4-2)に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。					
	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	2	100.00%	分母は2 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	0	0.00%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	0	0.00%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	0	0.00%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	0	0.00%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	0	0.00%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に：実費(400万円)の( )%増し程度	0		0.00%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする	0	0.00%		
	5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex.研究の一部を他機関で実施する)：	0		0.00%
5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	2	100.00%			
5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	0	0.00%			
5-12	その他	具体的に	0	0.00%		
II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について						
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		1	33.33%	分母は3	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
	1-1-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		1	33.33%	分母は3	
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
	1-2-2	その他	具体的に	0	0.00%	
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		1	33.33%	分母は3	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いづれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
	1-3-2	その他	具体的に	0	0.00%	
計		3	100.00%	分母は3		

調査事項				回答数	割合	備考		
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。							
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	0	0.00%		
		2-3	その他	具体的に	1	100.00%		
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	1	100.00%		
		2-3	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	※14	1		50.00%
		2-3	その他	具体的に	※15	1		50.00%
期間	立国 全大 体公 私 の立 み大 学	2-4	( )年以上は認めない	年	0	0.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-5	その他	具体的に	1	100.00%		
		2-4	( )年以上は認めない	年	1	100.00%		
	計	2-4	( )年以上は認めない	年	※16	1	50.00%	分母は2 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	※17	1	50.00%	
		2-4	( )年以上は認めない	年	1	50.00%		
収入	立国 全大 体公 私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		0	0.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%		
		2-8	その他	具体的に	1	100.00%		
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%		
		2-8	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	0	0.00%		
		2-8	その他	具体的に	※19	1		50.00%
株式保有等	立国 全大 体公 私 の立 み大 学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		0	0.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	0	0.00%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
	私 立大 学の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	0	0.00%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	0	0.00%		
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%		
		2-12	その他	具体的に	0	0.00%		
その他	立国 全大 体公 私 の立 み大 学	2-13		具体的に	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
				具体的に	0	0.00%		
				具体的に	※22	1		50.00%



調査事項		回答数	割合	備考		
II	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)					
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		0	0.00%	分母は2	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから				
	3-1-2	その他 具体的に				
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		1	50.00%	分母は2	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	1	100.00%	分母は1 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	1	100.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
		3-2-4	その他 具体的に	0	0.00%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	2	100.00%	分母は2 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう)	1	50.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
		3-2-4	その他 具体的に	0	0.00%	
	3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		1	50.00%	分母は2
3-3-1		国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
3-3-2		その他 具体的に	0	0.00%		
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は2	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
	3-4-2	その他 具体的に				
計			2	100.00%	分母は2	
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1-1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		0	0.00%	分母は2	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない				
	4-1-2	その他 具体的に				

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		1	50.00%	分母は2	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	0	0.00%	分母は1 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	1	100.00%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	0	0.00%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	1	100.00%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	1	50.00%	分母は2 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	1	50.00%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	0	0.00%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	1	50.00%		
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II-1-2の回答者を含む）		1	50.00%	分母は2	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は2	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
		4-4-2	その他 具体的に				
計			2	100.00%	分母は2		
5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1-1-2の回答者）							
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		1	50.00%	分母は2		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	1	100.00%	分母は1 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	1	100.00%			
	5-1-3	その他 具体的に	0	0.00%			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		0	0.00%	分母は2	
		国 公 立 大 学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する			
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	具体的に		
			5-2-3	その他	具体的に		
		私 立 大 学	5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する	1	100.00%	分母は1 (複数回答)
			5-2-2	上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%	
	5-2-3		その他	0	0.00%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)		1	50.00%	分母は2	
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	100.00%	分母は1 (複数回答)	
		5-3-2	その他	0	0.00%		
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は2	
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから				
5-4-2		その他	具体的に				
計				2	100.00%	分母は2	
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。			※33	1	33.33%	分母は3
IV	回答者の属性						
	職名	e	公立大学法人経営審議会外部委員	3	11.54%	分母は26	
	職業	a	大学教員	2	66.67%	分母は3 (複数回答)	
		b	医療関係	0	0.00%		
		c	企業	0	0.00%		
		d	弁護士	1	33.33%		
		e	公認会計士・税理士	0	0.00%		
		f	金融関係	0	0.00%		
		g	政治家	0	0.00%		
		h	行政	1	33.33%		
		i	団体職員	0	0.00%		
		j	その他	具体的に	0		0.00%
	回答総数			3	15.00%	分母は20	

<私立大学外部理事（回答数：9）>

※1～33および※(4)～(10)は別紙参照

調査事項				回答数	割合	備考		
I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について								
甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。								
1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。								
1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む			8	88.89%	分母は9		
1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む			1	11.11%			
計				9	100.00%			
2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。								
過去の寄付金について	2-1	過去（ ）年間の寄付金について審査する	期間	※1	4	50.00%	分母は8 (複数回答)	
	2-2	過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	金額	※2	2	25.00%		
	2-3	過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する	期間・金額	※3	1	12.50%		
	2-4	その他	具体的に	※4	1	12.50%		
今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する			2	25.00%		
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	金額	※5	3	37.50%		
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する	期間・金額		0	0.00%		
	2-8	その他	具体的に	※7	2	25.00%		
3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。								
乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める			期間・金額	※8	3	37.50%	分母は8	
無記入				※(4)	5	62.50%		
計					8	100.00%		
4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。								
4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記するのみでよく、申請どおり研究計画を承認する					2	33.33%	分母は6
4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）					3	50.00%	

調査事項		回答数	割合	備考		
I	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	0	0.00%	分母は6	
	4-4	その他	1	16.67%		
	計		6	100.00%		
	5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。					
I	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する	3	100.00%	分母は3 (複数回答)	
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する	0	0.00%		
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する	0	0.00%		
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする	1	33.33%		
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する	0	0.00%		
	5-6	A教授には研究の一部(効能評価など)に参加させない	1	33.33%		
	5-7	600万円という寄付金の減額	具体的に: 実費(400万円)の( )%増し程度	0		0.00%
	5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする		0		0.00%
	5-9	研究計画の修正をする	具体的に(ex. 研究の一部を他機関で実施する):	0		0.00%
	5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる	3	100.00%		
	5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である	1	33.33%		
	5-12	その他	具体的に	0		0.00%
II	【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について					
丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。						
1 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。						
1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)		3	33.33%	分母は9	
	1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから	2	66.67%	分母は3 (複数回答)	
	1-1-2	その他	0	0.00%		
		無記入	1	33.33%		
1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない(→※私大の条件は次の「2」でご回答ください)		3	33.33%	分母は9	
	1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	33.33%	分母は3 (複数回答)	
	1-2-2	その他	0	0.00%		
		無記入	2	66.67%		
1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		3	33.33%	分母は9	
	1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから	3	100.00%	分母は3 (複数回答)	
	1-3-2	その他	0	0.00%		
		計	9	100.00%	分母は9	



調査事項				回答数	割合	備考	
II	2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。						
時間	大学 公立 私立	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	0	0.00%	
		2-3	その他	具体的に	3	100.00%	
	私 の立 み大 学	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	%	2	66.67%	
		2-3	その他	具体的に	1	33.33%	
	計	2-1	1週間に1日まで		0	0.00%	分母は6 (複数回答)
		2-2	総勤務時間数の( )%を 超えない	% ※14	2	33.33%	
		2-3	その他	具体的に ※15	4	66.67%	
期間	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-4	( )年以上は認めない	年	0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に	3	100.00%	
		2-4	( )年以上は認めない	年	1	33.33%	
	計	2-4	( )年以上は認めない	年 ※16	1	16.67%	分母は6 (複数回答)
		2-5	その他	具体的に ※17	4	66.67%	
		2-4	( )年以上は認めない	年	1	33.33%	
収入	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	1	33.33%	
		2-8	その他	具体的に	1	33.33%	
	私 の立 み大 学	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円	1	33.33%	
		2-8	その他	具体的に	1	33.33%	
	計	2-6	現在の年収を超える場合は認めない		0	0.00%	分母は6 (複数回答)
		2-7	( )万円以上(または 超)は認めない	万円 ※18	2	33.33%	
		2-8	その他	具体的に ※19	2	33.33%	
株式保有等	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	0	0.00%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		0	0.00%	
		2-12	その他	具体的に	2	66.67%	
	私 立大 学の み	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		0	0.00%	分母は3 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	%	1	33.33%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		1	33.33%	
		2-12	その他	具体的に	2	66.67%	
	計	2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加 算して判断する		0	0.00%	分母は6 (複数回答)
		2-10	上場株式にあつては( ) %以上は認めない	% ※20	1	16.67%	
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない		1	16.67%	
		2-12	その他	具体的に ※21	4	66.67%	
その他	立国 全大 体私 の立 み大 学	2-13			0	0.00%	分母は3 (複数回答)
					0	0.00%	分母は3 (複数回答)
					0	0.00%	分母は6 (複数回答)



調査事項		回答数	割合	備考		
II	3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)					
3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		2	33.33%	分母は6	
	3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから	1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
	3-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		1	50.00%		
3-2	条件付きで認められるべきである(次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)		1	16.67%	分母は6	
	国公立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	0	0.00%	分母は1 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究になってしまう)	0	0.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	100.00%	
	私立大学	3-2-1	X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない	1	25.00%	分母は4 (複数回答)
		3-2-2	丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する(存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究になってしまう)	0	0.00%	
		3-2-3	丁社は複数代表制を取る	2	50.00%	
		3-2-4	その他 具体的に ※24	1	25.00%	
	3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II-2の回答者を含む)		3	50.00%	分母は6
3-3-1		国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	2	66.67%	分母は3 (複数回答)	
3-3-2		その他 具体的に	0	0.00%		
無記入		1	33.33%			
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は6	
	3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
	3-4-2	その他 具体的に				
計		6	100.00%	分母は6		
4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。(IIで1-1・1-2の回答者)						
4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである		2	33.33%	分母は6	
	4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない	1	50.00%	分母は2 (複数回答)	
	4-1-2	その他 具体的に	0	0.00%		
	無記入		1	50.00%		

調査事項			回答数	割合	備考		
II	4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		1	16.67%	分母は6	
		国公立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	0	0.00%	分母は1 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	0	0.00%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	0	0.00%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
			4-2-5	その他 具体的に ※26	1	100.00%	
		私立大学	4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない	1	25.00%	分母は4 (複数回答)
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない	1	25.00%	
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）	0	0.00%	
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る	0	0.00%	
	4-2-5		その他 具体的に ※26	1	25.00%		
	無記入（＝私立大学は制限なし） ※(10)		2	50.00%			
	4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない（II 1-2の回答者を含む）		3	50.00%	分母は6	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	1	33.33%	分母は3 (複数回答)	
		4-3-2	その他 具体的に	0	0.00%		
		無記入		2	66.67%		
	4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		0	0.00%	分母は6	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから				
		4-4-2	その他 具体的に				
	計			6	100.00%	分母は6	
	5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。（IIで1-1・1-2の回答者）						
5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		2	33.33%	分母は6		
	5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき	1	50.00%	分母は2 (複数回答)		
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき	0	0.00%			
	5-1-3	その他 具体的に	0	0.00%			

調査事項				回答数	割合	備考	
II	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである (次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください)			0	0.00%	分母は6	
	5-2	国公立大学	5-2-1 非常勤にするなど、雇用形態を変更する	具体的に	/	/	
			5-2-2 上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である				
			5-2-3 その他				
	5-2	私立大学	5-2-1 非常勤にするなど、雇用形態を変更する	1	33.33%	分母は3 (複数回答)	
			5-2-2 上場以前の条件(上記「2」で記載したもの)に加え、次の条件が必要である	0	0.00%		
			5-2-3 その他	1	33.33%		
			無記入(=私立大学は制限なし) ※31	1	33.33%		
	5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない(II1-2の回答者を含む)			3	50.00%	分母は6
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから		2	66.67%	分母は3 (複数回答)
		5-3-2	その他	具体的に ※32	1	33.33%	
	5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない			1	16.67%	分母は6
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから		1	100.00%	分母は1 (複数回答)
		5-4-2	その他	具体的に	0	0.00%	
計				6	100.00%	分母は6	
III	大学における利益相反に関する自由意見 大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。 ※33			4	44.44%	分母は9	
IV	回答者の属性						
	職名	f	私立大学外部理事	9	34.62%	分母は26	
	職業	a	大学教員	2	22.22%	分母は9 (複数回答)	
		b	医療関係	2	22.22%		
		c	企業	6	66.67%		
		d	弁護士	1	11.11%		
		e	公認会計士・税理士	0	0.00%		
		f	金融関係	1	11.11%		
		g	政治家	0	0.00%		
		h	行政	1	11.11%		
		i	団体職員	1	11.11%		
		j	その他	具体的に	0		0.00%
回答総数				9	20.00%	分母は45	

I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について

甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関する臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。

【I-2-1 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( )内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／過去の寄付金について／過去( )年間の寄付金について審査する】

※1

※以下、「種別」の欄において、「国大」＝国立大学教員、「公大」＝公立大学教員、「私大」＝私立大学教員、「国委員」＝国立大学法人経営協議会外部委員、「公委員」＝公立大学法人経営協議会外部委員、「私委員」＝私立大学外部理事を指す。

No.	期間(単位:年)	種別
1	1	国大
2	3	国大
3	3	国大
4	3	国大
5	3	国大
6	3	国大
7	3	国大
8	3	国大
9	3	国大
10	3	国大
11	5	国大
12	5	国大
13	5	国大
14	5	国大
15	5	国大
16	5	国大
17	5	国大
18	5	国大
19	5	国大
20	5	国大
21	5	国大
22	5	国大
23	5	国大
24	5	国大
25	5	国大
26	5	国大
27	5	国大
28	5	国大
29	5	国大
30	5	国大
31	5	国大
32	5	国大
33	5	国大
34	5	国大
35	5	国大
36	5	国大
37	5	国大
38	5	国大
39	5	国大
40	5	国大
41	5	国大
42	5	国大
43	5	国大
44	5	国大
45	5	国大
46	5	国大
47	5	国大
48	5～6	国大
49	5～6	国大
50	5～6	国大
51	6	国大
52	10	国大
53	10	国大

No.	期間（単位：年）	種別
54	10	国大
55	10	国大
56	10	国大
57	10	国大
58	10	国大
59	10	国大
60	10	国大
61	10	国大
62	3	公大
63	5	公大
64	5	公大
65	5	公大
66	すべて	公大
67	1	私大
68	3	私大
69	3	私大
70	3	私大
71	3	私大
72	3	私大
73	5	私大
74	5	私大
75	5	私大
76	5	私大
77	5	私大
78	5	私大
79	5	私大
80	5	私大
81	5	私大
82	5	私大
83	6	私大
84	10	私大
85	5	国委員
86	5	国委員
87	5	国委員
88	5	国委員
89	5	国委員
90	5	国委員
91	5	国委員
92	5	国委員
93	6	国委員
94	5	公委員
95	1	私委員
96	3	私委員
97	5	私委員
98	5	私委員

【I-2-2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／過去の寄付金について／過去1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する】

※2

No.	金額（単位：万円以上／超）	種別
1	1	国大
2	1円でも	国大
3	10	国大
4	10	国大
5	100	国大
6	100	国大
7	100	国大
8	100	国大
9	100	国大
10	100	国大
11	100	国大
12	100	国大
13	100	国大
14	100	国大
15	100	国大

No.	金額（単位：万円以上／超）	種別
16	100	国大
17	100	国大
18	100	国大
19	100	国大
20	100	国大
21	100	国大
22	100	国大
23	100	国大
24	200	国大
25	200	国大
26	200	国大
27	200	国大
28	500	国大
29	500	国大
30	10	公大
31	20	公大
32	100	公大
33	200	公大
34	200	公大
35	5	私大
36	20	私大
37	50	私大
38	100	私大
39	100	私大
40	100	私大
41	100	私大
42	100	私大
43	100	私大
44	100	私大
45	100	私大
46	200	私大
47	200	私大
48	100	国委員
49	100	国委員
50	100	国委員
51	200	国委員
52	100	私委員
53	200	私委員

【I-2-3 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／過去の寄付金について／過去（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領していた場合に審査する】

※3

No.	期間（単位：年）	金額（単位：万円以上／超）	種別
1	1	1円でも	国大
2	2	100	国大
3	3	500	国大
4	3	500	国大
5	5	100	国大
6	5	100	国大
7	5	200	国大
8	5	300	国大
9	5	500	国大
10	10	100	国大
11	10	1,000	国大
12	2	100	私大
13	3	500	私大
14	5	1	私大
15	5	100	私大
16	5	300	私大
17	5	500	私大
18	5	500	私大



No.	期間（単位：年）	金額（単位：万円以上／超）	種別
19	5	500	私大
20	10	50	私大
21	3	1,000	国委員
22	5	500	国委員
23	5	500	国委員
24	5	500	国委員
25	5	1,000	国委員
26	5	1,000	国委員
27	5	500	公委員
28	5	100	私委員

【I-2-4 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／過去の寄付金について／その他】

※4

No.	具体的に	種別
1	一般の方から見ると金額が少なければ問題ないということはいいと思います	国大
2	過去の寄付金と委託又は共同研究開始後の寄付金とは別に扱うべきで、過去については審査しない	国大
3	過去のすべて	国大
4	関係する会社の過去すべての期間にの寄付金について審査する	国大
5	金額の大小にかかわらず申告はしてもらう	国大
6	金額は1円から、期間は受け取っていた時から	国大
7	製薬会社から寄附金を受けた全期間について	国大
8	組織によって変える。金銭感覚は周囲の環境に依存するため	国大
9	関係するすべて	私大
10	年数、金額に関わらず、金銭供与があればすべて報告	私大
11	審査対象とする機関や金額については、当該施設の倫理審査委員会において定める	私委員

【I-2-6 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／今後の寄付金について／今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する】

※5

No.	金額（単位：万円以上／超）	種別
1	1	国大
2	金額によらず	国大
3	10	国大
4	50	国大
5	50	国大
6	100	国大
7	100	国大
8	100	国大
9	100	国大
10	100	国大
11	100	国大
12	100	国大
13	100	国大
14	100	国大
15	100	国大
16	100	国大
17	100	国大
18	100	国大
19	100	国大
20	100	国大
21	100	国大
22	200	国大
23	200	国大
24	200	国大
25	200	国大
26	400	国大
27	500	国大
28	500	国大
29	10	公大

No.	金額（単位：万円以上／超）	種別
30	20	公大
31	100	公大
32	200	公大
33	5	私大
34	50	私大
35	100	私大
36	100	私大
37	100	私大
38	100	私大
39	100	私大
40	100	私大
41	100	私大
42	100	私大
43	100	私大
44	100	私大
45	200	私大
46	200	私大
47	600	私大
48	100	国委員
49	100	国委員
50	100	国委員
51	200	国委員
52	600	国委員
53	50	私委員
54	100	私委員
55	200	私委員

【I-2-7 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関しての倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／今後の寄付金について／今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する】

※6

No.	期間（単位：年）	金額（単位：万円以上／超）	種別
1	2	100	国大
2	3	500	国大
3	3	1,000	国大
4	5	金額によらず	国大
5	5	300	国大
6	5	500	国大
7	10	1,000	国大
8	5	100	私大
9	5	500	私大
10	5	500	私大
11	5	1,000	私大
12	5	3,000	私大
13	10	50	私大
14	5	500	国委員
15	5	500	国委員
16	5	500	国委員
17	5	1,000	国委員
18	5	1,000	国委員

【I-2-8 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関しての倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、（ ）内に数値をご記入ください。／審査対象の期間・金額／今後の寄付金について／その他】

※7

No.	具体的に	種別
1	過去のすべて	国大
2	期間、額によらず、なぜ甲大学のA教授がやるのか明確にするべき。本来は乙社が利益のために行うべきであるわけだし、委託するならCROの選択があるが、その民業圧迫にもなる	国大
3	寄付金の目的を明らかにし、共同研究または委託研究として実費を計上させて寄付金を分離する	国大

No.	具体的に	種別
4	研究は共同研究として実施する。寄付金は個人に対してではなく、大学全体にする。あるいは学会に寄付することにする	国大
5	組織によって変える。金銭感覚は周囲の環境に依存するため	国大
6	予定があるので全学申告してもらう	国大
7	年数、金額は問わずすべて報告	私大
8	審査対象とする機関や金額については、当該施設の倫理審査委員会において定める	私委員
9	臨床研究におけるCOIマネジメントが必要と考えます	私委員

【I-3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。( )内に数値を記載してください。/乙製薬会社からの寄付金が過去( )年間で総額( )円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める】

※8

No.	期間(単位:年)	金額(単位:円以上)	備考	種別
1	1	1	回答は0	国大
2	1	300,000		国大
3	1	1,000,000		国大
4	1	1,000,000		国大
5	1	1,000,000		国大
6	1	1,000,000		国大
7	1	2,000,000		国大
8	1	2,000,000		国大
9	1	5,000,000		国大
10	1	10,000,000		国大
11	1	10,000,000		国大
12	1	10,000,000		国大
13	1	10,000,000		国大
14	2	3,000,000		国大
15	2	5,000,000		国大
16	3	1,000,000		国大
17	3	1,000,000		国大
18	3	3,000,000		国大
19	3	5,000,000		国大
20	3	5,000,000		国大
21	3	5,000,000		国大
22	3	5,000,000		国大
23	3	6,000,000		国大
24	3	10,000,000		国大
25	3	20,000,000		国大
26	5	1	回答は0	国大
27	5	1	回答は0	国大
28	5	1		国大
29	5	10,000		国大
30	5	1,000,000		国大
31	5	1,000,000		国大
32	5	1,000,000		国大
33	5	1,000,000		国大
34	5	1,500,000		国大
35	5	2,000,000		国大
36	5	3,000,000		国大
37	5	5,000,000		国大
38	5	5,000,000		国大
39	5	5,000,000		国大
40	5	5,000,000		国大
41	5	5,000,000		国大
42	5	5,000,000		国大
43	5	5,000,000		国大
44	5	10,000,000		国大
45	5	10,000,000		国大
46	5	10,000,000		国大
47	5	10,000,000		国大
48	5	10,000,000		国大
49	5	10,000,000		国大
50	5	10,000,000		国大
51	5	10,000,000		国大
52	5	10,000,000		国大
53	5	10,000,000		国大
54	5	10,000,000		国大
55	5	10,000,000		国大

No.	期間（単位：年）	金額（単位：円以上）	備考	種別
56	5	10,000,000		国大
57	5	30,000,000		国大
58	5	40,000,000		国大
59	5	50,000,000		国大
60	5	50,000,000		国大
61	10	1		国大
62	10	1		国大
63	10	1,000,000		国大
64	10	10,000,000		国大
65	10	10,000,000		国大
66	10	50,000,000		国大
67	全	10,000,000		国大
68	1	100,000		公大
69	1	10,000,000		公大
70	1	10,000,000		公大
71	5	1,000,000		公大
72	5	6,000,000		公大
73	5	10,000,000		公大
74	5	10,000,000		公大
75	5	20,000,000		公大
76	1	1,000,000		私大
77	1	1,000,000		私大
78	1	10,000,000		私大
79	2	1,000,000		私大
80	3	3,000,000		私大
81	3	5,000,000		私大
82	3	9,000,000		私大
83	3	10,000,000		私大
84	5	10,000		私大
85	5	1,000,000		私大
86	5	1,000,000		私大
87	5	1,000,000		私大
88	5	2,500,000		私大
89	5	5,000,000		私大
90	5	5,000,000		私大
91	5	5,000,000		私大
92	5	5,000,000		私大
93	5	5,000,000		私大
94	5	10,000,000		私大
95	5	10,000,000		私大
96	5	20,000,000		私大
97	5	100,000,000		私大
98	10	2,000,000		私大
99	—	1	回答は0	私大
100	3	3,000,000		国委員
101	3	50,000,000		国委員
102	5	5,000,000		国委員
103	5	5,000,000		国委員
104	5	10,000,000		国委員
105	5	10,000,000		国委員
106	5	10,000,000		国委員
107	5	10,000,000		国委員
108	5	100,000,000		国委員
109	5	100,000,000		国委員
110	5	10,000,000		公委員
111	5	10,000,000		公委員
112	1	1,000,000		私委員
113	1	5,000,000		私委員
114	5	5,000,000		私委員

【I-4-4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。／今後の寄付金の取扱い／その他】

※9

No.	具体的に	種別
1	寄付金とせず、共同研究とし、利益相反に共同研究を明記する	国大
2	実費以外に労働に対する対価があっても良いと思う。しかし審査として実費が適切なのかは調べる必要があるし、それを併せて公開するべきではないかと思う	国大

No.	具体的に	種別
3	利益相反を明示した上で、研究の公平性を担保する措置を講じる	国大
4	臨床研究の費用(実費400万円/年×5年)については、そもそも寄付金として受領すべきではないと考える。臨床研究の費用は、寄付金とは別の区分(受託研究または共同研究など、大学と企業との契約を締結して特定の研究テーマに研究費を充当する区分)として受け取るべきもので、経費区分を明確に区別することによって、財務管理が適切になされるものと考えられる。したがって、従来寄付金として受領していた200万円/年については、依頼された臨床研究とは切り離すのであれば、今後5年間受領することになっても問題点はない。 なお、この事例において受託研究または共同研究として臨床研究を実施する際には、過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究ということであるので、条件付きで契約を締結し、下記5-4のように第三者によるデータのモニタリングをするなど、研究不正が発生するリスクを減らすような対応が必要であると考え	国大
5	実費であっても利害は生じるので、利害関係を明示して臨床研究を行う	私大
6	寄付金の使途が寄付者の利益に直接関連する研究であってはならない。当該研究にかかる経費は共同研究契約あるいは受託研究契約の中で負担されるべきである。そのうえで特段の理由なく寄付金の大幅増額があった場合、臨床研究受託への謝礼(利益誘導)の恐れがある	国委員
7	臨床研究は医学の進歩のために不可欠であり、寄付金の額によって実施を制限するべきではない。研究結果の公表時には利益相反の事実を開示するとともに、結果の如何に関わらず、倫理審査委員会への結果報告を義務付ける	私委員

【I-5-7 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。/条件/600万円という寄付金の減額→具体的に：実費(400万円)の( )%増し程度】 ※10

No.	%	備考	種別
1	20		国大
2	25		国大
3	30		国大
4	30	間接経費相当	国大
5	25		私大

【I-5-12 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。/条件/その他】 ※11

No.	具体的に	種別
1	寄付したければ個人ではないところにする	国大
2	研究計画で、なぜ甲大学のA教授がやるのか記載内容を明確にする。経済的な供与がある中で、科学的にデータに問題ないことをどのように担保するかという議論が必要	国大
3	臨床試験結果が乙者に不利であったとしても、試験終了後に継続的に3年、減額分化実費分の研究費を払う契約をする	国大

## II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について

丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。

【II-1-1-2 現職の大学教員が大学発ベンチャー(非上場企業の場合)の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。/対応/丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである(→※条件は次の「2」でご回答ください)/理由(複数回答可)/その他】 ※12

No.	具体的に	種別
1	学長が認めること	国大
2	研究者本人の意欲増強。若い世代へのアピール	国大
3	但し制約を設けるべき	国大
4	ベンチャーの事業目的が公益に資する場合や、普通の営利企業では取り組みづらい事業である場合や、非営利的な企業活動である場合など、単に利潤追求ではない目的や私的な活動とも言い切れない活動であることを確認できれば認められると考える	国大

【Ⅱ-1-2-2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任することについて、どのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない（→※私大の条件は次の「2」でご回答ください）／理由（複数回答可）／その他】

※13

No.	具体的に	種別
1	経営に関わるため、名ばかりでは問題がある	国大
2	国公立は給与の出所、特任教員は場合によってはよいのでは	国大

【Ⅱ-2-2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／時間／条件／総勤務時間数の（ ）%を超えない】

※14

No.	分類	分類No.	%	種別
1	国公立大学全体	1	10	国大
2		2	10	国大
3		3	10	国大
4		4	20	国大
5		5	20	国大
6		6	20	国大
7		7	20	国大
8		8	20	国大
9		9	20	国大
10		10	20	国大
11		11	25	国大
12		12	25	国大
13		13	30	国大
14		14	30	国大
15		15	30	国大
16		16	30	国大
17		17	30	国大
18		18	30	国大
19		19	30	国大
20		20	30	国大
21		21	30	国大
22		22	30	国大
23		23	33	国大
24		24	50	国大
25		25	50	国大
26		26	50	国大
27		27	50	国大
28		28	10	公大
29		29	20	公大
30		30	25	公大
31		31	30	公大
32		32	30	公大
33		33	10	私大
34		34	20	私大
35		35	20	私大
36		36	25	私大
37		37	30	私大
38		38	50	私大
39		39	50	私大
40		40	50	私大
41		41	25	国委員
42		42	30	国委員
43	私立大学のみ	1	5	国大
44		2	10	国大
45		3	15	国大
46		4	20	国大
47		5	20	国大
48		6	20	国大
49		7	25	国大
50		8	30	国大



No.	分類	分類No.	%	種別
51	私立 大学 のみ	9	50	公大
52		10	10	私大
53		11	10	私大
54		12	20	私大
55		13	20	私大
56		14	30	私大
57		15	5	公委員
58		16	10	私委員
59		17	50	私委員

【Ⅱ-2-3 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／時間／条件／その他】

※15

No.	分類	分類No.	具体的に	種別
1	国 公 私 立 大 学 全 体	1	一律に決められない	国大
2		2	各大学が決めるべき	国大
3		3	教員評価がよければ制限の必要なし	国大
4		4	勤務時間外	国大
5		5	勤務時間外が当然だと思いますが	国大
6		6	勤務時間外ならよい	国大
7		7	勤務時間外に限る	国大
8		8	勤務時間外は認める	国大
9		9	大学業務に支障をきたさないならOK	国大
10		10	大学勤務中は不可。休暇を取るべき	国大
11		11	本業の教育等への影響を考えるべき	国大
12		12	本務に支障のない範囲	国大
13		13	本来の業務に支障がないよう。時間外だけ	国大
14		14	わからない	国大
15		15	教員本務に支障をきたさない範囲	国大
16		16	所定勤務時間外で週8時間以内	公大
17		17	大学と契約次第であるが、教授業務に支障がなければよい	私大
18		18	個々の事例毎に条件を決める	国委員
19		19	本業(教員)に支障をきたさない	国委員
20		20	原則1週間に1日まで。但し例外もあり得る	公委員
21		21	1日1時間	私委員
22		22	業務に支障がないと所属長が認める時間の範囲	私委員
23		23	本務の責務に影響を与えない範囲	私委員
24	私 の 立 み 大 学	1	各大学による判断	国大
25		2	市場での取引が発生するまで	国大
26		3	職務遂行責任が両立できる程度	国委員
27		4	勤務時間とは別途実施すべき	私委員

【Ⅱ-2-4 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／期間／条件／（ ）年以上は認めない】

※16

No.	分類	分類No.	年	種別
1	国 公 私 立 大 学 全 体	1	2	国大
2		2	2	国大
3		3	3	国大
4		4	3	国大
5		5	5	国大
6		6	5	国大
7		7	5	国大
8		8	5	国大
9		9	5	国大
10		10	5	国大
11		11	5	国大

No.	分類	分類No.	年	種別	
12	国公立大学全体	12	5	国大	
13		13	10	国大	
14		14	10	国大	
15		15	10	国大	
16		16	20	国大	
17		17	50	国大	
18		18	1	公大	
19		19	2	公大	
20		20	3	私大	
21		21	4	私大	
22		22	5	私大	
23		23	5	私大	
24		24	5	私大	
25		25	5	私大	
26		26	5	私大	
27		27	10	私大	
28		28	10	私大	
29		29	1	国委員	
30		30	5	国委員	
31		31	5	国委員	
32		32	10	国委員	
33		私立大学のみ	1	1	国大
34			2	3	国大
35			3	4	国大
36	4		5	国大	
37	5		7	国大	
38	6		10	国大	
39	7		1	私大	
40	8		2	私大	
41	9		3	私大	
42	10		3	私大	
43	11		3	私大	
44	12		5	私大	
45	13		5	私大	
46	14		5	私大	
47	15		3	国委員	
48	16		6	公委員	
49	17		4	私委員	

【Ⅱ-2-5 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／期間／条件／その他】

※17

No.	分類	分類No.	具体的に	種別
1	国公立大学全体	1	1期2～5年として、更新を随時認める	国大
2		2	各大学が決めるべき	国大
3		3	教員評価がよければ制限の必要なし	国大
4		4	5年毎の更新	私大
5		5	内容によって更新制(5年毎)	私大
6		6	1年毎の更新とする	国委員
7		7	企業(丁社)の取締役会での決定事項。規定しない	国委員
8		8	原則1年。更新可	公委員
9		9	3年毎に更新することができる	私委員
10		10	業務に支障がないと所属長が認める時間の範囲。上限は2～3年までとし、必要な場合は期間延長あるいは更新する	私委員
11		11	本務の責務に影響を与えない範囲	私委員
12	私立大学のみ	1	各大学による判断	国大
13		2	市場での取引が発生するまで	国大
14		3	社会からの信頼を損ねない程度	国委員
15		4	企業の伸びる限り	私委員

【Ⅱ-2-7 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／収入／条件／（ ）万円以上（または超）は認めない】

※18

No.	分類	分類No.	金額（単位：万円以上／超）	備考	種別
1	国公立大学全体	1	100		国大
2		2	100		国大
3		3	1,000		公大
4		4	500		私大
5		5	500		私大
6		6	1,000		私大
7		7	1,000	決められないが、1,000万円くらい	私大
8		8	50		国委員
9		9	500		国委員
10		10	1,000		国委員
11		11	10		私委員
12	私立大学のみ	1	500		私委員

【Ⅱ-2-8 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／収入／条件／その他】

※19

No.	分類	分類No.	具体的に	種別
1	国公立大学全体	1	一律に決められない	国大
2		2	各大学が決めるべき	国大
3		3	教員評価がよければ制限の必要なし	国大
4		4	収入の上限を決めるべきだが、具体的な金額指定は難しい	国大
5		5	特に理由が認められれば不問	国大
6		6	年収の30%を超えない	国大
7		7	ベンチャー企業の収益に応じて	国大
8		8	ベンチャーで得た報酬に応じて給与の減額	国大
9		9	わからない	国大
10		10	大学側に利益があれば関係なし	私大
11		11	企業(丁社)の取締役会での決定事項。規定しない	国委員
12		12	収入により一律に制限するのではなく、個々の事例で判断する	国委員
13		13	原則現在の年収を超える場合は認めない。但し例外もあり得る	公委員
14		14	本務の責務に影響を与えない範囲	私委員
15	私立大学の	1	各大学による判断	国大
16		2	市場利益は個人に還元されてはいけない	国大
17		3	年収の50%以下	国大
18		4	わからない	私大
19		5	現在の年収とは関係ない	私委員

【Ⅱ-2-10 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／株式保有等／条件／上場株式にあっては（ ）%以上は認めない】

※20

No.	分類	分類No.	( ) %以上は認めない	種別
1	国公立大学全体	1	5	国大
2		2	10	国大
3		3	50	国大
4		4	50	国大
5		5	10	公大
6		6	20	私大
7		7	50	国委員

No.	分類	分類No.	( ) %以上は認めない	種別
8	私立大学の み	1	50	国大
9		2	5	私委員

【Ⅱ-2-12 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／株式保有等／条件／その他】

※21

No.	分類	分類No.	具体的に	種別
1	国 公 全 私 立 大 学	1	一律に決められない	国大
2		2	各大学が決めるべき	国大
3		3	わからない	国大
4		4	ストックオプションを認める	国委員
5		5	10分の1まで認める	私委員
6		6	本務の責務に影響を与えない範囲	私委員
7	私 立 大 学 の み	1	各大学による判断	国大
8		2	持ってはいけない	国大
9		3	わからない	私大
10		4	自己責任を前面に！！	私委員
11		5	創業時は50%以内可	私委員

【Ⅱ-2-13 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。／条件／その他】

※22

No.	分類	分類No.	具体的に	種別
1	国 公 私 立 大 学 全 体	1	株式等保有制限なし	国大
2		2	株式等保有のプラス・マイナスは結果論。制限は不要	国大
3		3	期間・収入・株式等保有に制限なし	国大
4		4	期間・収入・株式等保有については制限しない	国大
5		5	期間・収入・株式等保有は制限なし	国大
6		6	期間・収入・株式等保有は制限なし	国大
7		7	期間・収入には制限を設けない	国大
8		8	期間・収入は制限なし	国大
9		9	期間に区切りはなし。もし勤務時間にきちんとやるべきことをやっているのであれば金額にも制限なし	国大
10		10	期間はいつまででもよい	国大
11		11	業績評価の際より慎重に査定する	国大
12		12	時間・期間・収入・株式等保有に条件を設定する必要がない	国大
13		13	本務(授業、会議、研究室、運営等)に差支えない限り制限なし	国大
14		14	期間に制限なし	私大
15		15	時間・収入・株式等保有に制限なし	私大
16		16	大学側にもメリットが出る条件で契約して認めるべき。株式等保有については制限は特に必要なし	私大
17		17	大学の業務に支障をきたさない	私大
18		18	収入には特段の条件は付けない	国委員
19		19	特に制限しないが、確定申告必須	国委員
20		20	部局長等でないこと	公委員
21	私 立 大 学 の み	1	期間については特に条件なし	国大
22		2	期間は特に制限なし	国大
23		3	どの項目も無制限	国大
24		4	わからない	国大
25		5	期間・収入・株式等保有には制限なし	公大
26		6	時間・期間・収入・株式等保有に制限なし	公大
27		7	あくまで大学教員がベースである	私大
28		8	期間は制限なし	私大
29		9	数値で区切れるのか？	私大

【Ⅱ-3-1-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである／理由（複数回答可）／その他】

※23

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	学長が認めること		国大

【Ⅱ-3-2-4 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。／対応／条件付きで認められるべきである（次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／条件（複数回答可）／その他】

※24

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	X教授はあくまでも大学教員の立場で共同研究に参加することを書面で宣誓する	同左	国大
2	大学内の審議会で必要性を確認して認める	同左	国大
3	丁社の売上が共同研究が主(20%)でないこと	同左	国大
4		すべての情報を開示する上で認める	国大
5	大学として教授の権限に制限を付ける	同左	私大
6	企業と大学との研究分担の内容が明確に分離され、それぞれで実施することの妥当性が明らかであること	同左	国委員
7	契約内容に基づいて共同研究を実施できる組織・設備・人員・資産等があること、他に代わる企業がないこと等を説明すること	同左	私委員

【Ⅱ-3-3-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない／理由（複数回答可）／その他】

※25

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	国公立は給与の出所、特任教員の場合によってはよいのでは		国大
2	国立大学の職員が代表取締役になるのは適切でない		国大

【Ⅱ-4-2-5 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。／対応／条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／条件（複数回答可）／その他】

※26

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	税金でなければOK		国大
2	大学内の活動として必要であるかを審議会で求める		国大
3	必要性を大学側で審査する		国大
4	理由書の提出		国大
5	購入の財源は、共同研究費用あるいは奨学寄付金とするべきで、運営交付金などの大学法人から配分される教育あるいは研究費用を充当するのは筋が違う。補助金に関しては、研究の目的により是非を判断する		国大
6			国大
7			国大
8			国大
9	大学側にも監視役を付ける		私大
10	必要性、価格の相当性等の審査必要		公委員
11	製品購入の目途に応じて仕様書作成、入札、購入決裁等、ポイントとなる段階に、X教授以外の第三者の目を加える		私委員

【Ⅱ-4-3-2 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない／理由（複数回答可）／その他】

※27

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	国公立は給与の出所、特任教員の場合によってはよいのでは		国大



【Ⅱ-4-4-2 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない／理由（複数回答可）／その他】

※28

No.	具体的に	種別
1	税金や公費を私的な事業の利益につなげてはいけない	私大

【Ⅱ-5-1-3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである／理由（複数回答可）／その他】

※29

No.	具体的に	種別
1	大学にとって不利益でなければよい	私大

【Ⅱ-5-2-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである（次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／条件（複数回答可）／上場以前の条件（上記「2」で記載したものに）に加え、次の条件が必要である】

※30

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	業績評価の更なる厳格化	同左	国大
2	その企業の事業が公益に資する内容であると判断される場合には認められるが、そうでない場合には代表取締役を辞すべきと考える。この例では、開発したロボットがどのように公益に資するものであるのか判断する必要がある		国大

【Ⅱ-5-2-3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである（次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／条件（複数回答可）／その他】

※31

No.	具体的に		種別
	国公立大学	私立大学	
1	わからないが必要と思う	同左	国大
2		所属長の許可を得ること	私委員

【Ⅱ-5-3-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない／理由（複数回答可）／その他】

※32

No.	具体的に	種別
1	上場企業の代表取締役は公務員の兼業・職免の範囲を超えている	私委員

### Ⅲ 大学における利益相反に関する自由意見

【大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。】

※33

No.	内容	種別
1	(設問Ⅰの事例について) 寄付金をなくして共同研究にして成果も連名にして白日にその関係性を示せばよい (設問Ⅱの事例について) ベンチャー企業製品に特化した研究はベンチャー企業の費用で行うべきで、それを自分が受け入れて研究をする分には構わない。つまりロボットをベンチャーから貸与される分には構わない。お金の出所をはっきりさせるべき	国大
2	・大学発の研究であるなら、科学的に意味があることは当該研究の何なのかを明確にすべき。 単純な安全性や品質保証の受託試験は民業圧迫につながる ・もちろん、お金によってデータが捻じ曲げられないような公正性の保証 ・似たような他社製品の存在。それを圧迫するようなものはダメ	国大
3	あまり厳しくするのはいかがかと思えます	国大



No.	具体的に	種別
4	学問が集金力で評価される風潮がますます加速することになる。国は文系重視の価値基準を持つべきであると考える	国大
5	過去5年以内に共著論文があると利益相反関係にあるとみなされることがあるが、論文化の時期ではなく、実質的に共同研究を過去5年以内に行っていたかのほうがよいのでは？(論文化が数年遅れることもたまにあるので)	国大
6	寄付金については学術分野により許容額は異なると思う必要がある。ベンチャーについては自立できれば身を引くか、そちらに移るべきで、両立するものでないと考えています	国大
7	金銭感覚は個人に依存するので、最終的には個別に調査すべきではないか。また、調査されることが事前にわかればけん制にもなるのではないか。このアンケートについて:具体的な数値は感覚のみに基づくので答えづらい	国大
8	金銭目的にベンチャーを立ち上げた教員ならば大学を辞めて会社の業務に専念するはず。大学の職務を辞さずにベンチャーを立ち上げているのは得られた結果を社会に還元するため後進の育成を行う目的があるのではないか	国大
9	現状はやはり甘いと思う。特に共同研究はもっと情報公開が必要。(米の例などのように)	国大
10	国立、私立の教員の本務を大切にしたい。教育と研究の両立は特に大切であり、後進の指導がおろそかになる事を危惧しています	国大
11	これまでの質問について判断できる知識を十分に持っていませんでした。(これまでなかったため) 具体の事例で勉強できることを望みます	国大
12	私的利益を得る場合と講座の研究活動に対しての供与は、性格が異なる。利益供与先が個人か団体(大学)で、扱い方(金額)を変える方がよい。製薬会社と医学部の関係は必要な部分もある。一方、長期間の研究費供与は営業的活動との関連性があると思われる場合もある。従って、定期的報告(成果)を課す必要と公開の必要があると思う	国大
13	社会利益と密接にかかわることを研究している人だけが注意すればよい	国大
14	すべての情報を開示することが大切だと考えます。お金のことで取り締まるのではなく、情報開示によるフェアな仕組みが大切ということです	国大
15	そもそも国からお金をもらっているから考えないといけないうわけで、経営を独立させて(させる努力をして)自由にやればよいのではないのでしょうか。ベンチャーだって利益を出せるものなら大学の中の一部門としてやれば良い	国大
16	大学教員の責務を果たしていれば制限は不要。これは教員評価で判定できる。ただし、不当な価格で自分の研究費で購入するなどはNG。ただし、これは購入時に他への販売価格相当かどうかチェックすれば済むことである。色々あるが、できる人に成果を形にもらい、新しい産業の目としてもらえることの方が、不正を制限するより大切である。もちろん不正があれば罰せられるべきである	国大
17	大学において教員の人的資源は最も重要な資源なので、私的利益が生じる可能性があっても活性化を制限した方が負面的影響が大きいと思う	国大
18	特にありません	国大
19	日本の技術開発力を損なわないよう研究者にある程度の自由を与えるのは必要です。しかし、技術開発は国益とならなければなりません	国大
20	判断が難しい設問については無回答にしております	国大
21	非常に難しい問題だと思います。仮想事例についての質問でしたが、確かに利益相反マネジメントの運用基準には一般論はなく、分野ごとに異なると思います。(定量的な運用基準の一般論はあまり意味がないのでは?)	国大
22	複雑なルールは嫌いであるが、大学教員は教員としての責任を果たすことが大切。そのためにルールが必要になるのは、大学教員のモラルの問題。自分で自分の首を絞めるのでは?	国大
23	平易で明確な基準を示してほしい	国大
24	法的に違反することや公務に影響が及ぶ場合、更に倫理的に間違っている場合を除き、国立大教員であってもその仕事内容は制限されるべきではないと考える	国大
25	利益が出るような研究は企業でやるべきであり、大学は利益に直結しないが長期的に重要であると考えられる研究を行うべきである	国大
26	利益相反について、関連情報の透明化と学内基準に基づく第三者のチェックを必要とします。最終的には学長の判断となる	国大
27	利益の有無は大事ですが、共同研究の意義、ベンチャーの活動の必要性(特に、大学内ではできないベンチャーのフレームで行えること)が保護されるように運用されれば、利益の大小は問題ではないと考えます。寄付の目的と共同研究や委託研究の目的を分けるべきです。大学は、特に国立大学では、使途の決まった補助金が増えたために、機械の修理費などに充当できず、苦しんでいます。大学発ベンチャーの成功率も高くありません。データの人為的操作と、寄付の有無は本来別に扱われるべきで、共同研究として定義すべきと考えますがいかがでしょうか。	国大
28	システムとして構築するのは難しいかもしれないが、大学現場の教員(専攻長、主任など)により、日頃の勤務、学生指導に支障がないかどうかチェックする必要があると思われる	公大
29	大学教員は利益を追い求めたりしない者、という観念を持って生きてきましたので、昨今のビジネス界と大学との関係に戸惑いを感じます。学問がお金という富を追いかけるのではなく、精神的価値を重視する人間社会になってほしいと願っています	公大

No.	具体的に	種別
30	ベンチャービジネスを起こして研究活動を盛んにする行動は、大きな才能であると考えます。このような才能が生きる場を確保できるように、利益相反のルールを定める必要があります	公大
31	【仮想事例2】で最も問題なのは、X教授が丁社の15%以上の株式を保有していることである	私大
32	お金の甘くなると学問の自主独立性が保てなくなってしまう	私大
33	企業と直接的なかわりがない基礎系教員の自分にとって、利益相反の有無はピンときません。企業との共同研究や特許の申請等が推奨されながら、利益に関していろいろ制約されるのは矛盾しているように見えます	私大
34	大学教員で利益相反の知識が少ないので講座や大学での指導を強化するべきである。ガイドライン等を作成するべき	私大
35	大学も収益を上げなければ経営と研究が難しい現状です。企業からの寄付金、研究費、大学発ベンチャーは必要収益源です。その中で大学としての信頼を維持させるためには、大学側が厳しく監視するしかありません。利害関係をなくすよりはすべて明らかにするほうがいいのではないのでしょうか	私大
36	非常に難しい問題。他国の現状も踏まえて、うまくルールが決められることが重要です	私大
37	利益相反に対する罰則規定などを強化すると研究活動に制限となってきそう	私大
38	判断は状況をすべて開示されて議論するもので、ピンポイントの問題整理で答えを求めることはおかしい。裁判官ではないので	国委員
39	大学の公的性格は最重要視するべきで、大学と重要な取引の生ずる企業の代表取締役は教授と兼任することはできない。仮想事例は、やはり、完全な客観性を証明不可能であるから、研究成果の発表は勿論、テストもやるべきでない	公委員
40	・国公立と私大とは明確に線引きが必要である ・国公立大においても内容により自由な起業を活発にすべきです ・建築家と同じです	私委員
41	私立大学ではもっと自由に研究活動出来るべき。しかし、チェックすべき監査業務は厳しくあるべき。国立大学と私立を分けて考えるべき	私委員
42	製薬メーカーと大学臨床医(教員等)との不適切な関係の抑制は、社会がルールを決めるべき問題であって、大学自らがマネジメントする利益相反委員会に委ねるのではなく、法規制で対処すべきものとする	私委員
43	大学に所属している限り企業倫理は使わないこととする方針を持った方がよいと思う	私委員

#### IV 回答された方の属性について○印をお付けください

【○上記 a～c に○印を付けた方は、ご自分の専門分野に最も近いもの一つに○印を付けてください。／その他】

※34

No.	内容	種別
1	教員養成	国大
2	芸術学	国大
3	社会医学	私大

【上記 d～f に○印を付けた方は、現在または過去のご職業に関係するものに○印を付けてください。(複数回答可)／その他】

※35

No.	内容	種別
1	国立研究開発法人職員	国委員

【付帯意見】

I 【仮想事例1】臨床研究に関連した寄付金について

甲大学大学院医学研究科臨床系所属のA教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで5～6年間毎年100～200万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社からA教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関しての臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が5年間、費用は年間400万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もしA教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後5年間各年600万円の寄付金を提供するという申し出があった。A教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。

【I-1-2 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。／利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的にA教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む】

※(1)

※以下、「種別」の欄において、「国大」＝国立大学教員、「公大」＝公立大学教員、「私大」＝私立大学教員、「国委員」＝国立大学法人経営協議会外部委員、「公委員」＝公立大学法人経営協議会外部委員、「私委員」＝私立大学外部理事を指す。

No.	付帯意見	種別
1	ただし、過去5～6年、100万～200万円程度の寄付金を受けていた点は問題。その人は研究から除外すべき	国大

【I-1 利益相反に関する倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。／無記入】

※(2)

No.	付帯意見	種別
1	個別事例なので判断できない	国委員

【I-2 上記1-1に○印を付した方におたずねします。利益相反に関する倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( )内に数値をご記入ください。／無記入】

※(3)

No.	付帯意見	種別
1	理由づけできるデータが当方がないため判断できませんでした。研究費の必要額の予測と実際に使用する額は異なることが当然であり判断できない。お金の金額が問題ではない。お金を受け取って研究を行うのであれば情報を開示することにすればよい	国大

【I-3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。( )内に数値を記載してください。／乙製薬会社からの寄付金が過去( )年間で総額( )円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める／無記入】

※(4)

No.	付帯意見	種別
1	期間や金額でなく用途が重要と考える	国大
2	寄付があることを明確にした上で研究をし、研究結果発表に際してもそれを明示すればいいので中止は当たらない	国大
3	金額の問題ではない	国大
4	金額は関係ない	国大
5	交代の必要なし	国大
6	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施するべきではない	国大
7	内容次第	国大
8	対価としての寄付だったのか、コネクションのためだけの寄付だったのかが重要なのでは？値段じゃない気がする	国大
9	金額は決められないです	私大
10	中止も交代も不要	私大
11	不明	私大
12	難しい問題です	私大
13	中止又は交代を寄付金額では決めない	国委員
14	一律に決められるものではない。利益相反の事実を明らかにすることが一義的であり、研究計画の中止ないし研究者の交代の必要性は倫理審査委員愛において総合的に審議されるべき	私委員



【I-4-2 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断するべきであるとお考えになりますか。／今後の寄付金の取扱い／臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）】

※(5)

No.	付帯意見	種別
1	そもそも実施すべきでない(「4-3 そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施すべきではない」も△)	私大

## II 【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について

丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。

【II-1-1-1 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである（→※条件は次の「2」でご回答ください）／理由（複数回答可）／国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから】

※(6)

No.	付帯意見	種別
1	しかし、「ロボットZ」を5台購入した点は問題である	国大

【II-1-2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない（→※私大の条件は次の「2」でご回答ください）】

※(7)

No.	付帯意見	種別
1	国公立の場合代表取締役にになった時点で大学職員は辞すべき	国大

【II-1 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。／無記入】

※(8)

No.	付帯意見	種別
1	個別事例なので判断できない	国委員

【II-3-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。／対応／条件付きで認められるべきである（次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／私大／条件（複数回答可）／無記入】

※(9)

No.	付帯意見	種別
1	私立大学は無条件に認められるべきである	国大
2	私立大学は無条件に認められるべきである	国大
3	私立大学は無条件に認められるべきである	私大
4	私立大学は無条件に認められるべきである	私大
5	私立大学は無条件に認められるべきである	私大

【II-4-2 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。／対応／条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／私大／条件（複数回答可）／無記入】

※(10)

No.	付帯意見	種別
1	私立大学は無条件に認められるべきである	私大
2	私立大学は無条件に認められるべきである	私委員
3	私立大学は無条件に認められるべきである	私委員

【Ⅱ-5-2 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである（次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）／私大／条件（複数回答可）／無記入】

※(11)

No.	付帯意見	種別
1	私立大学は無制限	国大
2	私立大学は上場以前と変更なく認められるべきである	私大
3	私立大学は上場以前の条件の遵守(追加条件なし)	私大

【Ⅱ-5-3-1 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。／対応／丙大学が国公立大学の場合は認められない／理由（複数回答可）／国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから】

※(12)

No.	付帯意見	種別
1	国公立大学は制限されるべきというよりそうなので	国大

## 2. 調査票

平成 27 年 7 月

### 大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査について —ご協力のお願い—

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室  
准教授 新谷 由紀子  
名誉教授 菊 本 虔

近時、大学における臨床研究の結果に関してデータ的人為的操作が指摘され、複数の論文が撤回される事態となるなど、大学における利益相反に関わる重要な問題の発生が顕著に見られるようになりました。2002年に文部科学省科学技術・学術審議会の利益相反ワーキング・グループが報告書を発表し、大学における利益相反マネジメントシステムの整備を呼び掛けて以来既に10年以上が経過していますが、各大学において実質的に有効といえる体制の整備が進んでいるとはいえない状況となっています。

このような問題が生起する背景には、利益相反マネジメントの運用に関して、例えば、どの程度の金額の利害関係であれば利益相反上問題があるのか、また、問題があるかどうかを判断するのにどの程度の期間を対象とするべきかなどについての基準を判断する際の参考資料がほとんど存在せず、結果的に利益相反マネジメントの適切な運用に支障を来すなどのことが起こったのではないかと推測されます。

このたび、全国の国公立大学のうち、医学部を置く大学及び共同研究の多い大学を100大学選定し、それらに所属する教員、国立大学法人経営協議会外部委員、公立大学経営協議会外部委員、私立大学外部理事合計1,000名を無作為に抽出し、標題のようなアンケート調査を実施することとしました。本調査は、調査結果をもとに、各大学においてそれぞれの実情に応じて利益相反マネジメントの運用基準を策定していくための参考資料及び教職員の研修のための指導資料の作成を行うとともに、それらの資料をご協力いただいた各大学を始め希望する大学に提供し、もって現場での利益相反マネジメントの運用に少しでも役立たせていただくことを目的としております。

どうか以上のような本調査の趣旨をご理解いただきご協力をいただけますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本調査結果につきましてはすべて統計的に処理し、大学名および個人名等を公表することはありませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。



ご多用中誠に恐れ入りますが、本調査票（ホームページからもダウンロードできます。→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/research/>）にご回答いただき、同封の返信用封筒又は E-mail、FAX で 7月31日（金）までにご返信くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)
- ・ 調査票返信先 FAX 番号 029-853-7461

本調査結果をもとに、調査研究報告書、また、教職員の研修のための指導資料等を刊行する予定であり、ご希望の方々にお送りいたしますので、このアンケート調査票の末尾に送付先のご記入をお願いいたします。

なお、本調査は、平成 27～29 年度（独）日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究（C）／課題番号：15K04276）の助成を受けて実施しているものです。

\* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

新谷 由紀子

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail: [yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp)

大学における利益相反マネジメントの運用基準等に関する調査について  
 < 調 査 票 >

以下の回答につきましては、仮想事例について該当する記号に○印を付し、また、空欄に具体的にご記入ください。なお、回答は現状に関してではなく、どのようにすべきかということについてのあなたのお考えについてお答えください。

**I 【仮想事例 1】 臨床研究に関連した寄付金について**

甲大学大学院医学研究科臨床系所属の A 教授は、普段から乙製薬会社と付き合いがあり、同社からこれまで 5~6 年間毎年 100~200 万円程度の寄付金を受け取っていた。このたび、同社から A 教授に対して、同社の脂質異常症治療薬の未確認の効能に関しての臨床研究を依頼したい旨の打診があった。この治療薬は既に製造販売承認済みで市販されているものである。この臨床研究は研究期間が 5 年間、費用は年間 400 万円程度要するものと見込まれた。同社からは、もし A 教授が引き受けてくれるのであれば、同教授が所属する内科学講座に今後 5 年間各年 600 万円の寄付金を提供するという申し出があった。A 教授はこれを引き受けることにして、研究計画を作成し、甲大学医学部附属病院の倫理審査委員会に提出した。

1 利益相反に関しての倫理審査委員会の審査の対象についてはどのようにお考えですか。

○印	No.	審査対象
	1-1	企業からの寄付金が仮に医学研究科や講座などの組織宛てのものであっても、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分されることが予想される場合は申告させて審査する→次の「2」に進む
	1-2	利益相反の審査の対象は個人的利益なので、医学研究科や講座宛ての寄付金である場合には、結果的に A 教授を含めた研究担当者に当該寄付金が配分される場合であっても審査対象外とする→「II」へ進む

2 上記 1-1 に○印を付した方におたずねします。利益相反に関しての倫理審査委員会の審査について、どこまでの期間や金額を対象とするべきであるとお考えになりますか。該当するものすべてに○印を付し、また、( ) 内に数値をご記入ください。

項目	○印	No.	審査対象の期間・金額
過去の寄付金について		2-1	過去 ( ) 年間の寄付金について審査する
		2-2	過去 1 年間当たり ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する
		2-3	過去 ( ) 年間で総額 ( ) 万円以上 (または超) の寄付金を受領していた場合に審査する
		2-4	その他 (具体的に):

今後の寄付金について	2-5	寄付金について今後5年間の予定について審査する
	2-6	今後1年間当たり（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する
	2-7	今後（ ）年間で総額（ ）万円以上（または超）の寄付金を受領する場合に審査する
	2-8	その他（具体的に）：

3 上記2-1～2-4のいずれかに○印を付した方におたずねします。どのような場合に研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代が必要であると考えますか。（ ）内に数値を記載してください。

乙製薬会社からの寄付金が過去（ ）年間で総額（ ）円以上の場合であれば、研究計画の中止または利害関係者のない研究者への交代を求める

4 上記2-5～2-8のいずれかに○印を付した方におたずねします。事例に示された今後5年間各年600万円の寄付金についてどのように判断すべきであるとお考えになりますか。

○印	No.	今後の寄付金の取扱い
	4-1	臨床研究の実費を除外すれば実質的に年間200万円の寄付金であるので、論文等の発表の際に利益相反を明記する <u>のみ</u> でよく、申請どおり研究計画を承認する
	4-2	臨床研究の費用を含めれば年間600万円の寄付金は高額なので、条件付きで承認する（→※条件は次の「5」でご回答ください）
	4-3	そもそも過去に寄付金を受領している企業に利害関係のある臨床研究は、今後の寄付金の額によらず実施すべきではない
	4-4	その他（具体的に）：

5 上記4-2に○印を付した方におたずねします。どのような条件を付けるべきであると考えますか。支持する条件すべてに○印を付けてください。

○印	No.	条件
	5-1	研究の論文発表や口頭発表の際に寄付金の受領額等の利害関係情報を開示する
	5-2	大学の教員プロフィール等関係するホームページで寄付金の受領額等の利害関係情報を一般公開する
	5-3	被験者に直接金銭的利害関係を開示する
	5-4	独立した監視者を任命し、データのモニタリングをする
	5-5	研究代表者はA教授ではない別の者に交代する
	5-6	A教授には研究の一部（効能評価など）に参加させない

5-7	600万円という寄付金の減額 →具体的に：実費（400万円）の（ ）%増し程度
5-8	600万円という寄付金を実費の400万円にする
5-9	研究計画の修正をする→具体的に(ex. 研究の一部を他機関で実施する)：
5-10	研究期間中にA教授と乙製薬会社との間の利害関係に変化があった場合は速やかに当該利害関係を自己申告させる
5-11	研究期間中のA教授と乙製薬会社との間の利害関係の自己申告は年1回で十分である
5-12	その他（具体的に）：

## Ⅱ【仮想事例2】大学発ベンチャーとの契約等について

丙大学大学院工学研究科のX教授は、ロボット関係の大学発ベンチャー丁社を設立し、代表取締役となった。丁社は、設立されて間もなく、大学からの技術移転のためにX教授に共同研究を申し込んで技術開発を進めた。

2年後に丁社で「ロボットZ」が製品化され、1台200万円で販売にこぎつけた。X教授は「ロボットZ」について人工知能の更なる改良のため、丙大学で「ロボットZ」を5台購入して研究を進めた。

5年後に丁社は株式上場をした。X教授は依然として代表取締役に就任し続けるとともに、同社の5%以上の株式を保有していた。

- 1 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役に就任することについて、どのようにお考えですか。

○印	No.	対応		
	1-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められるべきである <sup>1</sup> （→※条件は次の「2」でご回答ください）		
		○印	No.	理由（複数回答可）
			1-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは制限するよりも重要であるから
		1-1-2	その他（具体的に： ）	
	1-2	丙大学が国公立大学の場合は認められない（→※私大の条件は次の「2」でご回答ください）		

<sup>1</sup> 国立大学法人法 19 条には「国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」とあり、例えば収賄罪などは国立大学の教職員のみ適用されるなど、国立大学と私立大学では教職員の行為の規制に相違がある。公立大学法人も地方独立行政法人法 58 条にあるとおり、国立大学法人と同様の扱いとなる。

		○印	No.	理由（複数回答可）
			1-2-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから
			1-2-2	その他（具体的に： ）
	1-3	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		
		○印	No.	理由（複数回答可）
			1-3-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的活動は制限されるべきだから
			1-3-2	その他（具体的に： ）

【上記1-1または1-2に○印を付けた方は次の2～5の質問にお答えください。1-3に○印を付けた方は「Ⅲ」へ進んでください。】

2 現職の大学教員が大学発ベンチャー（非上場企業の場合）の代表取締役役に就任する場合、どのような兼業条件が適切であるとお考えですか。支持する条件すべてに○印を付けてください。なお、上記1-2に○印を付けた方については私立大学のみにおいてのお考えに○印を付けてください。

項目	○印	No.	条件
時間		2-1	1週間に1日まで
		2-2	総勤務時間数の（ ）%を超えない
		2-3	その他（具体的に： ）
期間		2-4	（ ）年以上は認めない
		2-5	その他（具体的に： ）
収入		2-6	現在の年収を超える場合は認めない
		2-7	（ ）万円以上（または超）は認めない
		2-8	その他（具体的に： ）
株式等保有		2-9	株式等の資産価値を上記の「収入」に加算して判断する
		2-10	上場株式にあつては（ ）%以上は認めない
		2-11	非上場株式にあつては1株でも認めない
		2-12	その他（具体的に： ）
その他		2-13	その他（具体的に： ）

3 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーと共同研究を実施することについてどのようにお考えですか。

○印	No.	対応	
	3-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである	
		○印	No. 理由（複数回答可）

		3-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは共同研究を制限するよりも重要であるから
		3-1-2	その他（具体的に： ）
3-2	条件付きで認められるべきである（次の3-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）		
	○印		No. 条件（複数回答可）
	国公大	私大	
			3-2-1 X教授などの利害関係者は共同研究契約の締結の審議や決裁などの意思決定過程に参加させない
			3-2-2 丁社側にX教授以外の研究担当者が存在する（存在しなければX教授とX代表取締役との共同研究となってしまう）
			3-2-3 丁社は複数代表制を取る
		3-2-4	その他（具体的に： ）
3-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない		
	○印	No.	理由（複数回答可）
		3-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから
		3-3-2	その他（具体的に： ）
3-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない		
	○印	No.	理由（複数回答可）
		3-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから
		3-4-2	その他（具体的に： ）

4 現職の大学教員が自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーが製造する製品を大学として購入することについてどのようにお考えですか。

○印	No.	対応	
	4-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても無条件に認められるべきである	
		○印	No. 理由（複数回答可）
		4-1-1	国公立・私立に関係なく、大学から技術移転をして産業化を図ることは重要な活動であり、製品購入を制限する必要はない
		4-1-2	その他（具体的に： ）



4-2	条件付きで認められるべきである（次の4-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）			
	○印		No.	
	国公大	私大		
			4-2-1	X教授などの利害関係者は発注の仕様書等関係書類作成に参加させない
			4-2-2	X教授などの利害関係者は製品購入の決裁に参加させない
			4-2-3	丁社側にX教授以外の契約締結権限を持つ者が存在する（存在しなければ形式上X教授とX代表取締役との契約となってしまう）
			4-2-4	丁社は複数代表制を取る
		4-2-5	その他（具体的に：_____）	
4-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない			
	○印	No.	理由（複数回答可）	
		4-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	
	4-3-2	その他（具体的に：_____）		
4-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない			
	○印	No.	理由（複数回答可）	
		4-4-1	国公立・私立に関係なく、大学には多額の税金を使用した交付金や補助金が交付されており、いずれにしても公益に資するべきで、私的な利益につながる活動は制限されるべきだから	
	4-4-2	その他（具体的に：_____）		

5 現職の大学教員が、自ら代表取締役を務める大学発ベンチャーの上場後も代表取締役に就任し続けていることについてどのようにお考えですか。会社側の株主が了承したとして、大学側から見た場合に判断してください。

○印	No.	対応		
	5-1	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても上場以前と変更なく認められるべきである		
		○印	No.	理由（複数回答可）
			5-1-1	ベンチャーが上場しても上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）を遵守するのであれば許可されるべき
	5-1-2	大学教員が上場したベンチャーの代表取締役を兼ねることは人材教育の面からみてもむしろ評価されるべき		

		5-1-3	その他（具体的に：_____）	
5-2	非上場の場合よりも厳しい条件で認められるべきである（次の5-3に○印を付した場合も「私大」の場合に該当するものがある場合は○印を付けてください）			
	○印		No. 条件（複数回答可）	
	国公大	私大		
			5-2-1	非常勤にするなど、雇用形態を変更する
			5-2-2	上場以前の条件（上記「2」で記載したもの）に加え、次の条件が必要である→（具体的に：_____）
		5-2-3	その他（具体的に：_____）	
5-3	丙大学が国公立大学の場合は認められない			
	○印	No.	理由（複数回答可）	
		5-3-1	国公立大学の場合は私立大学とは異なり、私的な利益につながる活動は私立大学教員よりも制限されるべきだから	
		5-3-2	その他（具体的に：_____）	
5-4	丙大学が国公立大学であっても私立大学であっても認められない			
	○印	No.	理由（複数回答可）	
		5-4-1	国公立・私立に関係なく、上場企業の代表取締役という重責は大学教員と兼任できるような業務とはいえず、両立させることが困難だから	
		5-4-2	その他（具体的に：_____）	

### Ⅲ 大学における利益相反に関する自由意見

大学における利益相反に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

### Ⅳ 回答された方の属性について○印をお付けください

- a. 国立大学教員
- b. 公立大学教員

- c. 私立大学教員
- d. 国立大学法人経営協議会外部委員
- e. 公立大学経営審議会外部委員
- f. 私立大学外部理事

○上記 a～c に○印を付けた方は、ご自分の専門分野に最も近いもの一つに○印を付けてください。

- a. 情報学 b. 環境学 c. 複合領域 d. 総合人文社会 e. 人文学 f. 社会科学
- g. 総合理工 h. 数物系科学 i. 化学 j. 工学 k. 総合生物 l. 生物学
- m. 農学 n. 医歯薬学 o. その他 ( )

○上記 d～f に○印を付けた方は、現在または過去のご職業に関するものに○印を付けてください。(複数回答可)

- a. 大学教員 b. 医療関係 c. 企業 d. 弁護士 e. 公認会計士・税理士 f. 金融関係
- g. 政治家 h. 行政 i. 団体職員 j. その他 ( )

◎調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

※ご記入いただけるようでしたら、以下の欄にご氏名等の記入をお願いいたします。なお、個人名につきましては、外部に一切公表いたしません。

貴大学・所属機関等名	ご氏名
Tel	E-mail
報告書等送付先住所	
〒	

☆ 本調査研究報告書等の送付を・・・希望する ・ 希望しない  
(ご希望の場合は上記の欄にご氏名等をご記入ください)

ご協力に感謝申し上げます。

平成 28 年 1 月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学)

TEL & FAX 029-853-7461

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1



